

報告対象案件一覧表

	対象国名	案件名	案件概要
事後報告案件			
1	アルゼンチン、ウルグアイ、ガボン、ベトナム	令和7年度課題別研修「海上犯罪取締り」	海上犯罪取締り業務に従事する実務者を対象とした、海賊対策をはじめとする海上犯罪取締りに必要な知識・技術を講義、視察、実習を通じて包括的に習得することを目指すもの。有事の際に国防省傘下に入るベトナム海上警察職員1名（軍籍非保持）、ウルグアイ海軍沿岸警備局職員1名（軍籍保持）、ガボン海軍職員1名（軍籍保持）、及びアルゼンチン水上警察（有事の際にアルゼンチン海軍の傘下に入る可能性がある）職員1名（軍籍非保持）が参加。
2	アンティグア・バーブーダ	令和2年度無償資金協力「経済社会開発計画」	サルガッサム海藻の除去による水産業及び観光業の発展支援を目的とするもの。収集艇を操船する沿岸警備隊は国軍に属するため。
3	インド、スリランカ、フィリピン、ベトナム、マレーシア	令和7年度課題別研修「海上保安政策プログラム」	日本が培ってきた技術・ノウハウを基に、海上保安の実務と理論を架橋した高度な教育を行うことを通じ、国際法や各国国内法を考察し、海上保安政策の企画・立案に係る高度な能力を持った人材を養成するもの。国防省傘下にあるインド沿岸警備隊職員1名（軍籍非保持）及びスリランカ沿岸警備隊職員3名（軍籍非保持）、並びに有事の際に軍又は国防省傘下に入るフィリピン沿岸警備隊職員2名（軍籍保持及び非保持1名ずつ）、ベトナム海上警察職員1名（軍籍非保持）、及びマレーシア海上法令執行庁職員1名（軍籍非保持）が参加。
4	インド、インドネシア、スリランカ、タイ、バングラデシュ、	課題別研修「海上保安政策プログラム（MS P）」10周年記念招へい事業（2020年度）	課題別研修「海上保安政策プログラム（MS P）」10周年を記念し、海上保安機関間の関係強化、海洋分野の研究者や民間企業関係者との連携強化を目的とした招へいを行うもの。インドネシア海上保安機構、マレーシア海上法令執行庁、

	対象国名	案件名	案件概要
	フィリピン、ベトナム、マレーシア		フィリピン沿岸警備隊、ベトナム海上警察、タイ王立海軍、インド沿岸警備隊、スリランカ海軍、スリランカ沿岸警備隊、バングラデシュ海軍、バングラデシュ沿岸警備隊、モルディブ国防軍沿岸警備隊に所属するMSP修了生等が参加。
5	ウクライナ	「ウクライナ国職業訓練分野における民間セクターとの連携に係る情報収集・確認調査」（2024-2026 年度）	日本企業によるウクライナ職業訓練校との連携可能性を検討するためのパイロット事業の実施を通じて、日本企業との官民連携モデル の取り組みの可能性を確認し、その実施方法及び留意点を明らかにすることを目的とするもの。協力主体であるウクライナ航空大学は、「Department of Military Training」を有している。
6	ウクライナ	令和7年度UNODC拠出金「腐敗リスクへの耐性を強化し、再犯防止に向けた緊急の能力構築を実施することを含む、関税違反や港湾における不正な越境活動に対応するためのウクライナの国境管理機関および刑事司法機関の能力強化」	ウクライナの国境管理・腐敗防止分野における能力強化を通じた犯罪の防止・摘発等を目的とするもの。ウクライナの復旧・復興支援の目的を担保するため。
7	ウクライナ	技術協力プロジェクト「ウクライナ国人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト」（2022-2027 年度）	ウクライナ国家非常事態庁（SESU）に対して緊急的に必要な機材等の供与及び技術指導を行うことにより、地雷・不発弾対策能力の強化・拡大を図るもの。2025年度末に、追加的に地雷探査システムに搭載の機器（ドローン、光学カメラ及び磁気センサーを含む）を供与することとなり、ウクライナの復旧・復興支援の目的を担保するため。

	対象国名	案件名	案件概要
8	ウルグアイ、エクアドル、ペルー	令和7年度UNODC拠出金「南米地域のアジア・太平洋への海上航路における海洋状況把握（MDA）及び海上法執行（MLE）を通じた海上安全保障の強化」	南米地域のアジア・太平洋への海上航路における海上法執行機関等の能力強化を通じた海洋安全保障の強化等を目的とするもの。軍の一組織や軍が指揮権を有する機関が含まれる。
9	ウルグアイ、エクアドル、メキシコ	令和7年度UNODC拠出金「合成麻薬及び前駆物質を含む麻薬取引への対応能力の強化：港湾及びサイバー空間における法の支配の強化」	中南米地域の関係機関等の能力強化を通じた越境麻薬密輸対策に係る国境管理能力の強化等を目的とするもの。軍の一組織や軍が指揮権を有する機関が含まれる。
10	エクアドル、ペルー	令和7年度技術協力プロジェクト「中南米カリブ地域における災害に強靱で持続可能な社会の構築（KIZUNA）プロジェクト」／第三国研修「津波コース（ラテンアメリカ・カリブ海沿岸における津波/科学的基盤、脅威、そして脆弱性）」	中南米カリブ地域における津波リスクに対応するための災害リスク管理と津波警報システムに係る専門家の能力強化を目的とするもの。エクアドル海軍海洋研究所国家津波警報センター（INOCAR）の職員1名（軍籍保持者）及びペルー共和国海軍水利航行局国家津波警報センターの職員1名（軍籍非保持）が参加。
11	エクアドル、コロンビア	令和7年度技術協力プロジェクト「KIZUNA プロジェクト」／総まとめのワークショップ	中南米カリブ地域における津波リスクに対応するための災害リスク管理と津波警報システムに係る専門家の能力強化を目的とするもの。 KIZUNA プロジェクトの総まとめの目的で2026年2月にチリで開催したワークショップにて、エクアドル海軍海洋研究所津波警報センター（INOCAR）及びコロン

	対象国名	案件名	案件概要
			ビア海事総局津波警報センター（DIMAR-CNAT、海軍関連機関）から職員が1名ずつ、計2名が参加したため。同ワークショップは、これまでの成果を総括するとともに、参加国間でのネットワーク強化や今後の協力の方向性について議論するもの。海軍関連機関であるエクアドル海軍海洋研究所津波警報センター（INOCAR）及びコロンビア海事総局（DIMAR）津波警報センター（CNAT）から職員が参加。
12	カンボジア、東ティモール、フィジー、フィリピン、ブルネイ、マレーシア	令和7年度UNODC拠出金「先端技術導入と法の支配の維持：インド・太平洋地域における新興脅威に対する海上法執行能力強化」	インド・太平洋地域の海上法執行機関等の能力強化を通じた海洋安全保障の強化等を目的とするもの。軍の一組織や軍が指揮権を有する機関が含まれる。
13	カンボジア	技術協力プロジェクト「カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクトフェーズ2」（2025年度～2027年度）	カンボジア地雷対策センター（CMAC）の国際協力の能力拡大、技術開発の推進、広報関連ツールの強化を行うことにより、国際的に地雷対策部門の機器や技術の開発を支援するサービスを提供するCMACの能力強化を図るもの。CMACが国際協力を行う国として、ナイジェリアやエチオピアがあり、ナイジェリアでは国防省及びナイジェリア国家地雷対策センター（NMAC）（国防省傘下）が、エチオピアではエチオピア地雷対策事務所（EMAO、国防省傘下）を始めとした人道的地雷・不発弾対策組織等、ASEAN地域ではベトナム国家地雷対策センター（VNMAC、国防省傘下）等の人道的地雷・不発弾対策組織が対象となる。
14	ケニア	第9回アフリカ開発会議（2025年）にともなう本邦招へい	宇宙サイドイベント及び本邦宇宙関連府省庁・民間・大学等との意見交換会に参加し、日本とアフリカ間の宇宙協力の重要性の対外発信を行うとともに、日アフリカ間の人的及び組織的ネットワークの強化を目的とするもの。ケニア国防省傘下のケニア宇宙機関職員1名（軍籍非保持）が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
15	ジャマイカ	第三国研修「地域警察活動普及に係る警察官能力強化」（2023 年度～2026 年度）	地域警察システムの導入を推進することにより、ジャマイカの治安の安定を通じて、市民生活の安定や経済発展を目指すもの。参加者を派遣する警察は、軍と同じジャマイカ国家安全保障省の傘下のため。
16	スリランカ	令和 7 年度「人材育成奨学計画（JDS）」	スリランカ政府の中枢において政策決定に携わることが期待される若手行政官の、本邦大学院における学位（修士号）取得を支援することにより、同国の重点開発課題の解決及び同国との人的ネットワークの構築を図り、もって二国間関係及び取組の強化に寄与するもの。国防省職員（軍籍非保持）1 名が参加。
17	スリランカ	国別研修「海上保安能力強化」（2025～2027 年度）	海難救助、災害対応、海上犯罪取締り等の研修等の実施により、当該職員の海上犯罪取締りや海難救助等に係る能力の向上を図り、もって同国のスリランカ周辺海域における安全確保及び治安維持に資するもの。対象主体となるスリランカ沿岸警備庁はスリランカ国防省傘下の組織。
18	スリランカ、フィリピン	令和 7 年度第三国研修「海上保安官向け能力強化」	マレーシア海上法令執行庁と日本の海上保安庁が共同で、アジア及びアフリカ諸国の海上保安実務担当者を対象とし、海上法執行、捜索・救護等の海上保安能力強化を図るもの。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊職員 2 名（軍籍非保持）及び形式上国防省傘下の組織にあるスリランカ沿岸警備庁職員 1 名（軍籍非保持）が参加。
19	スリランカ	令和 7 年度課題別研修「日本における海洋状況把握（MDA）」	我が国としての MDA の考え方について、ASEAN 諸国を含む我が国シーレーン沿岸国等と共有し、将来的に外国政府機関との我が国システムとの連携を目指すもの。国防省傘下にあるスリランカ沿岸警備庁職員 1 名（軍籍非保持）が参加。
20	タイ	令和 7 年度課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用研修」	国家機関（測量・地図作成、地籍、地殻変動又は火山活動監視）及びそれに準ずる役割を担う機関を対象に、地理空間情報の整備・活用に不可欠な国家基準点（電子基準点）について自国に適した運営維持管理のあり方とその利活用方策を

	対象国名	案件名	案件概要
			策定・展開できる人材の育成を目指すもの。タイ王国軍傘下の組織であるタイ王立測量局の職員1名（軍籍保持）が参加。
21	タイ、ケニア	令和7年度長期研修「宇宙人材育成」	SDGsを効果的に達成するための科学技術的な手段として、地球観測衛星等の人工衛星、特に小型衛星の開発や衛星観測データの利用に関する需要が大きく伸びている東南アジア諸国などから重点対象国を選別し、関連の政策策定や技術開発・利用を担う高度専門人材の育成を行うもの。 タイ王国軍下に属する王立タイ測量局職員（軍籍保持）1名及び国防省傘下のケニア宇宙機関所属の技術者1名（軍籍非保持）が参加。
22	タイ	令和7年度課題別研修「国家測量事業計画・管理」	開発途上の各国において、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する総合的な事業計画及び管理を担う中核人材を養成することで自国の地図行政における将来的な政策立案と業務改善を行えるようにするもの。タイ王国軍傘下の組織であるタイ王立測量局職員（軍籍保持）の職員1名が参加。
23	タジキスタン、モルディブ、レバノン	令和7年度課題別研修「国際テロ対策」	日本の国際テロ対策を紹介するとともに、各国のテロ情勢および対策を共有し、国際テロ対策の諸問題について意見交換を行うほか、各都道府県警察本部や警察署を訪問して警察活動の視察を行うことを通じて、参加国において日本の国際テロ対策が活用されるとともに、研修を通じて構築された参加者間のネットワークを介して、治安・情報機関での情報交換が行われるようになることを目指すもの。タジキスタン内務省職員（軍籍保持者）1名、国防省傘下のモルディブ国防部隊職員1名、及び非常事態宣言等が発出された場合に軍の傘下に入る可能性のあるレバノン国家警察職員1名が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
24	パキスタン、バングラデシュ	令和7年度課題別研修「気象業務能力向上」	我が国気象庁の協力のもと、気象観測、数値予報、気象衛星、気象・気候情報等の気象業務にかかる主要知識・技術を習得するもの。パキスタン国防省傘下の組織であるパキスタン気象局の職員1名（軍籍非保持）及びバングラデシュ防衛省傘下の組織であるバングラデシュ気象局の職員1名（軍籍非保持）が参加。
25	パキスタン	平成30年度無償資金協力「ムルタン市気象レーダー整備計画」及び令和2年度「サッカル市における気象レーダー設置計画」	パンジャブ州ムルタン市及びシンド州サッカル市に新たなレーダーを設置することによりレーダー観測空白地域を補完し、国土の約9割を観測範囲とする気象レーダー観測網を構築することで、パキスタン中部・南部地域の洪水や土石流等の自然災害による被害の軽減に資するもの。 パキスタン政府の機構改革により、航空省が国防省に統合されたことに伴い、JICA事業の実施機関である航空省傘下の組織（パキスタン気象局やパキスタン航空局等）は国防省の傘下の組織に位置付けられることとなった。
26	パキスタン	令和6年度無償資金協力「インダス川洪水管理強化計画」	連邦洪水委員会及びパキスタン気象局等を対象に、インダス川及び支川流域等において水文・水理観測機器・データモニタリングシステムの整備、河川構造物等の改修・補強等を行うもの。 上に同じ。
27	パキスタン	平成29年度無償資金協力「第二次空港保安強化計画」	パキスタンの主要国際空港（ムルタン、ファイサラバード、カラチ）に保安機材を整備することにより、空港保安体制の強化を図るもの。 上に同じ。

	対象国名	案件名	案件概要
28	パキスタン	令和5年度技術協力プロジェクト 「気象予報能力強化プロジェクト」	パキスタン気象局及び気象レーダーサイトにおいて、防災関連機関のニーズを把握する能力の向上、地上観測測器の校正及び維持管理体制並びに地上観測能力の強化、気象レーダーを利用した観測データの品質向上、気象予報の精度の向上を行うことにより、パキスタン気象局の気象観測・予報・気象情報の発信に係る能力向上を図るもの。 上に同じ。
29	パキスタン	令和5年度無償資金協力「人材育成 奨学計画（JDS）」	パキスタン政府の中枢において活躍することが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。 上に同じ。2025年度まで留学していた3名がパキスタン気象局（2名）及び航空局（1名）の所属。来日時はいずれも航空省傘下だった。
30	パキスタン	令和7年度課題別研修「空港の建設、 運営・維持管理総合計画」	建設・運営・維持管理に係る空港計画が作成・提案され、また研修員が作成・提案する今後の活動計画が、研修員の所属先等、自国の空港計画担当部署にて共有・検討されることを目的に実施されるもの。パキスタン国防省傘下の組織であるパキスタン空港公社の職員1名（軍籍非保持）が参加。
31	パプアニューギニア	令和7年度課題別研修「消防・防災」	「仙台防災枠組 2015-2030」における「災害リスクを理解」、「効果的な応急対応のための災害への備え」への取組みとして、様々な火災を想定した消火・救助技術の実技習得に加え、地域で実施する防災啓発活動など、自国で応用可能な日本の消防・防災に関する知識・技術の習得を目的に実施されるもの。国防省傘下の

	対象国名	案件名	案件概要
			消防・救助隊職員 1 名（軍籍非保持）が参加。
32	パラグアイ	個別専門家「宇宙協力支援アドバイザー」（2026-2028 年度）	専門家を派遣し、パラグアイ宇宙庁の制度強化に係る助言や提言、宇宙技術分野における能力強化、日本の機関との共同プロジェクトの形成等を支援するもの。対象主体であるパラグアイ宇宙庁は職員に軍籍保持者を含む。
33	バングラデシュ	技術協力「マタバリ港における運営・維持管理及び経営能力向上プロジェクト」（2021-2027 年度）	同港の円滑なターミナル運営・航行管理能力の強化を実現するための体制の構築、港への集荷方策の検討、新港の利用促進に係る CPA の能力強化等を図るもの。本技術協力プロジェクトの実施機関である CPA は、長官には慣例的に歴代軍出向者が就いており、今次実施予定の本邦研修に参加予定の CPA 長官も軍籍（海軍少将：Rear Admiral）を保有している。
34	バングラデシュ	令和 7 年度技術協力プロジェクト 「MRT 沿線の公共交通指向型開発のための政策策定支援プロジェクト」／ 国別研修「TOD・区画整理・再開発事業（計画・実施）」	MRT 沿線における TOD の政策及びガイドラインの策定、調整メカニズムの構築・運営等にかかる協力を通じ、ダッカにおいて計画に基づく適切な都市開発の推進を図るもの。ダッカ北市役所(DNCC)職員 1 名（軍籍保持）が参加。
35	バングラデシュ	令和 7 年度技術協力「気象気候分析に関する能力向上プロジェクト」における本邦招聘	日本の気象庁の中長期戦略の考え方、対応の歴史、本邦気象業務と気象情報の活用について理解し、自国気象局のあるべき姿、目指すべき姿のイメージを共有し、自国気象局の中長期計画の中で取り上げるべき事項及びその優先順位について共通認識を持ち、合意することを目的にするもの。気象局の所管省庁である国防省から 2 名（軍籍保持 1 名）が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
36	バングラデシュ	国別研修「海上保安能力強化」(2024年度～2027年度)	海上保安全般にかかるバングラデシュ沿岸警備隊 (BCG) の実務能力の向上を通じ、バングラデシュ周辺海域において、海賊、密航・密輸、海上災害、環境保全等の国際的課題への対応強化を図り、同海域における安全な経済活動の実現に寄与するもの。職員の多くを海軍からの出向者が占め、また、有事の際に海軍に支援を提供する BCG を対象とする。
37	フィリピン	令和7年度無償資金協力「人材育成奨学計画 (JDS)」	フィリピン政府の中枢において政策決定に携わることが期待される若手行政官の、本邦大学院における学位 (修士号) 取得を支援することにより、同国の重点開発課題に関する施策・取組の進展及び同国との人的ネットワークの構築を諮り、もって二国間関係及び取組の強化に寄与するもの。国防省職員 (軍籍非保持) 1 名が参加。
38	フィリピン	技術協力プロジェクト「フィリピン沿岸警備隊海上保安能力向上プロジェクト」(2025-2028年度)	フィリピン沿岸警備隊が犯罪捜査及び多目的船の運用・維持管理を迅速かつ適切に実施する体制を確立し、当該分野の能力向上を図るもの。対象主体であるフィリピン沿岸警備隊は、有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されている。
39	フィリピン	令和7年度長期研修「仙台防災枠組に貢献する防災中核人材育成」	各種自然災害 (洪水、台風などの水害、土砂災害、地震、津波、火山等の地象災害) に対して災害マネジメントサイクルのうち、特に抑止減災や復旧復興 (Build Back Better) の段階において、仙台防災枠組に沿った各国における事前防災投資の拡大を含む防災の主流化の推進と防災体制の強化に貢献できる指導的研究者・技術者・行政官を育成するもの。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊職員 1 名 (軍籍非保持) が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
40	フィリピン	技術協力プロジェクト「グレートメトロマニラにおける地震津波災害に係る災害リスク削減・マネジメントプロジェクト」(2026-2029 年度)	グレートメトロマニラの地震津波防災計画の策定・更新を行い、対象地域の地方自治体が掲げる対策の検討・実施支援や能力強化、並びに GMM における防災体制の強化を図るもの。対象主体である市民防衛局がフィリピン国防省傘下の組織。
41	フィリピン	令和 7 年度長期研修「国際公法の中核人材」	我が国において国際公法に係る研修機会を提供することで、フィリピン国における国際公法の中核人材育成を図るもの。 有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊職員 2 名（軍籍非保持）が参加予定。
42	ベトナム	令和 7 年度課題別研修「救難・環境防災」	各国の海上保安実務者が、海難の救助、海上で発生する事故・自然災害への対応、及び海洋環境保全に関する知識・技能について習得することを目指すもの。 有事の際に国防省傘下に入るベトナム海上警察職員 1 名（軍籍非保持）が参加。
43	ペルー	令和 7 年度国別研修「海洋汚染対応コース」	原油流出事故が発生した際の対応に責任を有する行政機関等の事故対処能力向上を図り、もって同種の事故発生時の迅速かつ適切な対応の強化（油流出範囲の拡大や環境汚染などの影響を最小限に抑える等）に寄与するもの。ペルー国防省に属するペルー港湾海上保安総局（DICAPI）所属の海軍籍保持者 1 名が参加。
44	マリ	令和 7 年度第三国研修「中西部アフリカ地域国際金融犯罪対処能力強化」	国際刑事警察機構（INTERPOL）と連携し、ナイジェリアとコートジボワールにおいて、中西部アフリカ地域の 18 か国の金融情報機関や法執行機関の職員を対象に、マネーロンダリング、テロ資金供与、汚職を含む金融犯罪への対処に関する研修を行うもの。マリ国家警察から職員 3 名（軍籍保持）が参加。
45	マレーシア	国別研修「マレーシア海上法令執行庁総合的海上保安管理能力向上」(2024 年度～2026 年度)	マレーシア海上法執行庁（MMEA: Malaysian Maritime Enforcement Agency）の海上保安能力の強化を図ることを目的に実施するもの。対象主体である MMEA は、有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されている。

	対象国名	案件名	案件概要
46	マレーシア	個別専門家「マレーシア海上法令執行庁海上保安アドバイザー」（2024-2027年度）	マレーシア海上法令執行庁の人材育成を効果的・効率的に進めるため、国際的な動向や同国内の関連法・政策、先進技術に関する理解を促進し、より効果的かつ実践的な研修の実施を促進することを目的とするもの。有事の際に軍又は国防省の指揮命令下に置かれるマレーシア海上法令執行庁を対象とする。
47	マレーシア	令和7年度課題別研修「国際公法（海洋法と国際紛争の平和的解決）」	国際社会における法の支配の観点から国際法の意義を再確認するとともに、海洋法及び国際紛争の平和的解決のメカニズムについて理解を促進し、各国における国際法の実践能力の強化を図るもの。有事の際に軍又は国防省傘下に入るマレーシア海上法令執行庁（MMEA）職員2名（軍籍非保持）が参加。
48	モルディブ	国別研修「海上保安能力強化」（2025-2026年度）	海上における犯罪を取り締まるための知識や技能を習得し、法執行能力の向上を図ることを目的に実施するもの。国防省傘下のモルディブ沿岸警備隊を対象とする。2025年度に2名、2026年度に2名、課題別研修の上乗せで来日予定。
49	モルディブ	令和7年度課題別研修「海図作製技術－航行安全・防災のために－（国際認定資格B級）」	水路測量又は海図作成を担う各国政府及び政府関係機関に在籍する技術者を対象とし、海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的として実施するもの。モルディブ国防省傘下の海洋情報局の職員1名（軍籍保持）が参加。
50	モルディブ	令和7年度課題別研修「コミュニティ防災」	自然災害に対する防災・公助の重要性を理解し、その上で公助の及ばない地域・期間・災害規模に対しては個人・コミュニティによる自助・共助により災害被害を低減せざるを得ないことを理解し、日本のコミュニティレベルでの防災活動を学習・体験することを通じて、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を習得することを目的に実施するもの。モルディブ国防省傘下の組織であるモルディブ消防・救助隊の職員1名（軍籍保持）が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
51	レバノン	令和7年度課題別研修「サイバー犯罪対処能力向上」	日本におけるサイバー犯罪事案に用いられる捜査手法及び適用される法律について、また、犯罪抑止のための民間事業者との連携について紹介するとともに、犯罪に関係した電子機器からデータを抽出し、証拠化するデジタルフォレンジック分野の取組を紹介するもの。レバノン国軍 IT 総局職員 1 名（軍籍保持）が参加。
52	レバノン	令和7年度UNDP拠出金「人間の安全保障の推進：レバノンにおける安定化と人間の安全保障のための紛争後の復興における民軍協力（CIMIC）を通じた国家と国民間の信頼強化」	紛争によって失われた公共インフラを復旧し、住民への基本的なサービス提供を再開することで、国家と市民間の信頼を再構築し、国内避難民の安全な帰還を促進するもの。レバノン軍の民軍協力部門と連携して紛争によって失われた公共インフラ復旧等に取り組むため。
1 回目モニタリング実施案件			
1	アルゼンチン、バングラデシュ	令和6年度課題別研修「気象業務能力向上」（ 第80 適正会議 ）	我が国気象庁の協力のもと、気象観測、数値予報、気象衛星、気象・気候情報等の気象業務にかかる主要知識・技術を習得するもの。アルゼンチン国防省傘下の組織であるアルゼンチン国立気象局の職員 1 名（軍籍非保持）及びバングラデシュ防衛省傘下の組織であるバングラデシュ気象局の職員 1 名（軍籍非保持）が参加。
2	アルバニア	令和6年度課題別研修「自然災害に対する森林の防災機能など生態系を活用した防災・減災（ECO-DRR）機能強化のための能力向上」（ 第80 適正会議 ）	森林が有する防災機能（水源かん養、土砂災害防止、気候緩和等）を含む自然生態系を活用した防災・減災（ECO-DRR）の取組事例などを理解することを通じ、各途上国における自然災害の軽減に向けた取組への参考とし、防災の強化、拡充に資することを目的に実施するもの。アルバニア防衛省傘下の国家保護庁の職員 1 名（軍籍非保持）が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
3	インドネシア	令和6年度課題別研修「海図作製技術－航行安全・防災のために－（国際認定B級）」（国別枠での参加）（ 第80回適正会議 ）	水路測量又は海図作製を担う各国政府及び政府関係機関に在籍する技術者を対象とし、海図作製及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的とするもの。インドネシア海軍の一部局である海洋業務センターから1名、軍籍を保持する職員（現役軍人）が参加。
4	カンボジア	令和4年度「シハヌークビル州カンボジアベトナム友好病院中古救急車及び消防車整備計画」（ 第68回適正会議 ）	カンボジアベトナム友好病院に中古救急車2台及び中古消防車2台を整備することにより、シハヌークビル州内及び隣接州で発生する救急・救助活動の際に、より迅速に対応できる能力の向上を図り、もって地域住民の安心・安全な生活確保に寄与する。対象主体がカンボジア海軍管轄下の病院であるため。
5	キルギス・トルクメニスタン	令和5年度課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災」（ 第75回適正会議 ）	我が国の国際防災協力の一環として、中央アジア・コーカサス地域の防災対策・災害対策担当者と「仙台防災枠組2015-2030」に反映された我が国が幾多の自然災害から得た経験と教訓を共有し、同地域における防災・減災社会の構築に貢献しようとするもの。軍機関からの出向者・軍籍を有する者も所属する文民機関であるキルギス非常事態省職員1名（軍籍非保持）及び国防省傘下のトルクメニスタン民間防衛・救助活動総局職員1名（軍籍保持）が参加。
6	キルギス、タジキスタン	令和6年度課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災」（ 第80回適正会議 ）	日本が過去の多種多様な自然災害を通じて蓄積してきた経験や事例を踏まえ、防災に関する基本的な知見を共有するとともに、地方防災計画の策定演習を通じて、自国の災害リスクの適切な評価に基づく防災計画策定手法の理解を深め、自国において地方防災計画の策定を促進することを目的に実施されるもの。タジキスタン非常事態・市民防衛委員会の職員1名（軍籍保持）及びキルギス非常事態省の職員2名（軍籍保持）が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
7	コモロ、スリランカ	令和6年度課題別研修「救難・環境防災」(第80 適正会議)	各国の海上保安実務者が、海難の救助、海上で発生する事故・自然災害への対応、及び海洋環境保全に関する知識・技能について習得することを目指すもの。国軍の組織であるコモロ沿岸警備隊の職員1名(軍籍保持)、国防省傘下にあるスリランカ沿岸警備庁の職員3名(軍籍保持)が参加。
8	ジョージア、タイ、バングラデシュ	令和6年度課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用研修」(第80 適正会議)	国家測量機関、火山・地震観測研究機関を対象に、地理空間情報の整備・活用に不可欠な国家基準点について自国に適した管理のあり方とその利活用方策を策定・展開できる人材の育成を目標とするもの。タイ王国軍傘下の組織であるタイ王立測量局の職員1名(軍籍保持)、バングラデシュ国防省傘下の組織であるバングラデシュ測量局の職員2名(軍籍非保持)及びジョージア防衛省の職員1名(軍籍非保持)が参加。
9	スリランカ	スリランカ技術協力「流域戦略に基づく地方防災計画策定を通じた防災主流化促進プロジェクト」(第50 回適正会議)	主要都市であるコロンボを含むケラニ川流域を対象に、地方防災計画の策定を支援するとともに、各開発セクターの事業形成段階における防災の視点導入を目的とした開発事業申請書フォーマットに関して防災関連項目の改善及び記載マニュアルを整備すること。対象機関である災害管理センターがスリランカ国防省の傘下。
10	スリランカ	スリランカ技術協力「スリランカにおける降雨による高速長距離土砂流動災害の早期警戒技術の開発」(第50 回適正会議)	土砂災害の一種である高速長距離土砂流動の発生・流動過程の評価技術の開発や、リスクコミュニケーション手法・手順の強化。対象機関である国家建築研究所がスリランカ国防省の傘下。
11	スリランカ	令和5年度日本NGO連携無償資金協力案件「ビジネスとコミュニティにおける災害時の官民連携による体制強	スリランカ国内で、マルチアクターによる災害対応時のネットワークの機能を強化し、大規模な災害対応も可能な持続的な基盤をコロンボ及び地方部において強化することを目的としたもの。本事業の専門家による訓練にスリラ

	対象国名	案件名	案件概要
		化、および捜索救助の人材育成」(第75回適正会議)	ンカ国軍関係者(約12名)が参加。
12	セネガル、カーボベルデ	令和4年度課題別研修「アフリカ総合防災」(第68回適正会議)	日本が過去の多種多様な自然災害を通じて蓄積してきた経験や事例を踏まえ、防災に関する基本的な知見を共有するとともに、自国の災害リスクの適切な評価に基づく防災計画策定手法の理解を深め、自国において地方防災計画の策定を促進することを目的に地方防災計画の策定演習を行うもの。セネガル国家消防隊職員(軍籍保持)、災害発生時に国防軍と協働するカーボベルデ国民保護・消防庁の職員が参加。
13	セネガル	令和4年度課題別研修「サブサハラアフリカ 気候変動に対するレジリエンス強化のための砂漠化対処」(第68回適正会議)	アフリカ地域各国の中央又は地方政府において、砂漠化に関する国際的な議論を理解し、土地の劣化と砂漠化に対応するための日本及び諸外国の措置と事例を学び、参加者が所管する政策と計画を改善することを目的に行動計画の策定を行うもの。セネガル環境省(軍籍保持)が参加。
14	セネガル	令和5年度課題別研修「アフリカ仏語圏地域 女性と子どもの健康改善」(第75回適正会議)	女性と子どもの健康改善に関する国際的な視点や日本・他国の参加者の経験の共有を通じて、自ら又は所属する組織が実施できる活動を明確化することを目指すもの。軍籍を有するセネガル保健・社会活動省ジガンショール州医務局長(1名)の研修参加。
15	タイ	令和6年度課題別研修「国家測量事業計画・管理」(第80回適正会議)	開発途上国において、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核人材を養成することを目的に実施するもの。タイ王国軍傘下の組織であるタイ王立測量局職員(軍籍保持者)の職員1名が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
16	タジキスタン	令和6年度課題別研修「救急救助技術」(第80 適正会議)	救急救助の知識と技術の向上と普及のために必要な能力を習得するとともに、各所属先での救急救助技術向上に係る人材育成プランが作成できるようになることを目的とするもの。タジキスタン内務省の職員（軍籍保持）が1名参加。
17	タジキスタン	令和6年度課題別研修「税関行政（A）」(第80 適正会議)	税関政策と行政を改善するために対策をとる必要のある課題を特定し、税関改革と近代化のためのアクションプランが作成できるようになることを目的に実施されるもの。タジキスタン税関局の職員1名（軍籍保持）が参加。
18	タジキスタン、モルディブ	令和6年度課題別研修「国際テロ対策」(第80 適正会議)	日本の国際テロ対策を紹介するとともに、各国のテロ情勢および対策を共有し、国際テロ対策の諸問題について意見交換を行うほか、都道府県警察本部や警察署を訪問して警察活動の視察を行うことを通じて、参加国において日本の国際テロ対策が活用されるとともに、研修を通じて構築された参加者間のネットワークを介して、治安・情報機関での情報交換が行われるようになることを目指すもの。軍籍を有するタジキスタン内務省職員1名、国防省傘下にあるモルディブ国家テロ対策センターの職員1名が参加。
19	タジキスタン、レバノン	令和6年度課題別「サイバー犯罪対処能力向上」(第80 適正会議)	サイバー犯罪への対処等に係る知識・経験を習得するとともに、国境を越えて行われるサイバー犯罪への対応に必要な捜査機関同士の協力関係の強化を目指すもの。レバノン国軍情報戦略部サイバー犯罪対策捜査ユニット職員1名（軍籍保持）及びタジキスタン内務省組織犯罪対策局テロ犯罪防止・対策課職員1名（軍籍保持）が参加。
20	バングラデシュ	無償資金協力「ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画」(第11 回適正会議)	気象観測・予測能力の向上を通じ、災害被害の低減に資するもの。協力対象のバングラデシュ気象局が国防省傘下であるため。

	対象国名	案件名	案件概要
21	バングラデシュ	令和元年度対バングラデシュ技術協力プロジェクト「国家地理空間情報整備支援プロジェクト」(第 50 回適正会議)	バングラデシュの「国家空間データ基盤」(NSDI) 構築及び地理空間情報整備の推進に係るバングラデシュ政府関係機関の能力強化に資するもの。本事業の対象主体が、バングラデシュ国防省傘下の組織であるバングラデシュ測量局。
22	バングラデシュ	令和 6 年度課題別研修「海上交通安全 (国際認定 VTS 管制官コース)」(第 80 回適正会議)	国際航路標識協会 (IALA) が定める訓練カリキュラム (R0103) に基づく実習を通じて、船舶通航サービス (VTS : Vessel Traffic Service) 管制官として必要な知識・技能を習得するとともに、日本及びマレーシアにおける講義、施設見学、現場実習等を通じて、異なる海上交通環境下における VTS センターの運用事例や人材育成システム等についての知見を深め、自国の現場で活用できることを目指すもの。職員の多くを海軍の出向者が占め、有事の際に海軍に支援を提供するバングラデシュ沿岸警備有事の際に軍又は国防省傘下に入るバングラデシュ沿岸警備隊 (BCG) 職員 1 名 (非軍籍非保持者) が参加。
23	フィジー、マレーシア	令和 5 年度課題別研修「海図作製技術－航行安全・防災のために－ (国際認定 B 級)」 (国別枠での参加) (第 75 回適正会議)	水路測量又は海図作製を担う各国政府及び政府関係機関に在籍する技術者を対象とし、海図作製及び海洋情報の収集・活用能力の向上。フィジー水路局職員 1 名 (軍籍保持者)、マレーシア国防省傘下のマレーシア国立水路センター職員 1 名 (軍籍保持) が参加予定。
24	フィリピン、マレーシア、スリランカ、バングラデシュ	令和 5 年度課題別研修「海上保安政策プログラム」(第 75 回適正会議)	日本が培ってきた技術・ノウハウを基に、海上保安の実務と理論を架橋した高度な教育を行うことを通じ、国際法や各国国内法を考察し、海上保安政策の企画・立案に係る高度な能力を持った人材を養成する。有事の際に軍又は国防省傘下に入るフィリピン沿岸警備隊職員 2 名 (軍籍非保持)、マレーシア海上法令執行庁職員 1 名 (軍籍非保持)、国防省傘下にあるスリランカ沿

	対象国名	案件名	案件概要
			岸警備庁職員 2 名（非軍籍保持者）、職員の多くを海軍の出向者が占め、有事の際に海軍に支援を提供するバングラデシュ沿岸警備隊職員 1 名（軍籍非保持）が研修参加予定。
25	フィリピン	令和 6 年度課題別研修「海事行政における検査能力強化を通じた船舶安全の確保」（国別枠での参加）（ 第 80 適正会議 ）	船舶検査官や海事行政官等に所属する者を対象に、船舶検査の適切な執行の強化等を目的として実施するもの。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊職員 1 名（軍籍非保持者）が参加。
26	フィリピン	令和 6 年度課題別研修「海上犯罪取締り」（国別枠での参加）（ 第 80 適正会議 ）	海上保安機関や海上警察機関の現場指揮官を対象に、海上犯罪の取締強化を目的として実施するもの。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊職員 1 名（軍籍非保持）が参加。
27	フィリピン、ベトナム	令和 6 年度国別研修「こじま乗船研修及び国内研修」（ 第 80 適正会議 ）	海上保安機関の職員が、日本の海上保安庁所属の練習船「こじま」に乗船し、船舶の運用や維持管理に係る技術研修を行うもの。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊の職員 2 名（軍籍非保持）及びマレーシア海上法令執行庁の職員 1 名（軍籍非保持）、国防大臣の指揮を受けるベトナム海上警察の職員 1 名（軍籍非保持）が参加。
28	フィリピン	令和 6 年度国別研修「制圧指導官研修」（ 第 80 適正会議 ）	海上保安に係る指導官等を対象とし、海上法執行に必要な制圧技術等に関する知識及び技能並びに同技術の指導方法の習得を目的に実施されるもの。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊の職員 2 名（軍籍非保持）及びマレーシア海上法令執行庁の職員 2 名（軍籍非保持）が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
29	フィリピン	令和6年度マレーシア第三国研修「海上保安官向け能力強化」(第80 適正会議)	海上法執行、捜索・救護等にかかる第三国研修であり、アジア及びアフリカ諸国の海上保安実務担当者を対象とし、各国の海上保安能力強化を図るもの。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊職員2名（軍籍非保持者）が参加。
30	フィリピン	令和6年度国別研修「上級鑑識研修」(第80 適正会議)	鑑識捜査に従事する海上保安職員を対象とし、海上法執行に係る鑑識の知識及び技術の習得を目的に実施されるもの。有事の際に軍又は国防省傘下に入ることが規定されているフィリピン沿岸警備隊の職員4名（軍籍非保持）が参加。
31	ベトナム	平成28年度対ベトナム技術協力プロジェクト「ビジネス環境整備にかかる能力向上プロジェクト」(第50 回適正会議)	ベトナムにおける電子政府化に関する同国首相・副首相の決定の基となる文書を起案する首相府各部局の課長・課長補佐クラスの職員に対し、必要な情報を体系的かつ適時に提供できる能力を養成するための研修。ベトナム政府情報セキュリティ委員会副委員長（軍籍保持）の参加。
32	ベトナム、カンボジア	令和5年度マレーシア第三国研修「海上保安官向け能力強化」(第75回適正会議)	海上法執行、捜索・救護等に必要な知識や技術の習得を目指し、参加国の海上保安体制強化や海上保安組織職員の能力強化及び国際人的ネットワークの強化を図るもの。ベトナム国防省及びカンボジア国防省傘下組織である国家海上保安委員会から2名ずつ、それぞれ軍籍を有する職員が参加。
33	ペルー	令和6年度課題別研修「中南米総合防災」(第80 適正会議)	災害リスクを根本的に軽減するための計画立案とその実践の理解を深めるための講義を実施し、日本の経験や事例を踏まえ、防災に関する基本的な知見を共有するもの。ペルー国家防災庁職員（軍籍非保持）1名が参加。
34	マダガスカル	令和6年度課題別研修「地域警察」(第80 適正会議)	各国の警察組織の職員を対象に、日本の地域警察の制度や取り組み、さらに警察官の育成方法について紹介し、自国での地域警察の展開に必要な知識やノウハウを学ぶもの。有事の際に軍の傘下に入る国家警察の職員1名（軍籍

	対象国名	案件名	案件概要
			非保持) が参加。
35	マレーシア	令和4年度課題別研修「海図作製技術－航行安全・防災のために－(国際認定資格B級)」(国別枠での参加)(第80 適正会議)	海図作製及び海洋情報の収集・活用に係る途上国政府関係者の能力向上を図ることにより、海上交通の安全を確保し海上交易を促進するとともに、防災や海洋の環境保全の政策立案能力を向上させるもの。研修への軍籍保持者の参加。
36	モルディブ	令和2年度対モルディブ無償「海洋救助コーディネーションセンター能力強化計画(UN連携/UNODC実施)」(第56 回適正会議)	海上救助コーディネーションセンターの建設と、海上保安に関する研修を行うことにより、海難救助・海上犯罪への対応強化を図り、もって社会の安定化を通じ同国の経済社会開発に寄与するもの。対象主体がモルディブ国軍傘下の沿岸警備隊であるため。
37	モルディブ	令和6年度課題別研修「消防・防災」(第80 適正会議)	「仙台防災枠組 2015-2030」における「災害リスクを理解」、「効果的な応急対応のための災害への備え」への取組みとして、様々な火災を想定した消火・救助技術の実技習得に加え、地域で実施する防災啓発活動など、自国で応用可能な日本の消防・防災に関する知識・技術の習得を目的に実施されるもの。モルディブ国防省傘下の消防・救助隊職員1名(軍籍保持)が参加。
38	モルディブ	令和6年度課題別「航空保安対策」(第80 適正会議)	国際民間航空機関(ICA0)の定める国際標準と勧告方式、これらに基づく我が国の航空保安体制や各種対策等について座学・実地視察を通じて習得し、以て自国の航空保安能力強化を図るもの。モルディブ国防省職員2名(軍籍非保持)が参加。
2回目モニタリング実施案件			

	対象国名	案件名	案件概要
1	アルバニア	令和4年度課題別研修「自然災害に対する森林の防衛機能など生態系を活用した防災・減災機能強化のための能力向上」(第68回適正会議)	森林の防災機能を含む ECO-DRR について理解し、それらの機能を踏まえた防災体制の確立と強化が図られるための必要な能力を育成することにより、各途上国における自然災害の軽減に向けた取組への参考とし、防災の強化、拡充に資することを目的に実施するもの。アルバニア国家保護庁職員（軍籍非保持）が参加。
2	インドネシア	令和5年度技術協力プロジェクト「犯罪抑止活動推進プロジェクト」の予算を活用して実施される国別研修「東南アジア3カ国テロ対策セミナー」(第68回適正会議)	インドネシアの治安・情報機関のテロ対処能力強化及び、周辺国（マレーシア、フィリピン）及び日本との国際テロ対策にかかる協力関係強化に資するもの。インドネシアから本研修に参加する3機関（国家警察、BNPT 及び BIN）の参加者6名のうち1名は、BNPT に所属するものの軍籍を有する職員（現役軍人）である。
3	インドネシア	令和4年度インドネシア海上保安機構 BAKAMLA 長官及び職員の本邦招へい(第68回適正会議)	インドネシア海上保安機構の長官含む高官（軍籍を有する者）を本邦招へいし、日本海上保安庁の海上保安大学校の施設視察や人材育成体制についての意見交換・サイト視察等の機会を提供し、今後の BAKAMLA 向けの案件形成・実施をより円滑に進めていくもの。招へい予定の3名は、BAKAMLA に所属するものの軍籍を有する職員（現役軍人）である。
4	インドネシア	令和元年度「離島開発及び漁業監視能力強化計画」(第68回適正会議)	インドネシアの領海及び管轄海域までの違法漁業の監視、海洋・水産資源の監視・管理、漁民の保護等の海上安全・治安維持に係る業務を担っている監視総局に対し、漁業監視船を供与することにより、同国の離島地域の水産業の活性化及び監視総局の海上法執行能力の強化を図る。本件で供与予定の漁業監視船は監視海域によっては、監視総局が現在所有する銃器を本船の船員が自己防衛のために携帯する可能性があること、また銃座を設置する予定であることが判明。

	対象国名	案件名	案件概要
5	ウクライナ	令和4年度課題別研修「サイバー攻撃防御演習」(第68回適正会議)	開発途上国の情報セキュリティを所管する官庁又は部局等の情報セキュリティ担当者を対象に、全世界的に増加する標準型攻撃等の新たなサイバー攻撃への対応能力の向上、及びインシデントレスポンス（被害の早期発見、検知、並びに対処）能力の向上を図ることを目的に実施するもの。ウクライナ情報保障・サイバー防御共同センター職員（軍籍非保持）が参加。
6	エクアドル	令和4年度第三国研修「エコシステムベースの参加型流域管理」(第68回適正会議)	中南米地域において、生態系保全と持続的な参加型開発手法による流域管理活動のための普及体制が確立されるよう、参加対象国の担当機関職員や技術普及員の実施能力を強化する。研修にエクアドル海軍職員が参加。
7	キルギス、トルクメニスタン	令和3年度課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災」(第62回適正会議)	日本が蓄積してきた防災に関する基本的な知見を共有すると共に、地方防災計画の策定演習を通じて、自国の災害リスクの適切な評価に基づく防災計画作成手法の理解を深め、地方防災計画の策定を促進する。軍籍保持者が多数在籍する組織が研修対象であるため。
8	キルギス、タジキスタン	令和4年度課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災」(第68回適正会議)	日本の中央・地方政府を始めとする多様なステークホルダーが行う災害対策に関する理解を通じ、参加者が総合的な防災・減災の考え方にに基づき、自国・地域における防災・減災社会の推進及び中央アジア・コーカサス地域における防災分野での地域連携強化に寄与するもの。キルギス共和国非常事態省職員2名（両名軍籍保持者）及びタジキスタン非常事態・市民防衛委員会職員2名（両名軍籍保持者）の参加。
9	コロンビア	第三国研修「地雷対策」(第35回適正会議)	コロンビア地雷対策機関である DAICMA 及び関係機関の地雷除去等をはじめとした地雷対策能力向上に資するもの。国防省及び陸軍の人的地雷対策除去担当者が研修に参加。

	対象国名	案件名	案件概要
10	コロンビア	令和3年度課題別研修「地震学・耐震工学・津波防災」(第62回適正会議)	地震・津波防災および復興政策に貢献できる地震学・耐震工学・津波防災分野の指導的研究者・技術者・行政官を育成するもの。コロンビア海洋研究機構(DIMAR・防衛省傘下)の職員(軍籍非保持)が参加。
11	ジャマイカ、スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、モーリシャス、モルディブ	令和4年度課題別研修「救難・環境防災」(第68回適正会議)	海難救助、海上防災及び海洋環境保全にかかる知識・技能(我が国の知見を含む)の習得・向上により、対象国の関連分野における能力向上を図るもの。ジャマイカ国防軍職員(軍籍保持)、スリランカ沿岸警備庁職員(軍籍保持)、モーリシャス国立沿岸警備隊職員(軍籍非保持)、モルディブ沿岸警備隊職員(軍籍保持)、フィリピン沿岸警備隊職員(軍籍非保持)、バングラデシュ沿岸警備隊職員(軍籍保持)が参加。
12	スリランカ、バングラデシュ	令和3年度課題別研修「海上保安政策プログラム」(第62回適正会議)	海上保安業務の遂行能力向上を目的に、海上保安の実務と理論を架橋した高度な教育を行うもの。バングラデシュ沿岸警備隊職員(軍籍非保持2名)、スリランカ沿岸警備庁職員(軍籍非保持2名)が参加。
13	スリランカ	令和3年度 NGO 連携無償資金協力「ビジネスとコミュニティにおける災害時の官民連携における体制強化、および捜索救助の人材育成」(第75回適正会議)	官民パートナーシップ促進及び緊急対応の能力強化に取り組むもの。本事業の研修へのスリランカ国軍関係者の参加。
14	スリランカ、フィリピン	令和4年度課題別研修「海上犯罪取締り」(第68回適正会議)	各国の現場指揮官クラスを対象に、アジア及びソマリア海賊対策をはじめとする海上犯罪取締りに必要な知識・技術につき、講義、視察、実習を通じて包括的に習得することを目指すもの。フィリピン沿岸警備隊職員(軍籍保持)、スリランカ沿岸警備庁職員(軍籍保持)が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
15	セネガル、カーボベルデ	令和4年度課題別研修「アフリカ総合防災」(第68回適正会議)	日本が過去の多種多様な自然災害を通じて蓄積してきた経験や事例を踏まえ、防災に関する基本的な知見を共有するとともに、自国の災害リスクの適切な評価に基づく防災計画策定手法の理解を深め、自国において地方防災計画の策定を促進することを目的に地方防災計画の策定演習を行うもの。セネガル国家消防隊職員（軍籍保持）、災害発生時に国防軍と協働するカーボベルデ国民保護・消防庁の職員が参加。
16	セネガル	令和4年度課題別研修「サブサハラアフリカ 気候変動に対するレジリエンス強化のための砂漠化対処」(第68回適正会議)	アフリカ地域各国の中央又は地方政府において、砂漠化に関する国際的な議論を理解し、土地の劣化と砂漠化に対応するための日本及び諸外国の措置と事例を学び、参加者が所管する政策と計画を改善することを目的に行動計画の策定を行うもの。セネガル環境省職員（軍籍保持）が参加
17	パナマ	令和3年度第三国研修「エコシステムベースの参加型流域管理」(第62回適正会議)	中南米地域において、生態系保全と持続的な参加型開発手法による流域管理活動のための普及体制が確立されるよう、参加対象国の担当機関職員や技術普及員の実施能力を強化するもの。軍職員・軍大学職員（軍籍保持者含む）が参加。
18	パプアニューギニア	令和4年度 JICA 課題別研修「水災害被害の軽減に向けた対策」(第68回適正会議)	日本の治水・防災等に関する制度・対策についての講義・視察等を通じた、水災害対策に係る政策立案・実施における能力強化に資するもの。パプアニューギニア国防省傘下の災害管理センター職員（軍籍非保持）が参加。
19	バングラデシュ	令和4年度課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用」(第68回適正会議)	地理空間情報を整備・活用する上で位置の基準である国家基準点の管理の重要性を認識し、GNSS 連続観測点網の構築と世界測地系（世界共通の経緯度の基準）への対応を想定して、自国に適した国家基準点の管理のあり方とその利活用方策を提案し、その実現に向けた計画を策定できるようになることを目指すもの。バングラデシュ測量局（国防省傘下）職員2名（両名とも軍籍

	対象国名	案件名	案件概要
			非保持) の参加。
20	ボツワナ	令和4年度課題別研修「ICT 案件形成能力向上 (A)」(第 68 回適正会議)	ICT 技術者のみならず、様々な立場で各分野（医療、農業、産業振興、防災、教育等）に携わる関係者が、自己の持つ課題を ICT をツールとして活用することによってそれぞれの開発課題を解決していく能力を身に付けることを目指すもの。ボツワナ共和国防衛・公正・安全保障省職員（軍籍非保持）が参加。
21	マレーシア	令和4年度課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力推進」(第 68 回適正会議)	日本を含む、アジア各国の関係者の人身取引対策（特に予防、被害者保護・自立支援）に係る取り組みの理解促進及びより効果的な地域連携の促進に資するもの。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているマレーシア海上法令執行庁職員1名（軍籍非保持）が参加。
22	モルディブ	令和元年度対モルディブ無償資金協力「経済社会開発計画」(第 46 回適正会議)	モルディブ政府に日本製のテロ対策機材（警察車両、液体検査装置、可搬型 X 線不審物検査装置等）を供与することで同国のテロ・治安対策能力の強化を図り、社会の安定化を通じた経済社会開発に寄与するもの。対象主体がモルディブ国防省傘下の空港保安司令部。
23	モルディブ	令和4年度課題別研修「航空保安セミナー」(第 68 回適正会議)	航空保安体制・対策等に関し座学を通じて、また、保安検査手法や各種事案発生時の対応等に関し実技訓練や訓練実習を通じてそれぞれ習得し、これらを踏まえて作成される航空保安対策強化のためのアクションプラン案を自国関係者に共有することを目指して実施されるもの。モルディブ国防省職員（軍籍保持1名、軍籍非保持1名）が参加。

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：アルゼンチン、ウルグアイ、ガボン、ベトナム
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：アルゼンチン水上警察 1 名、ウルグアイ海軍沿岸警備局 1 名、ガボン海軍 1 名、ベトナム海上警察 1 名を含む 15 名。
- (3) 案件名：令和 7 年度課題別研修「海上犯罪取締り」
- (4) 計画の要約：
海上犯罪取締り業務に従事する実務者を対象とした、海賊対策をはじめとする海上犯罪取締りに必要な知識・技術を講義、視察、実習を通じて包括的に習得することを目指すもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

【アルゼンチン】経済発展のために様々な輸出入障壁の緩和・削減に取り組んでいる。その中で、輸出入の約 3 割は水運・海運によるものである。アルゼンチンの国別開発方針では地域経済活性化を重点分野として掲げており、本研修はアルゼンチン水上警察を通じて水運・海運の持続的発展を通じて経済活性化に寄与するもの。2024 年 6 月の G7 サミットにおいて当時の岸田首相は日本として同国の持続的成長を後押ししていきたい旨を伝えており、また両国首脳は、価値や原則を共有する「戦略的パートナー」である日本とアルゼンチンとの間で、国際場裡における協力を推進していくことで一致している。

【ウルグアイ】沿岸警備業務は海軍が担っており、監視・予防・捜査等の業務を遂行している。近年、ウルグアイでは海上での密輸（薬物・武器）、不法操業等の問題が深刻化しており、知識・技術の向上、人材の育成が急務となっている。当該セクターへの支援を通じた海上安全や治安維持は、当国の経済発展上重要な観光振興や物流ハブとしての機能強化において極めて重要であり、国別開発協力方針の重点分野「民間セクター開発」に貢献するものとして重視されている。

【ガボン】持続可能な経済成長を実現するとともに、2025 年までに新興国入りを目指す「台頭するガボン(Gabon Emergent)政策」を推進し、特に、環境保全、産業の多角化と高付加価値化、行政改革等を通じた経済発展の実現に力を入れている。このことを受け、我が国は対ガボン国別開発協力方針の重点目標の一つとして産業多角化を支援するとしており、そのためには、海賊活動や違法取引の取締まり等の海上犯罪取締りによる海上保安強化も、安定的な輸出入の促進ために必要不可欠である。

【ベトナム】海上輸送路の確保や、ASEAN 各国との経済関係を発展させる上で、我が国にとって地政学的な重要性を有する。ベトナム国の国別開発協力方針においては、①成長と競争力強化、②脆弱性への対応、③ガバナンス強化が重点分野

として掲げられている。本研修は、③の協力として実施している司法・立法・法執行能力強化プログラムに貢献するものである。また、両国関係は、2023 年 11 月の日越首脳会談において「アジアと世界における平和と繁栄のための包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされ、共同声明には「両首脳は、双方の海上保安当局間の合同訓練、情報共有及び能力構築を含む協力活動の強化を通じて、海洋安全保障及び海上保安に関する協力を強化することで一致した」と明記されている。

(2) 当該国における運輸交通セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け

【アルゼンチン】アルゼンチン南部沿岸地域では、外国籍の船舶による IUU（違法・無報告・無規制）漁業が深刻な問題となっており、アルゼンチンの EEZ（排他的経済水域）における水産資源の保護のためにも、アルゼンチン水上警察の海上における法執行能力の向上が求められている。1980 年代に漁業の船員教育に協力した我が国の実績は広く知られており、2024 年に「税制改革法」「5 月協定」などにより投資や貿易の振興を進める現政権から、海上犯罪取締りに関する支援を強く要請された。

【ウルグアイ】近年、密輸（薬物・武器）・不法操業等への対策が社会的に重要な課題となっていることから、関連する知識・技術の向上が不可欠であると共に、各国関係者との協力強化・ネットワーク構築が益々重要となっている。

【ギニア】複数国が取り囲むギニア湾に面しており、石油等の鉱物資源や漁獲等の海洋資源も豊富である。当該研修生が海上犯罪取締りに関する知識・技術を包括的に習得し自国の海上保安対策を実践することで、自国資源を活用した安定的な輸出入の促進に寄与することができ、同国の産業多角化に貢献できる。

【ベトナム】ベトナム海上警察（VCG）は、法執行ほか海上における治安の維持及び安全の確保を主たる任務としており、海上保安能力の向上に向けた取り組みを行ってきた。しかし、その人的資源や能力は未だ十分とはいえず、更なる能力強化が求められている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容：

ア) 海上犯罪取締りに係る基礎理論、海上犯罪取締り実務に関する知識・技能の習得、日本の海上保安関連機関・施設視察を通じ、日本の海上保安体制に対する理解が深まる。

イ) 研修員間および日本の海上保安関係者との間で各国の状況に関し意見交換がされる。

ウ) 自国の課題解決を目指すアクションプランが作成され、共有される。

② 期待される開発効果：

海上保安機関職員の海上犯罪取締り能力が向上し、自国の課題解決に向けたアク

ションプランを作成し、研修参加国機関で共有され、国際人的ネットワークが強化される。

(2) その他特記事項：

特になし

以 上

1 基本情報

- (1) 国名：アンティグア・バーブーダ
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：アンティグア・バーブーダ全土
- (3) 案件名：令和 2 年度経済社会開発計画（Economic and Social Development Programme）（2025 年 12 月完了済み）
- (4) 計画の要約：アンティグア・バーブーダ政府に対し、我が国で製造されたサルガッサム海藻除去機材（ダンプトラック、収集艇、ビーチクリーナー等）を供与することにより、同国水産業及び観光業の持続的な発展を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与するもの。

2 計画の背景と必要性

（注：以下の内容は令和 2 年度当時の情報に基づく。）

（1）本計画を実施する外交的意義

アンティグア・バーブーダは民主主義や法の支配といった基本的価値を我が国と共有し、国際場裡においても我が国の立場を理解・支持している。また、アンティグア・バーブーダを含むカリコム加盟諸国は地域の連携を重視し共通の投票行動を取ることが多く、アンティグア・バーブーダの経済・社会開発に向けた取組への支援は、二国間関係に加え、カリコム加盟諸国全体との関係の更なる強化に発展することが期待され、外交的重要性が高い。

2014 年 7 月の第 1 回日・カリコム首脳会合及び同年 11 月の第 4 回日・カリコム外相会合において、我が国は、防災、環境、水産をはじめとする分野での対カリコム支援の継続を表明している。さらに、対アンティグア・バーブーダ国別開発協力量針の基本方針「脆弱性の克服（カリコム加盟諸国共通）」では、重点分野として「防災・環境」及び「水産」を掲げている。同国の経済は主に観光業及び水産業に依存しており、同国に対して海洋環境の保全と海洋資源の持続可能な利用に資する本計画を行う外交的意義は大きい。

（2）当該国における経済社会開発の課題及び本計画の位置付け

アンティグア・バーブーダは美しい珊瑚礁の海に囲まれた小島嶼開発途上国であり、その経済は主に観光業（GDP 比約 60%、投資額は約 40%）に依存している。同国政府は、観光業に依存する経済構造を再編すべく、農業及び水産業を中心とする経済の多角化を推進しているが、国内市場を中心に行われている農業生産は限られた水資源や労働力不足が制約となっており、引き続き観光業への依存度は高い。

同国は、海洋資源の持続可能な利用を通じた経済成長の実現を図っているものの、

近年のサルガッサム海藻の大量来遊によって海岸が埋め尽くされ、景観の悪化や悪臭による観光業への影響のほか、硫化水素の発生、海中の酸素濃度の減少及び富栄養化を招き、海洋生態系に対しても大きな脅威であるとともに、水産業への影響も深刻なものとなっている。

本計画では、この課題に対応すべく、アンティグア・バーブーダ政府から要請があったサルガッサム海藻除去機材を供与することで、アンティグア・バーブーダ政府の同海藻除去活動を支援し、観光業及び水産業への悪影響を軽減することで、同国の主要産業の持続的な発展を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与するもの。

3 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

アンティグア・バーブーダ政府に対し、我が国で製造されたサルガッサム海藻除去機材（ダンプトラック、収集艇、ビーチクリーナー等）を供与するもの。

② 期待される開発効果

サルガッサム海藻除去機材を供与することにより、大量発生している同海藻の除去活動が促進され、主要産業である観光業及び水産業への悪影響が軽減され、同国の経済社会開発に寄与することが期待される。

③ 計画実施機関／実施体制

保健・健康・環境省国家個体廃棄物管理局

④ 他機関との連携・役割分担

水産資源保護及び海洋環境保全・汚染規制を任務の1つとする沿岸警備隊（国軍に所属）が収集艇の操船を実施

⑤ 運営／維持管理体制

保健・健康・環境省国家個体廃棄物管理局が運営・維持管理の責任機関となる。

(2) その他特記事項

アンティグア・バーブーダの所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の可否について精査が必要である。アンティグア・バーブーダは、経済規模が小さく、外部経済要因や自然災害に大きな影響をうけるとの脆弱性を有している。（経済的脆弱性）。また、同国は、我が国が重視する国連安保理改革や捕鯨問題等の外交課題において我が国の立場を支持する旨表明しており、同国との関係維持・強化の必要性は高い（外交的観点）。以上の観点から、無償資金協力の供与は適当と判断される。

以上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：インド、スリランカ、フィリピン、ベトナム、マレーシア
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：インド沿岸警備隊 1 名、スリランカ沿岸警備隊 1 名、フィリピン沿岸警備隊 1 名、ベトナム海上警察 1 名、マレーシア海上法令執行庁 1 名を含む 7 名
- (3) 案件名：令和 7 年度課題別研修「海上保安政策プログラム」
- (4) 計画の要約：
日本が培ってきた技術・ノウハウを基に、海上保安の実務と理論を架橋した高度な教育を行うことを通じ、国際法や各国国内法を考察し、海上保安政策の企画・立案に係る高度な能力を持った人材を養成するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

【インド】日本はインドに対して「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）を提言しており、その中で「力や威圧とは無縁で、自由と、法の支配等を重んじる場として育て、豊かに」していくことが求められている。今後のアプローチとして「対話」によるルール作り、各国間の「イコールパートナーシップ」、「人」に着目したアプローチが求められている。

【スリランカ】スリランカ国の南端の沖合は、アジアと中東・欧州を結ぶ海上の大動脈（シーレーン）が通過しているため、海上交通量が非常に多い海域となっている。北端は隣国のインドに海を挟んで近接しており、両国間の船舶の行き来は盛んである。近年は、経済活動の活発化や、海洋資源開発、大型新港の開発等に起因する海上交通の増加及び隣国インドにおける海産物需要の増加に伴い、海難事故や海洋汚染、海産物密漁のリスクが高まっており、取り巻く環境の変化に対応したスリランカ沿岸警備隊（SLCG）による海上安全確保は喫緊の課題となっている。

【フィリピン】着実に経済成長を遂げる一方、運輸や電力などの経済基盤の未整備問題等の課題を抱える。フィリピン国の開発基本方針は、①持続的経済成長のための基盤の強化、②包摂的な成長のための人間の安全保障の確保、③ミンダナオにおける平和と開発が重点分野となっている。本研修は、①の開発課題のひとつである「治安・テロ対策等を通じた法執行能力強化」に貢献するものである。

【マレーシア】領海内での海難事故や外国漁船による密輸、海賊、密入国等の犯罪の増加など深刻な課題を抱えている。マレーシア国の開発基本方針は、①協力パートナーとしての関係構築②アジアの地域協力の推進の 2 つであり、本研修は①の協力として実施している運輸ネットワーク強化プログラムに貢献するものである。

【ベトナム】ベトナム国の国別開発協力方針においては、①成長と競争力強化、②脆弱性への対応、③ガバナンス強化が重点分野として掲げられている。本研修は、

③の協力として実施している司法・立法・法執行能力強化プログラムに貢献するものである。両国関係は、2023年11月の日越首脳会談において「アジアと世界における平和と繁栄のための包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされ、共同声明には「両首脳は、双方の海上保安当局間の合同訓練、情報共有及び能力構築を含む協力活動の強化を通じて、海洋安全保障及び海上保安に関する協力を強化することで一致した」と明記されている。

(2) 当該国における海上保安セクター開発の現状・課題及び本計画の位置付け

【インド】「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)の中では「力や威圧とは無縁で、自由と法の支配等を重んじる場として育て、豊かに」していくことが求められている。今後のアプローチとして「対話」によるルール作り、各国間の「イコールパートナーシップ」、「人」に着目したアプローチが求められている。

【スリランカ】海上保安業務を実施するためには他国との協力が不可欠であり、前提として法の支配による国際的な枠組みを理解していることが重要である。2020年にスリランカ沖においてタンカー事故が発生し対応を行ったこと、インド船舶によるスリランカ EEZ・領海内での密漁を取り締まっていることなど、国際的課題に引き続きスリランカ沿岸警備庁は取り組む必要があり、本研修を通じた国際的な協力に係る能力強化を図る意義は高い。

【フィリピン】フィリピン沿岸警備隊は海上における安全確保のため、海難捜索救助や航行安全管理、海上法執行、海洋環境保全等の業務を担っている。近年では自然災害の影響等による海難事故発生件数が増加している他、海上犯罪のリスクも増加しており、取り締まり強化が重要な課題の一つとなっている。このような状況を踏まえ、PCG 職員数は急激に増加しており、現在では 30,000 人以上在籍している。しかしながら、今後の組織の中核を担う幹部候補生の育成が十分でないため、本研修を通じて海上保安政策の企画・立案に係る高度な能力を持った人材を養成することに加え、他の海上保安機関幹部候補生との繋がりを通じて海上保安分野における他国との協力関係を強化することを目的としている。

【マレーシア】世界でも有数の輻輳航路であるマラッカ・シンガポール海峡やインド洋を擁し、エネルギー資源、食糧、製品等の海上物流にとって極めて重要な地域となっている。アジア地域に係る海上輸送が円滑に行われることは、当該国、地域のみならず世界経済にとり非常に重要であり、海上輸送の交通路の安定を図るためには、海賊、密航・密輸などの海上犯罪取締り対応、海上災害、事故等の対応、環境保全等の様々な課題に、沿岸国が主体的に取り組むことが必要である。

【ベトナム】ベトナム海上警察は法執行ほか海上における治安の維持及び安全の確保を主たる任務としており、海上保安能力の向上に向けた取り組みが行われてきた。しかしながら、その人的資源や能力は未だ十分とはいえず、更なる能力強化が求められており、この分野でのネットワークの構築も重要となり、国際的な協力関係強化も貢献するものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容：

シーレーンの安定を図る為には、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に沿岸国が主体的に取り組むことが必要である。海洋をめぐる国際秩序の維持・発展には、法の支配に基づいた国際的な共通認識の形成が必要であり、本研修は、日本が培ってきた技術・ノウハウを基に、海上保安の実務と理論を架橋した高度な教育を行う。国際法や各国国内法を考察し、海上保安政策の企画・立案に係る高度な能力を持った人材を養成する。

② 期待される開発効果：

海上保安機関の初級幹部職員が海上保安業務を遂行するための実務的・応用的な素養を身に着け、国際的課題に適時・的確に対処できる能力が向上する。また、研修プログラムを通じて相互理解を促進し共通認識を涵養することで、研修参加各国のネットワークが構築され、国際的な協力関係が強化される。

(2) その他特記事項：

特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、タイ、パラオ、インド、スリランカ、バングラデシュ、モルディブ
- (2) 案件名：課題別研修「海上保安政策プログラム（MSP）」10周年記念招へい事業
- (3) 参加者：インドネシア海上保安機構、マレーシア海上法令執行庁、フィリピン沿岸警備隊、ベトナム海上警察、タイ王立海軍、パラオ司法省、インド沿岸警備隊、スリランカ沿岸警備庁、スリランカ海軍、バングラデシュ沿岸警備隊、バングラデシュ海軍、モルディブ国防軍沿岸警備隊
- (4) 計画の要約：海上保安庁、政策研究大学院大学（GRIPS）、JICA 共催で「MSP10周年記念セミナー」を開催し、これにあわせ、海上保安分野の国際連携にかかる対話の場として「海上保安の国際協力にかかるダイアログ」を開催することにより、域内の連携強化を通じた海上保安分野協力の成果の最大化を図るもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

「海上保安分野協力戦略策定のための情報収集・確認調査」（2023 年 11 月～2025 年 8 月）と並行して開催した課題別支援委員会にて、海上保安機関同士の横のつながりの強化のみならず、海洋安全保障等分野の研究者や海洋関連の民間企業関係者の参加を得て、国際連携に関する対話の場を設けることの重要性及び必要性が議論されたものであり、実施の意義は大きい。

- (2) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

対象各国はアジアと中東、豪州を結ぶ重要なシーレーン上に位置している。シーレーンの安定を図るためには、海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に沿岸国が主体的に取り組むことが必要である。また、海洋をめぐる国際秩序の維持・発展には、法の支配に基づいた国際的な共通認識の形成が必要である。本計画は、各国の海上保安機関同士のつながりを強化し、地域の安全の確保及び海上の安全な経済活動に貢献することが期待される。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

海上保安政策の企画・立案・実践にかかる高度な能力を持った人材を育成することを目的とした課題別研修「海上保安政策プログラム（MSP）」の 10 周年を記念し、2025 年 8 月 26 日（火）～28 日（木）に海上保安庁、GRIPS、JICA 共催で「MSP10周年記念セミナー」および海上保安分野の国際連携にかかる対話の場である「海上保安の国際協力にかかるダイアログ」を開催した。これにより、域内の連携強化を通じ

た海上保安分野協力の成果の最大化を図る。

(2) その他特記事項

なし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名： ウクライナ
- (2) 案件名：ウクライナ国職業訓練分野における民間セクターとの連携に係る情報収集・確認調査
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： 国内の公立職業訓練校
- (4) 計画の要約：

本計画は、危機下にあるウクライナに対し、日本企業によるウクライナ職業訓練校との連携可能性を検討するためのパイロット事業の実施を通じて、日本企業との官民連携モデルの取り組みの可能性を確認し、その実施方法及び留意点を明らかにすることを目的としている。若年層が兵役で戦地に行くことによって退役軍人や女性の就労ニーズが高まる等の労働人口構造が変化している状況に対して、パイロット事業を通じて最新の機材を扱う訓練を受けた即戦力となる技術者を輩出することで、労働人材不足に貢献し、かつ、戦後の復興支援に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

ロシアによるウクライナ侵略後の影響に鑑み、JICA は日本政府の方針に沿う形で、3 つの柱（①ウクライナの国家基盤を支える協力、②地域安定化のための周辺国・ウクライナ避難民への協力、③復旧・復興の準備）を掲げ、緊急人道支援フェーズから復旧・復興開発フェーズでウクライナ及び周辺国に必要となる協力を実施している。本計画は、上記のうち③復旧・復興の準備に位置づけられ、人材育成を通じてウクライナの戦後復興に向けた協力を推進し、同国との関係強化に寄与することから、外交的意義は高い。また、ウクライナで操業する本邦企業との連携を行うことから、国内への還流という点においても意義は高い。

- (2) 当該国における教育セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

ロシアがウクライナ侵攻を行う影響として、2026 年 2 月に発表された Fifth Rapid Damage and Needs Assessment によれば、XX の教育施設が完全に破壊され、XXX の教育施設が被害を受け、教育セクターにおける復旧・復興ニーズは XXX 億ドルと試算されている。

このような中、ウクライナ教育科学省は児童・生徒を学校に戻すことを目標として掲げ、教育施設の修復、シェルターの整備、教育機材の整備といった取り組みを実施し、対面による教育の速やかな復旧及び質向上に取り組んでいる。これら取り組みは幼児教育、初等教育、中等教育、職業訓練といったサブセクターごとの特徴を踏まえて実施されている。職業訓練については戦争の影響により、若年層が兵役で戦地に行くことによって退役軍人や女性の就労ニーズが高まる等の変化が生じて

おり、労働人口構造の変化や労働市場の変化に対しては労働力の確保、あるいは自動化の推進による作業効率の向上が課題となっている。

本計画を通じて最新の機材を扱う訓練を受けた即戦力となる技術者を輩出することで、労働人材不足に貢献し、かつ、戦後の復興支援に寄与する。

3. 計画概要

(1) 計画概要

ウクライナ教育科学省は、ウクライナ航空大学の傘下に金属加工・ロボティクスの教員訓練センター（Teacher Training Center: TTC）を設置し、ウクライナにおける今後必要な分野の人材育成拠点とする計画を有している。本計画は、教員訓練センターに対して産業用ロボットを供与することにより、教員訓練センターにおいて同国内の職業訓練校教員が、各種作業工程の自動化設計能力を取得するための基盤整備を目的とする。自動化機械を活用した技術者の育成及び自動化の推進は戦後復興において非常に重要であり、人材育成の拠点となる上述の教員訓練センターへの機材導入・活用について、ウクライナ教育科学省は重要視している。

計画している機材は右記の通り。①溶接・仕分け・位置決めの実習を行うための産業用ロボット、②産業現場で実際に使用されるロボット操作を学ぶための2種類の教育用トレーニング設備、③ロボットのシミュレーションソフト、④これらのプログラムを安定的に運用するためのノートパソコン等。機材は、2026年4月現在調達プロセス中で、2026年度上半期中には納入及び関連トレーニング等を実施予定。

(2) その他特記事項

ウクライナ航空大学はウクライナ教育科学省の管轄であるが、軍事訓練学部（Department of Military Training）も有している。同学部と一般学部は場所も予算上も区別されていることを確認し、ウクライナ側実施機関等より、当該機材は、教員研修センターにおいて学術的・教育的目的にのみ活用される旨確認している。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： ウクライナ、ルーマニア、ブルガリア、トルコ、ハンガリー、モルドバ
- (2) 案件名： 腐敗リスクへの耐性を強化し、再犯防止に向けた緊急の能力構築を実施することを含む、関税違反や港湾における不正な越境活動に対応するためのウクライナの国境管理機関および刑事司法機関の能力強化
- (3) 参加者： 対象国の法執行等に携わる機関
- (4) 計画の要約： ウクライナの国境管理当局の能力強化を通じて、緊急・危機的状況における貿易円滑化と国境を越えた犯罪の防止・摘発を支援するとともに、複雑な腐敗構造に関する捜査を行うために腐敗対策当局が必要な専門知識と能力を強化し、復興と援助を目的とした海外からの資金を保護する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

ロシアによるウクライナ侵略により、ウクライナとその周辺国の国境管理における人身取引や違法武器密輸などの越境犯罪のリスクが高まり、また、ウクライナに提供される復興支援資金の不正利用を含む腐敗の対策の需要も高まっている。

このような背景を踏まえ、2024 年 7 月に実施された第 11 回日・UNODC 戦略政策対話の成果文書で、ウクライナにおける国境管理強化、人身取引や違法武器取引等の犯罪対策、及び腐敗対策に優先的に取り組むことが明記された。ウクライナ当局の法執行能力構築等の支援を行うことは、「法の支配」の促進を掲げる我が国の外交政策と合致するほか、ウクライナ及びその周辺国との関係を一層の強化にするに資するため、本事業を実施する外交的意義は大きい。

- (2) 当該国における現状・課題及び本計画の位置付け

ロシアによるウクライナ侵略により、海港の機能停止を含むインフラの破壊が生じ、陸路での物流及び人的移動が増加している。かかる状況の中、ウクライナの国境管理機関は、越境犯罪のリスクが高まる中、人的・設備的・技術的リソースが限られた状況で業務を遂行している。

また、ウクライナは、復興支援資金の不正利用を含む戦時における腐敗リスクへの対処のため、腐敗対策機関の新たな職員の採用を強化しており、これらの職員が複雑な腐敗事件の捜査に要するための知識・能力の強化やツールの需要が急増している。

かかる状況に対し、本事業において、国境管理機関の検査能力等を強化するための能力構築支援や機材提供、及び、腐敗事件捜査に資する技術支援等を実施し、ウクライナにおける法の支配が促進に貢献することが期待される。

3. 計画概要

(1) 計画概要

以下の活動を通じ、ウクライナにおける国境管理及び腐敗防止能力の強化を図る。

- 港湾における関税違反及び人身取引、薬物・銃器の密輸に対処し国境管理・法執行機関の能力を強化
- 汚職リスク管理に係るウクライナの国境管理機関の能力強化
- 刑務所・保護観察制度の再犯防止能力を強化

(2) その他特記事項

特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：ウクライナ国
案件名：技術協力プロジェクト「人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト」
(2022-2027 年度) (The Project for Strengthening Capacity on Humanitarian Mine Action and UXO Clearance)
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：ウクライナ全土（キーウ、ハルキウおよびウクライナ内の地雷汚染地）／ウクライナ国家非常事態庁（SESU：State Emergency Service of Ukraine）
- (3) 計画の要約：本計画は、SESU を対象に、緊急的に必要な機材等の供与及び技術指導を行うことにより、地雷・不発弾対策能力の強化・拡大を図り、もってウクライナ国の復旧・復興に資するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
JICA は日本政府の方針に沿う形で、3 つの柱（①ウクライナの状態基盤を支える協力、②地域安定化のための周辺国・ウクライナ避難民への協力、③復旧・復興の準備）を掲げ、既存案件の活用や日本の強みの活かせる新規案件の形成等、緊急人道支援フェーズから復旧・復興開発フェーズでウクライナ及び周辺国に必要となる協力を検討している。
ウクライナ政府は 2022 年 7 月 4 日～5 日にスイス・ルガーノで開催された復興会議において、国家復興計画を発表し、15 の国家プログラムを打ち出している。地雷・不発弾対策については、3 つ目の国家プログラム「Re-build clean and safe environment」に位置づけられており、2022 年中にウクライナ全土の 5%にあたる面積の除去を目指す定められたが、依然続く戦闘や資機材・人材の不足等もあり、除去に時間を要している模様である。戦闘が終了したキーウ周辺地域では、避難していた人々が帰還しつつあり、地雷・不発弾対策は、緊急・人道的な対応に加え、中長期的且つ持続的な開発を目指しての対応も必要となっている。
2025 年 10 月に我が国にて開催されたウクライナ地雷対策国際会（UMAC2025）においても、地雷対策の重要性が改めて確認された他、その探知や除去に関して、安全性、スピード、品質、費用対効果を向上させる取組を推進していくことが重要である旨認識が共有された。

- (2) 当該国における地雷対策セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
2022 年 2 月以降、ウクライナではロシア軍の侵攻を受けた地域を中心に、地雷及び不発弾や未使用の弾薬等の残存爆発物（以下、「地雷等」という。）による汚染が全国的に拡大している。ウクライナ経済省によると、ロシア軍が一時占領した国土を中心に約 140 千 km²の陸地と約 14 千 km²の水域が地雷等で汚染されており、人々の安全に直接的な脅威を与え続けている。地雷等による民間人犠牲者は 2025 年 5 月

時点で 1,400 人を超え、2030 年までには更に 9,000 件の事故が発生すると見込まれている他、農地汚染による農業生産力の大幅な減少も招いている。

ウクライナにて人道的見地から地雷等爆発物の除去・処理を実施する国家非常事態庁（SESU）は、東部ルハンスク州やドネツク州を中心とした第 2 次世界大戦当時の不発弾やロシア軍に支援を受けた分離主義勢力との武力衝突による地雷・クラスター弾による汚染に対応するため、ロシア侵攻以前から 600 人体制にて除去作業に当たってきたが、ロシアの侵攻に伴う膨大な除去ニーズに対応するために、1,500 人体制へと拡張する方針である。こういった人員増を地雷・爆発物処理能力の増強へと繋げるためには、品質／信頼性が高く近代的な機材（探知機、個人用防護具、車両他）の導入、除去要員への関連研修の実施が極めて重要である。世界銀行の調査では、これら体制整備にかかる費用は最初の 10 年間で約 101 億ドル、その後の 10 年間で 630 億ドルが必要と試算している。

このような状況に対し、国際社会は地雷・不発弾対策にかかる支援を実施しており、わが国も G7 を始めとする国際社会と連携しながら、国難に直面するウクライナの人々に寄り添った支援を実施していく方針を示している。

3. 計画概要

（1）計画概要

1）事業目的

本計画は、SESU を対象に、緊急的に必要な機材等の供与及び技術指導を行うことにより、地雷・不発弾対策能力の強化・拡大を図り、もってウクライナ国の復旧・復興に資するもの。

2）プロジェクトサイト／対象地域名

ウクライナ全土（キーウ、ハルキウおよびウクライナ内の地雷汚染地）

3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

SESU

ウクライナ国民

4）事業実施期間： 2023 年 1 月～2027 年 7 月（計 4 年 6 か月）

5）投入（インプット）

1）日本側

- ・機材供与（ドローン、光学カメラ、磁気センサー）
- ・専門家派遣（長期：第三国支援/業務調整 短期：地雷対策機材/運営維持管理能力強化、機材運用計画/SOP 開発支援、研修計画/業務支援等）
- ・研修（本邦・現地・第三国・オンライン）

（2）その他特記事項

ドローンに磁気センサー及び光学カメラを搭載して得たデータを AI で解析し、地雷・不発弾の汚染可能性の高い場所を安全かつ効率的に特定するシステム及び機材を SESU に供与し、試験場で性能試験及び運用方法を検討予定。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： ウルグアイ、エクアドル、ペルー、アルゼンチン
- (2) 案件名： 南米地域のアジア・太平洋への海上航路における海洋状況把握（MDA）及び海上法執行（MLE）を通じた海上安全保障の強化
- (3) 参加者： 対象国の海洋法執行等に携わる機関
- (4) 計画の要約： 海洋状況把握（MDA）及び海上法執行（MLE）能力強化にかかる機材の供与、海上保安庁と連携した能力構築を通じ、中南米地域とアジア・太平洋航路を接続する海上航路における、海上法執行能力の強化及び安全性の向上を目指す。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

太平洋全域にわたる薬物密輸活動は、広域的な安全保障上の新たな脅威となっている。中南米における海上薬物密輸は世界的にも極めて重要であり、その約 70～80%が海上輸送を経ていると推計されている。このため、海上ルート自体が国際的な麻薬供給網の中核をなしており、中南米からアジア太平洋地域への薬物密輸リスクへの対処が急務である。

こうした状況を踏まえ、2024 年 7 月の第 11 回日・UNODC 戦略政策対話において、東南アジア及び太平洋を含む広域航路における海上法執行能力強化に優先的に取り組むことが確認された。同地域の海上法執行及び海洋状況把握能力の向上支援は、「法の支配」の促進に資するとともに、海洋の安定確保や重要貿易航路・物流ルートの安全性向上を通じて、日本企業の海外展開や経済安全保障にも寄与する。

さらに、高市総理が掲げる進化した自由で開かれたインド太平洋（FOIP）においても、海上における法の支配の実効性確保の観点から各国の取締・監視能力の強化が重視されており、本事業の外交的意義は一層大きい。

- (2) 当該国における現状・課題及び本計画の位置付け

南西半球における海上・沿岸インフラの整備により、大西洋と太平洋を結ぶ新たな航路が開かれ、中南米とアジア太平洋間の海運が一層活性化している。しかし、航行量の増加は違法漁業や薬物・化学物質の密輸、組織犯罪の浸透など、海上法執行上の課題を深刻化させている。そのため、アルゼンチン、エクアドル、ペルー、ウルグアイにおいては、海上監視能力と法執行力の強化が喫緊の課題となっている。

本事業は、こうした広域海上ルートの安全確保を目的として、日本の海上保安庁と連携し、海上状況監視（MDA）および海上法執行（MLE）の能力構築を推進するとともに、南米諸国の海上犯罪対応力の強化を支援するものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

以下の活動を通じ、事業対象国の MDA 能力構築や法整備を図るとともに、南米地域のアジア・太平洋地域における海上保安能力を強化し、海洋における法の支配を促進する。

- 海上安全関連の脅威を検知するための MDA 関連の機器の提供（高性能コンピューティングシステム、複合艇）
- MDA 等に関する研修やフォーラムの開催等

(2) その他特記事項

特になし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：メキシコ、エクアドル、ウルグアイ、アルゼンチン
- (2) 案件名：合成麻薬及び前駆物質を含む麻薬取引への対応能力の強化：港湾及びサイバー空間における法の支配の強化
- (3) 参加者：対象国の法執行等に携わる機関
- (4) 計画の要約：中南米とアジアを結ぶ貿易ルートにおける麻薬密輸リスクに対処するため、関係当局職員への訓練、機材供与、主要港湾でのリスク分析・検査能力強化等を通じて越境麻薬密輸対策に係る国境管理能力の向上を図り、貿易ルートの安全確保を目指す。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

中南米は依然として世界の違法薬物供給の中核であり、合成薬物の生産・押収量の増加や密輸ルートの多地域化、オンライン取引の拡大により、世界的な薬物問題はかつてないほど複雑化している。この状況は、地域の法執行能力強化と国際連携の迅速な推進が不可欠であることを示しており、即時かつ効果的な対策が求められている。

こうした背景を踏まえ、第 11 回日・UNODC 戦略政策対話（2024 年 7 月）の成果文書では、薬物の違法製造・取引への対策や海上法執行能力構築、違法武器取引など組織犯罪対策の優先的推進が明記されており、中南米地域における薬物対策支援は「法の支配」の促進や組織犯罪対策の強化に資することから、本事業を実施する外交的意義は大きい。

- (2) 当該国における現状・課題及び本計画の位置付け

中南米とインド太平洋域内の貿易ルートは、インフラ整備により急速に拡大している一方で、世界的な薬物密輸リスクの増大を招いている。フェンタニルを含む合成薬物や前駆体の生産・押収・使用は 2023 年以降急増しており、アジアとラテンアメリカを結ぶルートで顕著な影響が見られる。組織犯罪グループは、アジア-メキシコ間ルートを利用して薬物を輸入し、北米をはじめ世界市場に合成麻薬を輸出しているほか、密輸業者はアジア市場にも進出している。

本事業は、こうした主要貿易ルートの安全確保を目的に、メキシコ、エクアドル、ウルグアイ、アルゼンチンにおける薬物密輸対策能力の強化と、オンライン薬物取引の抑止に重点的に取り組むものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

以下の活動を通じ、中南米とアジアを結ぶ貿易ルートにおける麻薬密輸リスクに対処する能力向上を図る

●港湾管理への機材供与と訓練

●刑務所内教育・職業訓練プログラムに係る職員研修、政府と民間企業の協力体制
の構築

(2) その他特記事項

特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名： チリ共和国
- (2) 案件名：
 - (和名) 令和 7 年度技術協力「中南米カリブ地域における災害に強靱で持続可能な社会の構築プロジェクト (KIZUNA II)」
 - (英名) Project for Building Resilience and Sustainable Societies for Disasters in Latin America and the Caribbean (KIZUNA II)
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： チリ共和国サンティアゴ市、バルパライソ市、及びチリ国内の他都市（この他、中南米の各国での調査活動・研修及びセミナー等）／実施機関はチリ国際協力開発庁（AGCID）、協力機関はエクアドル海軍海洋研究所国家津波警報センター（INOCAR）（2 名）、コロンビア海事総局津波警報センター（DIMAR-CNAT）（1 名）、ペルー共和国海軍水利航行局国家津波警報センター（CNAT）（1 名）を含む中南米地域の防災機関。
- (4) 計画の要約：

チリ共和国において、KIZUNA プラットフォームが構築され、防災人材育成プログラムや中南米カリブ地域のプロジェクトとの連携による活動を通じて、KIZUNA プロジェクト研修等参加者の連携と知識共有の促進強化、研修参加者と中南米カリブ地域の機関・組織とのネットワーク構築が行われることにより、中南米カリブ地域の防災能力向上を促進するパートナーシッププラットフォームの強化を図り、もって中南米カリブ地域の防災に関する政策・戦略・プログラムや連携活動の推進に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本計画は 1960 年から続く日本とチリの防災協力を基礎に、チリを拠点として、これまで蓄積された中南米カリブ地域での防災協力のアセット を活用し、地域内の人材ネットワークも生かしつつ、関連人材の育成を目指す案件である。2015～2020 年のフェーズ 1 に続き、2023～2025 年のフェーズ 2 では全 17 コース（地方防災計画・森林火災・地震学・火山災害・津波・気候変動・耐震工学・洪水地滑り）の国際研修や専門分野セミナーを実施した。フェーズ 1 では域内 27 カ国・5 千人の人材育成に貢献しており、三角協力のグッドプラクティスとして国際社会での認知度も高く、2024 年 2 月に日本政府が発表した「中南米外交イニシアティブ」でも取り上げられるなど、我が国と同国並びに周辺国との関係強化に寄与することから外交的意義は高い。

（２） 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

中南米カリブ諸国は、地震、津波、ハリケーンや洪水等様々な自然災害に見舞われており、これらの国々における災害対策のニーズは高い。このようなニーズに対し、JICA は技術協力プロジェクト、専門家派遣、研修員受入、有償・無償資金協力事業により、各国のニーズに応じて協力事業を行ってきている。これら事業の中には、我が国のリソースによる事業だけでなく、中南米カリブ地域の各国をリソースとした南南協力活動も実施してきている。チリにおいては、我が国との三角協力に係るパートナーシップ・プログラム“Japan-Chile Partnership Program”（JCPP）の枠組の下、地球規模課題である防災に取り組む戦略的パートナーとして、チリを拠点に中南米カリブ地域の防災人材の育成を進めていくこととし、2015 年から2020 年にかけて技術協力プロジェクト「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト（通称 KIZUNA プロジェクト）」を実施した。KIZUNA プロジェクトでは、チリが中南米カリブ域内の地震・津波を中心とした防災専門家育成の拠点となることを目標とし、専門家養成プログラムおよび防災行政官育成研修、並びにチリ国内及び中南米カリブ地域の連携ネットワークの形成・強化・調整業務を行うための仕組みの構築を行った。

KIZUNA プロジェクトは、約 5 千人の防災人材を育成するという非常に高い成果をあげるとともに、チリ側に第三国研修の運営ノウハウが蓄積され、その結果チリを拠点にした南南協力や三角協力の基礎が構築された。一方で、5 年間で 55 件以上実施された多くの研修を、中長期的な計画のもとに実施する事、研修参加後のアクションプラン支援の充実、参加した研修員のリスト作成、さらに知見の交流を促進するようなネットワーク形成が必要であることなど、多くの研修を実施し、中南米カリブ地域内の広範囲から研修員が参加する中で、新たな課題も明らかになった。防災機関及び研修実施機関を対象としたプロジェクト終了後のヒアリング調査でも、中南米カリブ地域の課題である防災体制強化と強靱な社会の形成に資するための帰国研修員ネットワークの充実化への支援などのニーズが明らかとなった。加えて、日本と、チリによる三角協力を通じた技術的支援に対してもチリ側から継続して高いニーズがあることが確認され、中南米カリブ地域への KIZUNA プロジェクト成果の定着と発展のため、KIZUNA プロジェクトのフェーズ 2 を実施する。

加えて、中南米カリブ地域ではチリを始めとして、メキシコ、コロンビア、ペルー等と長年にわたって防災関連の協力関係を築いている。これらの国の中からは日本との協力アセットを活かした第三国研修等の要請も出てきており、これらを効果的に、且つ統一感を持って日本からの支援を実施するために、本プロジェクトも含めた中南米カリブ地域全体として、南南協力や三角協力を展開していくことが必要である。

3. 計画概要

（１） 計画概要

① 投入： 専門家派遣

長期専門家：チーフアドバイザー（１名）

短期専門家：地震防災（構造物対策を含む）・津波防災（構造物対策を含む）、洪水対策（構造物対策を含む）、研修プログラム立案、8ステップ防災計画手法等

計画実施にあたっては、チリ政府が蓄積してきた知見と日本の知見を有機的に組み合わせ、かつ他の中南米のリソース活用も検討しつつ、受益国の要望に対応することとし、日本の行政機関、研究機関、企業、大学等が持つ防災技術・インフラシステムの紹介を合わせて行う。

第三国研修「津波コース（ラテンアメリカ・カリブ海沿岸における津波/科学的基盤、脅威、そして脆弱性）」（令和7年度実施）

チリでのワークショップ（令和7年度）

② 実施期間：2022年12月～2026年2月

（2） その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：パラオ、キリバス、フィジー、ソロモン諸島、ツバル、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、東ティモール、ベトナム、カンボジア
- (2) 案件名：先端技術導入と法の支配の維持：インド・太平洋地域における新興脅威に対する海上法執行能力強化
- (3) 参加者：対象国の海洋法執行等に携わる機関
- (4) 計画の要約：海洋状況把握（MDA）及び海上法執行（MLE）能力強化にかかる機材の供与、海上保安庁及び宇宙航空研究開発機構(JAXA)と連携した能力構築（訓練実施及びワークショップ実施）を通じ、インド・太平洋地域における海洋安全保障を強化し、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の理念に沿った海洋における法の支配を促進する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

国際商工会議所（ICC）国際海事局（IMB）の報告によれば、2025 年の世界の海賊等事案は 137 件と前年（116 件）から増加し、東南アジアでは 95 件と大宗を占め、引き続き最も多発する地域となっている。特にシンガポール海峡周辺での増加が顕著であり、低強度の窃盗型事案の多発や違法薬物の海上輸送も引き続き課題である。

こうした状況を踏まえ、2024 年 7 月の第 11 回日・UNODC 戦略政策対話において、東南アジアにおける海上法執行能力強化に優先的に取り組むことが確認された。同地域の海上法執行及び海洋状況把握能力の向上支援は、「法の支配」の促進に資するとともに、海洋の安定確保や物流ルートの安全性向上を通じて、日本企業の海外展開や経済安全保障にも寄与する。

さらに、高市総理が掲げる進化した自由で開かれたインド太平洋（FOIP）においても、海上における法の支配の実効性確保の観点から各国の取締・監視能力の強化が重視されており、本事業の外交的意義は大きい。

- (2) 当該国における現状・課題及び本計画の位置付け

東南アジア及び太平洋の海洋環境は、越境犯罪の高度化、地政学的緊張、海底インフラへの脅威、海洋環境の悪化などにより急速に変化している。同地域は世界貿易の中核を担う重要なシーレーンを有する一方、海上法執行機関は依然として迅速かつ柔軟に対応する能力が十分ではなく、地域間の緊張や麻薬密輸の拡大が安全を脅かしている。

本事業は、海洋状況把握（MDA）、海上法執行（MLE）及び刑事司法の各分野における能力不足に対応するため、多角的なアプローチを採用し、関係機関の能力強化を図るものである。特に、海上保安庁や宇宙航空研究開発機構との連携を活用し、

技術、運用能力及法的対応力の向上を通じて、太平洋・東南アジアの海上法執行機関の運用能力、技術力、捜査・監視能力を包括的に強化し、薬物取締や海洋犯罪対応、地域間協力、法の支配に基づく海洋秩序の強化に寄与することが期待されている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

以下の活動を通じ、対象国 MLE 能力構築や法整備を図るとともに、以下の活動を通じ、インド・太平洋地域における海上保安能力を強化し、海洋における法の支配を促進する。

- 海上安全関連の脅威を検知するための MDA 関連機器の提供（キリバス警察に複合艇（RHIB）
- キリバス及びツバルの海上警察に船舶臨検（VBSS）装備セット及びボディカメラを提供）
- MLE 等に関する研修や地域会合の開催

(2) その他特記事項

特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：カンボジア王国(カンボジア)
- (2) 案件名：カンボジア地雷対策センター組織強化プロジェクトフェーズ 2
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名：カンボジア及びカンボジア地雷対策センター (Cambodian Mine Action Centre。以下、「CMAC」という。)が対象とする国際協力対象国
- (4) 計画の要約：本事業は、CMAC の国際協力の能力拡大、技術開発の推進、広報関連ツールの強化を行うことにより、国際的に地雷対策部門の機器や技術の開発を支援するサービスを提供する CMAC の能力強化を図り、もって CMAC が国際的に地雷対策の研究や研修に秀でた中心的な組織として認識されることに寄与するものである。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

我が国は「カンボジア王国国別開発協力方針」(2024 年 4 月)の重点分野「(3)安心・安全な社会の実現」において、地雷・不発弾対策に係る第三国協力の支援を行うこととしている。「JICA 国別分析ペーパー」(2024 年 3 月)においては、「ウクライナ等を対象とした第三国の地雷・不発弾対策機関に対する教育・訓練を主要な活動に位置付けるべく、CMAC が専門的かつ先進的な地雷対策サービスを国際的に提供する政府組織となるための組織改編を行っており、組織能力の強化が課題である」と分析されている。また、JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)「平和構築」において、地雷・不発弾対策は、紛争後の人々の安全な生活や開発を脅かす負の影響として、優先的に取り組む課題とされている。本プロジェクトは上記の方針・分析に合致する。

加えて、2024 年 7 月に上川外務大臣(当時)がカンボジアを訪問し、「地雷対策支援に関する包括的パッケージ」及び「日・カンボジア地雷イニシアティブ」を発表した。同イニシアティブにおいては、(1)地雷の非人道性の認知向上・地雷削減に向けた国際的な機運醸成、(2)CMAC における地雷なき世界のための国際協力チームの創設、(3)日・カンボジア連携による第三国での地雷除去支援、(4)最新技術を用いた機材開発の4つの協力を強化することが打ち出された。本プロジェクトにおいては、上記イニシアティブのうち、特に(2)、(3)に対し、CMAC 国際協力局の人材育成や体制整備、第三国支援のための協力を行う。

- (2) 当該国における地雷・不発弾セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

CMAC は、1992 年の設立以降、人道的地雷対策の実施機関として、カンボジア国内に埋設されている地雷・不発弾対策(探査、除去など)や、他国の人道的地雷・不発弾対策機関に対する教育・研修などを行ってきた。JICA は 1999 年以降 CMAC に対し、地雷対策効率化のための機材供与や組織能力強化のための協力を継続的に実施しており、機材の効

果的な活用や、組織マネジメントの改善が進められてきた。結果、1992 年から 2000 年代初頭までは、年間 10 km²程度であった CMAC の活動による地雷・不発弾汚染地の解放面積(除去及び調査活動を通じて地雷・不発弾汚染がないことが確認し解放された土地)は、2005 年に 20 km²以上、2023 年には 280 km²に増加した。このように JICA の機材供与や人材育成は着実に CMAC の地雷除去効率の向上に寄与してきた。

カンボジア国内(北西部)での活動の重要性が改めて確認されている。また、対戦車地雷や不発弾(クラスター弾)の影響などは未だ大きく、国内での活動をさらに強化していく必要がある。

他方で、CMAC は世界有数の地雷・不発弾対策の知見を有しており、今後は他国の地雷・不発弾対策機関に対する教育や研修を主な活動の一つに位置付けるべく、組織改編を計画している。これまで、コロンビア、ラオス、アンゴラ、イラク、ウクライナの地雷・不発弾対策関係者 500 人以上に対して、カンボジア、当該国、第三国において技術指導を行ってきた。また、エチオピア、南スーダン、ソマリア、ナイジェリアの関係者をカンボジアに招へいし、被害当事国の対応能力(National Capacity)の重要性を理解してもらう機会を提供した。CMAC は今後もこうした国際的な協力の拡大に意欲的であり、そのためにはさらに組織の能力を強化することが求められている。

さらに、近年、地雷・不発弾対策の分野においては、AI や遠隔技術を用いた地雷除去の安全性と効率性を高める重要性が一層認識されている。CMAC は、こうした最新技術を取り入れた機材の実用化に向けて現場での検証を行っており、これを基に民間企業と連携して新技術を活用した機材の開発を進めている。開発された機材がカンボジアのみならず、世界の地雷・不発弾汚染国において活用できるような実施体制の強化も必要になっている。

本プロジェクトは、CMAC が、カンボジア国内での地雷・不発弾対策をさらに効率的に推進するとともに、世界の地雷・不発弾対策機関の能力強化を支援するリソース機関としての役割を維持・強化できるよう、必要な協力を行うものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

上位目標:

CMAC が地雷・不発弾汚染国に対し、ワークショップや研修を通じて専門的な知見を提供することで、国際的に地雷対策の研究や研修に秀でた中心的な組織として認識され、その役割を果たすようになることに寄与するもの。

プロジェクト目標:

地雷・不発弾汚染国に対し、地雷対策分野の機材や技術の開発支援のための知見・技術を国際的に提供するための CMAC の能力・実施体制が強化される。

成果:

成果1:CMAC の国際協力の能力が拡大する。

成果2:CMAC における機材や技術の開発支援のための能力・体制が強化される。

成果3:広報関連のツールの開発とともに博物館の組織としての能力強化の推進を通じて、広報の能力が強化される。

(2) 事業実施期間

2025 年 3 月～2028 年 3 月を予定(計 36 カ月)

(3) 事業実施体制

相手国機関:カンボジア地雷対策センター(Cambodian Mine Action Centre)

投入:専門家派遣(長期・短期)、業務実施コンサルタントチーム、カンボジア国外で実施される研修やセミナーへの CMAC 関係者参加のための費用含むプロジェクトの活動に関連する必要経費、プロジェクト実施に必要な資機材等

(4) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

・直接受益者:CMAC 職員

・最終受益者:地雷・不発弾汚染地域在住住民、CMAC が国際協力を行う国の地雷・不発弾対策機関職員、CMAC が国際協力を行う国の地雷・不発弾汚染地域住民

(5) その他特記事項

CMAC が国際協力を行う国として、ナイジェリアやエチオピアがあり、ナイジェリアでは国防省及びナイジェリア国家地雷対策センター(NMAC)(国防省傘下)が、エチオピアではエチオピア地雷対策事務所(EMAO、国防省傘下)を始めとした人道的地雷・不発弾対策組織等、ASEAN 地域ではベトナム国家地雷対策センター(VNMAC、国防省傘下)等の人道的地雷・不発弾対策組織が対象となる。カンボジア、日本、又は第三国でのワークショップや研修等により上記機関の関係者の能力強化を図ることを含む。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： ケニア
- (2) 案件名： 第 9 回アフリカ開発会議にともなう本邦招へい
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： 本邦/ ケニア宇宙機関（以下、KSA（Kenya Space Agency）という）職員 1 名
- (4) 計画の要約： 本計画は、KSA 職員を第 9 回アフリカ開発会議（以下、TICAD9、という）に招へいし、宇宙サイドイベント及び本邦宇宙関連府省庁・民間・大学等との意見交換会に参加し、日本とアフリカ間の宇宙協力の重要性の対外発信を行うとともに、日アフリカ間の人的及び組織的ネットワークの強化を目的とするもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
本計画の目的は、アフリカの宇宙機関関係者が、2025 年 8 月に横浜で開催される TICAD9 に参加して、日本とアフリカとの宇宙協力重要性を対外発信すること、日本側有識者（宇宙関連府省庁、経済界、学界）との交流・意見交換を通じて宇宙協力への理解を深め、日アフリカ間の人的及び組織的ネットワークを強化することであるため、外交的意義が高い。
- (2) 当該国における当該セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
本計画は、我が国の対ケニア国別開発協力方針（2020 年 9 月）における重点分野「産業開発」、同方針別紙「事業展開計画」の「科学技術イノベーション（STI）人材育成」に合致する。JICA における課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）：15. 「デジタル化の促進」においても、「社会課題解決に繋がるデジタル政策の促進」「デジタル化を担う人材・産業の育成」について、デジタル化の推進にあたっての能力強化や経済・社会への実装に取り組むとしており、当該戦略とも合致しており実施意義が高い。
招へいの対象組織である KSA は、ケニア国の社会経済発展に資する宇宙技術の利活用を促進するための宇宙関連活動を所管する組織であり、宇宙科学技術の開発・促進、宇宙プログラムの実施、国家宇宙政策の策定及び宇宙科学研究センターの設立に取り組んでいることから、KSA 職員を招へいすることとした。

3. 計画概要

- (1) 実施期間： 2025 年 8 月 17 日～2025 年 8 月 30 日
- (2) 実施体制： JICA が同行し、横浜で開催された TICAD9 会場の宇宙サイドイベントに参加および本邦の宇宙関連府省庁（JAXA 等）との交流・意見交換。
- (3) 主な内容：
 - ・ TICAD9 の宇宙サイドイベントに参加。
 - ・ 宇宙関連ネットワーキングイベント参加、視察。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：ジャマイカ
- (2) 案件名：(和名) 地域警察活動普及に係る警察官能力強化
(英名) Capacity Building on the Community Police - KOBAN System
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： ブラジル・サンパウロ州及びジャマイカ全土。実施機関：ジャマイカ警察（以下、JCF）が軍も所掌する国家安全保障省（MNS）傘下。
- (4) 計画の要約：本計画はジャマイカにおいて JCF 警察官を対象とし、ブラジル・サンパウロ州警察での研修に参加して地域警察に関する理念・教義・実践内容等を習得することで、治安維持および地域警察活動遂行能力に対する理解度を高め、それによりジャマイカの地域警察活動に関する法制度の施行と実施能力強化に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本計画は対ジャマイカ国別援助方針の重点分野「強靱な社会の構築」に位置づけられる。加えて、持続可能な開発目標ゴール「平和と公正をすべての人に」や JICA グローバル・アジェンダ（開発途上国の課題に取り組む 20 の事業戦略）の No. 12「すべての人々が、尊厳をもって暮らせる社会を」等にも貢献する。

- (2) 当該国における警察セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

ジャマイカの 2023 年の人口 10 万人あたりの殺人被害者数は 60.9 人（InSight Crime 調べ）となっており日本の約 250 倍かつ中南米 2 位と治安の悪さが常々問題視されている。貧富の格差が激しいジャマイカでは犯罪の多くが貧困層の居住地域で発生しており、国家安全保障省管轄下のジャマイカ警察（Jamaica Constabulary Force/JCF）は地域警察理念に則って「市民に寄り添い信頼される警察」として機能することが犯罪発生率低下に不可欠と認識している。

ブラジル・サンパウロ州警察（Polícia Militar do Estado de São Paulo）は、日本の交番を中心とした地域警察活動を参考にした地域警察システムを取り入れながら治安の回復に成功した経験を有しており、中米諸国の警察官を対象とした地域警察に関する研修実施経験も豊富に持ち合わせている。また、地域警察システムは「市民に寄り添い信頼される警察」を実践して成果を上げており、正しくジャマイカ警察が目指すところである。

よってサンパウロ州警察の協力を得て、地域警察活動の発展に資する第三国研修を実施することは JCF 警察官の能力向上と治安改善に大きく寄与するものと期待される。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 事業実施期間： 2023 年 10 月～2026 年 3 月（計 30 か月）

② 投入（インプット）

日本側：

- ・ 第三国個別研修（於：サンパウロ）（旅費及び実施経費の一部）
- ・ 在外事業強化費（ブラジル人講師（サンパウロ州警察）のジャマイカでのワークショップ参加・滞在費等）

ジャマイカ国側：

- ・ カウンターパート、研修・ワークショップ準備・実施に係る支援要員配置
- ・ 研修実施に必要な資料・情報の提供

ブラジル側（ブラジル国際協力庁（ABC）及びサンパウロ州警察）：

- ・ 第三国個別研修（人員の配置、会場の提供等）
- ・ ブラジル人講師のジャマイカへの派遣

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国（以下、「スリランカ」という。）
- (2) 案件名：令和 7 年度無償資金協力「人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship：JDS）」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域／参加者：国内全域／学位（修士・博士）を取得する若手行政官等 17 名（実績値）／期
- (4) 計画の要約：スリランカ政府中枢において政策決定に携わることが期待される若手行政官等が、本邦大学院において、同国の重点課題分野に係る知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

スリランカ政府機関・関係省庁における中核人材の育成は、スリランカにおける継続的課題であり、2015 年 10 月に日・スリランカ首脳間で策定された「日・スリランカ包括的パートナーシップに関する共同宣言」にて、我が国は良い統治及び法の支配の分野での能力向上及び行政組織の強化の重要性を確認、また 2017 年 4 月発表の「日・スリランカ首脳会談共同声明－日・スリランカ包括的パートナーシップの深化と拡大－」では、両国にとって人的資源が財産であると認識し、その人的資源開発のための二国間の協力と交流を強化していくことを示しており、「人材育成奨学計画」（以下、「本計画」という。）は首脳間合意のフォローアップを通じ、二国間関係寄与に貢献することが期待される。

上記観点から、本計画は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、同国における中核人材の育成、とりわけ行政能力の向上及び制度構築に資するものである。

また、質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4（教育）等に貢献するものであり、本計画の実施を支援する必要性は高い。

さらに、多くの帰国留学生が各省庁の要職に就き、同国政府に親日層のクリティカル・マスが形成されていくことで、同国が日本の外交政策を理解し、JICA 事業等の円滑に実施する等、二国間関係を強化することに資するため、本計画を実施する意義は大きい。

- (2) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本計画の位置付け

スリランカにおいては、各開発課題の複雑さに比して、これらを所掌する政府機関・関係省庁の職員の能力ないし機構及び法整備上体制が、総じて不十分であるという現状がある。行政機構上の制度構築及び個々の行政官の能力向上が課題であり、本計画の実施を通じ、政策立案・遂行の中核を担うことになる

行政官等の育成が期待されている。特に、2022 年の対外債務不履行以降、厳しい経済状況にある同国において、公共政策・財政、開発経済分野については、同国の経済安定化・持続的な経済成長など同国の中長期的な開発の上で近年特に体制を強化していくことが求められ、早期に関連人材の育成に取り組む必要がある。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 事業の目的

本計画は、スリランカ政府の中枢において活躍することが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与する。

② 事業内容

ア) 実施内容

本計画は、中央政府の若手行政官等を対象に、1 期あたり最大 17 名（修士課程 15 名、博士課程 2 名）の留学生が、本邦大学院において、スリランカの優先開発課題に係る知識取得のために修学（留学）することに対して、必要な経費を支援するもの。4 期分の計画を事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

- ・翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。
- ・留学生の来日・留学支援（来日留学生の募集選考、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備、奨学金提供、大学への授業料等支払い等）
- ・留学事業の付加価値向上支援（留学中の日本側関係者及び帰国生とのネットワーキング支援）

ウ) 調達方法

原則として協力準備調査の実施者を本計画の実施代理機関として JICA が推薦する予定。

③ 事業実施スケジュール（協力期間）

2024 年 7 月～2029 年 3 月を予定（計 57 ヶ月）

④ 事業実施体制

ア) 事業実施機関／実施体制：財務・計画・経済開発省対外援助局
(Department of External Resources, Ministry of Finance, Planning and Economic Development)

イ) 他機関との連携・役割分担：特になし。

ウ) 運営／維持管理体制：本計画の円滑な実施のために、スリランカにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

- エ) 運営委員会の構成：財務省 対外援助局、行政・地方省、教育省、人事委員会、在スリランカ日本国大使館、JICA スリランカ事務所
- (2) その他特記事項
特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国（スリランカ）
- (2) 案件名：国別研修「海上保安能力強化」（2025-2027 年度）
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：本邦／スリランカ国全域／スリランカ沿岸警備庁（Sri Lanka Coast Guard、SLCG）
- (4) 計画の要約：SLCG の海上犯罪取締りや海難救助等に係る能力の向上を図ることにより、スリランカ周辺海域における安全確保及び治安維持の向上を目指すもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

対スリランカ国別開発協力方針（2025 年 1 月）では、人材育成等を通じた海上保安分野の課題対処強化に貢献することとしている。また、スリランカ JICA 国別分析ペーパー（2025 年 3 月）では今後の協力の方向性として、FOIP 協力の観点から引き続き海上保安関連の協力を継続していくことが望ましいと分析されている。本計画は、上記方針や分析に合致し実施の意義は大きい。

- (2) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

スリランカは、インド洋上の島国であり、マラッカ海峡等を経由し、我が国と欧州・中東を結ぶ重要なシーレーン上に位置する。東アジア、南西アジア、中東・アフリカ諸国を繋ぐ物流の結節点として、地域の連結性及び経済関係の強化において重要な役割を担っている。我が国が「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）構想を進めるうえでの重要なパートナーであり、同国の経済社会の発展と安定は同地域全体の平和と安定にとっても重要である。スリランカは前面海域にシーレーンを擁することから、その周辺海域で海難事故が発生する蓋然性は高く、タンカー等船舶からの油流出事故やこれに伴う海洋環境汚染は、域内の社会経済活動を阻害しうる大きな課題の一つである。また、スリランカ周辺海域は、地理的位置から、違法薬物や武器の密輸、密航が行われるルートでもあり、外国漁船などが違法操業を行う海域も抱えている。

2024 年、2030 年までの SLCG 体制強化計画がスリランカ海軍により策定された。この計画には SLCG の職員の大幅な増員や船艇の増強が含まれる。同計画を踏まえ、SLCG からは海難救助、災害対応、海上犯罪取締り等の海上保安業務全般に係る協力が要請された。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

2025 年 7 月～2027 年 6 月の間、海上犯罪取締りや海難救助等に係る研修を実施し、SLCG の海上保安能力の向上を図ることにより、スリランカ周辺海域における安

全確保及び治安維持の向上を目指すもの。

(2) その他特記事項

なし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：マレーシア
- (2) 案件名：令和 7 年度第三国研修「海上保安官向け能力強化」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： 研修地はマレーシア／参加者はフィリピン沿岸警備隊職員 2 名（軍籍非保持者）及び形式上国防省傘下の組織にあるスリランカ沿岸警備隊職員 1 名（軍籍非保持者）他、数名が 2025 年度に参加
- (4) 計画の要約：海上法執行、捜索・救護等にかかる第三国研修であり、アジア及びアフリカ諸国の海上保安実務担当者を対象とし、各国の海上保安能力強化を図るもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本事業は我が国の「対マレーシア国別開発協力方針」（2023 年 9 月）における重点分野 2「アジア地域共通課題への対応」の下、アジア地域全体の利益の増進のために、海上を含む法の支配の確保等、地域共通の課題に対応するべく、人材育成、相互協力推進強化を含めて支援を行うとしている。また、我が国は「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けて各国と協力をしつつ様々な施策を展開している。その中でも「海における法の支配の確保のための理念・知見の共有」が、FOIP 実現のための四本の柱のうち、「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組」の一つとして定められており、本事業はこれに資するものである。

- (2) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

マレーシアは、地政学的重要性を有する国際海上交通の要衝上に位置し、日本にとっても重要なシーレーンであるマラッカ・シンガポール海峡をはじめとして領海内に広範囲の国際航路を有している。また、同領海では日本関係船舶を含む多数の国際船舶が航行している等、領海の安全確保は、同国の社会経済上重要である一方で、領海内での海難事故や外国漁船による密漁、密輸、海賊、密入国等の犯罪の増加が深刻な問題となっている。

こうした状況に対し、同国政府は 2005 年に、海上保安に関係する業務を一元的に管理し対応するため、マレーシア海上法令執行庁（Malaysian Maritime Enforcement Agency : MMEA）を設立した。MMEA の主な業務は、領海の海上における法と秩序の維持・捜索救助であり、設立以来、多発する犯罪や事故への対応能力の強化、東南アジア諸国との連携・協力体制の構築等に取り組んできた。また、教育訓練施設であるスルタン・アフマッド・シャー海洋アカデミー（Academy Maritime Sultan Afmad Shah : AMSAS）をマレー半島東海岸中央部クアンタンに設立し、実務経験の蓄積及び組織内で育成された指導者による指導を通じて、ASEAN 諸国を対象とした「国際

研修」を実施するなど、海上保安訓練機関との国際的な協力関係の構築に取り組んでいる。

このような背景のもと、JICA は MMEA 設立以降、海上法執行活動において必要な海上法執行の能力強化にかかる支援を段階的に実施してきており、MMEA の現場における更なる実践力の向上を図ってきている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本プロジェクトは、アジア及びアフリカ諸国の戦略的な南南協力の取り組みを実現することを目的として、海上法執行や捜索・救護等に関し、各国の海上保安実務担当者を対象として、海上保安能力強化を図るもの。

(2) その他特記事項

特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：スリランカ沿岸警備庁から 1 名を含む 11 名が参加
- (3) 案件名：令和 7 年度課題別研修「日本における海洋状況把握（MDA）」
- (4) 計画の要約：
我が国としての MDA の考え方について、ASEAN 諸国を含む我が国シーレーン沿岸国等と共有し、将来的に外国政府機関との我が国システムとの連携を目指すもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
周囲を海に囲まれている島国であるスリランカの南端の沖合は、アジアと中東・欧州を結ぶ海上の大動脈（シーレーン）が通過しているため、海上交通量が非常に多い海域となっている。また、北端は隣国のインドに海を挟んで近接しており、両国間の船舶の行き来は盛んである。
本研修は上記課題に対応する能力を、スリランカにとって最適な海洋状況把握 MDA の取り組みを広げる一環として、日本はシーレーン沿いの国々（ASEAN 諸国を含む）に日本の MDA のアプローチを共有し、将来的には各国政府機関と日本のシステムの連携・協力を目指している。本研修は地域における海上の安全、保安、環境保護を確保する能力の強化に貢献するものであり、研修を通じた国際的な協力に係るスリランカの実施機関の能力強化、人的ネットワークの構築を図る意義は高い。
- (2) 当該国における海上保安セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け
近年は、経済活動の活発化や、海洋資源開発、大型新港の開発等に起因する海上交通の増加及び隣国インドにおける海産物需要の増加に伴い、海難事故や海洋汚染、海産物密漁のリスクが高まっており、取り巻く環境の変化に対応したスリランカ沿岸警備庁(SLCG)による海上安全確保は喫緊の課題となっている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
 - ① 計画内容：
 - ア) 我が国の MDA についての考え方（フィロソフィー）及び MDA 情報プラットフォームの構造・関係が理解される。
 - イ) 我が国の海洋情報共有のための情報システムである「海しる」の意義及び今後の発展性に理解が深まる。
 - ウ) 日本側講師と研修員との意見交換を通して、我が国 MDA 情報プラットフォーム

ムの受入れの可能性等、研修員の自国での MDA の在り方について思考を巡らしてもらう。

② 期待される開発効果：

我が国が推し進める各種 MDA プラットフォームが、本邦周辺海域で発生するセキュリティ案件のみならず、災害対応等セーフティ分野でも有効であることを対象国担当機関幹部職員に認知・理解してもらう。将来の外国政府機関との連携を視野に、本研修を通じて日本流の考え方に賛同する各国担当者間のネットワークを構築する。

(2) その他特記事項：

特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：タイ
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：タイ王国軍傘下の組織であるタイ王立測量局の職員 1 名を含む 6 名が参加。
- (3) 案件名：令和 7 年度課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用研修」
- (4) 計画の要約：
国家機関（測量・地図作成、地籍、地殻変動又は火山活動監視）及びそれに準ずる役割を担う機関を対象に、地理空間情報の整備・活用に不可欠な国家基準点（電子基準点）について自国に適した運営維持管理のあり方とその利活用方策を策定・展開できる人材の育成を目指すもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
測量に係る分野において、日本政府は、2017 年 6 月にタイ王国との間で「電子基準点網の整備に関する協力覚書」を締結しており、同覚書に基づき、JICA は 2020 年より技術協力プロジェクト「電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクト」を実施するなど、測量を担う機関である王立タイ測量局との協力関係を構築している。本研修を通して同組織の能力向上を図ることは同国における本分野での協力において大きな意義がある。
- (2) 当該国における都市開発・地域開発セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
我が国のタイに対する援助は、戦略的パートナーシップに基づく双方の利益増進及び地域発展への貢献の推進を基本方針とし、①持続的な経済の発展と成熟する社会への対応、②ASEAN 地域共通課題への対応、③ASEAN 域外諸国への第三国支援を重点分野としている。本研修は、①の一環として、タイが持続的に社会・経済を発展させていくための支援の観点から重要と言える。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
 - ① 計画内容：
 - ア) 測位衛星、GNSS 連測観測システム、GNSS 連続観測システムを活用した地理空間情報の整備方法、世界測地系の導入・活用方法
 - イ) 習得した知見を基に、適切な基準点管理のあり方及び利活用方策の業務改善案を考案できる
 - ② 期待される開発効果：
研修参加者が自国に適した国家基準点（電子基準点）の運営維持管理のあり方と

その利活用方策を提案し、その実現にむけた計画を策定するもの。

(2) その他特記事項：

特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名： ケニア
- (2) 案件名： 令和 7 年度長期研修「宇宙人材育成」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： 本邦/ ケニア宇宙機関（以下、KSA（Kenya Space Agency）という）職員 1 名
- (4) 計画の要約： 本計画は長期研修であり、課題解決のために宇宙技術を活用する人材育成と日本産学官とのネットワーク強化を目指しており、衛星データを利用して各国の社会課題を解決する人材を本邦大学で育成することが目的である。本研修を通じて大学の修士課程において、KSA の抱える課題解決手法を研究する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
本計画は、JICA の宇宙国際頭脳循環プログラム目的を達成するための長期研修であるため、外交的意義が高い。
 - ① 課題解決への貢献
地球規模課題や開発途上国の課題の解決に資するべく、宇宙・衛星技術及び衛星データの利活用に関する国内外の長期的な人材育成、及びネットワーキングを行う。また、我が国と開発途上国の信頼関係強化を図ると共に、国際頭脳循環の促進にも務める。
 - ② 宇宙安全保障政策や宇宙開発基本計画への貢献
プログラムの実施にあたっては、国内の有識者をメンバーとする委員会を組織し、日本政府の宇宙安全保障政策や宇宙開発基本計画にも沿う形で進める。
 - ③ 本邦の大学・研究機関・民間企業の活性化への貢献
産官学における様々な関係者や関係機関がプログラムに関与することで、プログラム内外における共創やイノベーション創出の機会増進に繋げ、日本国内における宇宙関連の研究、対話、産業等の活性化に繋げる。
- (2) 当該国における当該セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
本長期研修は、課題解決のために宇宙技術を活用する人材育成と日本産学官とのネットワーク強化を目指しており、我が国の対ケニア国別開発協力方針（2020 年 9 月）における重点分野「産業開発」、同方針別紙「事業展開計画」の「科学技術イノベーション（STI）人材育成」に合致する。JICA における課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）：15. 「デジタル化の促進」においても、「社会課題解決に繋がるデジタル政策の促進」「デジタル化を担う人材・産業の育成」について、デジタル化の推進にあたっての能力強化や経済・社会への実装に取り組むとしており、当該戦略とも合致しており実施意義が高い。

KSA はケニア国の社会経済発展に資する宇宙技術の利活用を促進するための宇宙関連活動を所管する組織であり、宇宙科学技術の開発・促進、宇宙プログラムの実施、国家宇宙政策の策定及び宇宙科学研究センターの設立に取り組んでいる。

3. 計画概要

- (1) 実施期間：2025 年 9 月～2027 年 10 月を予定
- (2) 実施体制：本邦の大学院（修士課程）に研修員が在籍し、指導教授のもとで修士号取得を目指す。
- (3) 主な内容：
 - ・ 各研修員の研究テーマに関する知識・知見の習得に向けた本邦大学での研究。
 - ・ 機構の実施する長期研修員向けネットワーキングイベントへの参加。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名： タイ
- (2) 案件名： 令和 7 年度長期研修「宇宙人材育成」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： 本邦/ タイ王立測量局職員 1 名
- (4) 計画の要約： 本計画は長期研修であり、課題解決のために宇宙技術を活用する人材育成と日本産学官とのネットワーク強化を目指しており、衛星データを利用して各国の社会課題を解決する人材を本邦大学で育成することが目的である。本研修を通じて大学の修士課程において、タイ国家地図作成機関の抱える課題解決手法を研究する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本計画は、JICA の宇宙国際頭脳循環プログラム目的を達成するための長期研修であるため、外交的意義が高い。

① 課題解決への貢献

地球規模課題や開発途上国の課題の解決に資するべく、宇宙・衛星技術及び衛星データの利活用に関する国内外の長期的な人材育成、及びネットワーキングを行う。また、我が国と開発途上国の信頼関係強化を図ると共に、国際頭脳循環の促進にも務める。

② 宇宙安全保障政策や宇宙開発基本計画への貢献

プログラムの実施にあたっては、国内の有識者をメンバーとする委員会を組織し、日本政府の宇宙安全保障政策や宇宙開発基本計画にも沿う形で進める。

③ 本邦の大学・研究機関・民間企業の活性化への貢献

産官学における様々な関係者、関係機関にプログラムに関与いただくことで、プログラム内外における共創やイノベーション創出の機会増進に繋げ、日本国内における宇宙関連の研究、対話、産業等の活性化に繋げる。

- (2) 当該国における当該セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

地理空間情報は国家開発及び防災等に必要不可欠な基盤情報であり、タイにおいて、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成、更新、利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核人材を育成すること、それにより自国の地図行政における政策作成と業務改善を行えるようにすることは、タイ国民の利益となるものである。

3. 計画概要

- (1) 実施期間：2026 年 4 月～2028 年 3 月を予定
- (2) 実施体制：本邦の大学院（修士課程）に研修員が在籍し、指導教授のもとで修士号取得を目指す。
- (3) 主な内容：
 - ・ 各研修員の研究テーマに関する知識・知見の習得に向けた本邦大学での研究。
 - ・ 機構の実施する長期研修員向けネットワーキングイベントへの参加。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：タイ
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：王立タイ測量局地理課から 1 名を含む 14 名が参加
- (3) 案件名：令和 7 年度課題別研修「国家測量事業計画・管理」
- (4) 計画の要約：
開発途上の各国において、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する総合的な事業計画及び管理を担う中核人材を養成し、それにより、自国の地図行政における将来的な政策立案と業務改善を行えるようにするもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
測量に係る分野においては、日本政府は、2017 年 6 月にタイ王国との間で「電子基準点網の整備に関する協力覚書」を締結しており、同覚書に基づき、JICA は 2025 年より技術協力プロジェクト「電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクト フェーズ 2」を実施予定であるなど、測量を担う機関である王立タイ測量局 Royal Thai Survey Department（以下「RTSD」）との協力関係を構築している。本課題別研修は、国家地図作成機関の抱える課題を技術的、運営管理的な両側面から洗い出し、今後どのような方向で自国の組織を運営していく必要があるのかという指針、業務改善案を打ち出すことができる人材を育成することを目的とするものである。
- (2) 当該国における都市開発・地域開発セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け
タイにおいて、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成、更新、利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核人材を育成すること、それにより自国の地図行政における政策作成と業務改善を行えるようにすることは、重要な課題となっている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
 - ① 計画内容：
 - ア) 日本の測量行政、地理空間情報制度・法的枠組の理解が深まり、自国の関連制度・法的枠組の在り方が考察される
 - イ) 地理空間情報整備の基盤となる測量・デジタル地形図整備に係る理論と実践への理解が深まる

- ウ) 電子基準点整備と国家座標管理の重要性に関する理解が深まり、自国における電子基準点の導入や利活用促進策が検討される。
- エ) 国家空間データ基盤(NSDI)整備とNSDIを活用した地理空間情報の利活用事例及び衛星・リモートセンシング技術、AI、ドローン活用等の最新技術動向が理解される
- オ) 自国の測量・地図作成行政の改善に資する企画立案手法を習得し、具体的な計画や業務改善策が考察

② 期待される開発効果：

地理空間情報は国家開発及び防災等に必要不可欠な基盤情報であり、開発途上の各国において、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報全般に関する総合的な事業計画及び管理を担う中核的人材を養成する。それにより参加者が自国の地図行政における将来的な政策立案と業務改善を行う。

(2) その他特記事項：

特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：タジキスタン、モルディブ、レバノン
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：タジキスタン内務省組織犯罪対策課 1 名、モルディブマレ地区管区 1 名及びレバノン情報捜査課 1 名を含む 17 名。
- (3) 案件名：令和 7 年度課題別研修「国際テロ対策」
- (4) 計画の要約：

日本の国際テロ対策を紹介するとともに、各国のテロ情勢および対策を共有し、国際テロ対策の諸問題について意見交換を行うほか、都道府県警察本部や警察署を訪問して警察活動の視察を行うことを通じて、参加国において日本の国際テロ対策が活用されるとともに、研修を通じて構築された参加者間のネットワークを介して、治安・情報機関での情報交換が行われるようになることを目指すもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

タジキスタン政府は、「新国家開発戦略（National Development Strategy）2030」及び「国家国境管理戦略（National Border Management Strategy）」（2010～2025 年）において、国境地域における効率的・効果的な国境管理と住民生活の安定化を打ち出し、国際テロ対策及び国境管理対策に取り組んでいる。本研修は、タジキスタン国が抱える上記課題に取り組む人材育成に貢献するものである。

モルディブ国は、アジア地域と中東・アフリカ地域を結ぶインド洋シーレーン上の要衝に位置する政学的な重要性を有し、我が国が自由で開かれたインド太平洋を実現する上での重要なパートナーとなっている。対モルディブ国別開発基本方針は、①地域振興、②環境・気候変動・防災、③ガバナンス能力の強化を重点分野としている。本研修は、日本の国際テロ対策を習得すると共に、研修を通じて構築された参加者間のネットワークを通じて、国際的なテロ脅威への対策に資する人材育成に寄与するものであり、③の「ガバナンス能力の強化」プログラムに貢献するものである。

レバノン政府は「国家警察戦略計画（Internal Security Forces Strategic Plan）2018－2022」で戦略目標を 4 つ掲げているが、その 1 つ目に「安全と安心、安定の促進」を掲げ、テロの検知、予防、対処を含むテロ対策の能力向上や国境管理能力の強化に取り組んでいる。

- (2) 当該国におけるガバナンスセクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け
タジキスタンは、アフガニスタン、ウズベキスタン、キルギス、中国と国境を接するが、なかでも、タジキスタン南部パミール高原に位置するアフガニスタンとは 1,344km に渡り国境を接し、国境及びその周辺はアフガニスタン情勢の

推移に大きく影響され得る地域である。現在、アフガニスタンとの国境は閉鎖されているが（貿易は行われている）、タリバンやアフガニスタンで活動している過激派組織の侵入や国際テロ対策が重要となっている。

モルディブでは近年イスラム過激派の台頭など国際的なテロの脅威が高まっており、これら対処する専門知識や技術の習得を通じて、国際基準に沿ったテロ対策能力の強化が求められている。

レバノンにはイスラム教・キリスト教等の１８の宗派が混在し複雑な社会構造となっており、また地政学上周辺諸国の紛争の影響を受けやすい。国内外の過激派組織によるテロ攻撃の脅威は常に存在していることから同国治安当局のテロ対策分野での能力強化は同国のみならず地域全体の治安安定にとって喫緊の課題となっているため、本研修を実施する意義は非常に高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容：

ア) 参加国の国際テロ情勢及び対策を共有し、日本警察の国際テロに対する取り組みを理解し、説明できる

イ) 参加国間で国際テロに対策の共通課題と国際協力の方向性を共有する。

② 期待される開発効果：

日本警察の国際テロ対策を学び、説明ができるようになるとともに、参加者間において国際テロに対する良好な関係が構築され情報交換が行われる。

(2) その他特記事項：

特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：パキスタン、バングラデシュ
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：パキスタン気象局の職員 1 名及びバングラデシュ気象局の職員 1 名を含む 12 名が参加。
- (3) 案件名：令和 7 年度課題別研修「気象業務能力向上」
- (4) 計画の要約：
我が国気象庁の協力のもと、気象観測、数値予報、気象衛星、気象・気候情報等の気象業務にかかる主要知識・技術を習得するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

パキスタンは自然災害の多発国であり、モンスーン期には大雨が洪水や土石流を発生させ、人的及び経済的被害は年々増大している。そのため国別開発協力方針において、「自然災害等への強靱性確保」を開発課題に定め、自然災害に対する強靱な社会の実現に向けて、州・県レベルの防災体制の強化・災害対応に関わる機関の連携強化、防災人材の育成・能力強化支援、自然災害による人的・社会的・経済的損失の低減のための事前投資の重要性を踏まえた「国家防災計画」の更新支援、気象レーダー網整備及びそれに対する実施機関の能力向上等による災害リスク理解の体制整備や、洪水対策によるリスク削減支援を行っている。特に、気象情報収集・分析・予警報発出を所掌するパキスタン気象局（PMD）をカウンターパートとして、気象観測・予報・気象情報の発信に係る能力向上や気象レーダー観測網の構築に取り組んでおり、PMD の気象業務に係る能力向上は上記開発課題への対応に貢献するものである。

バングラデシュは、気候関連の災害が発生しやすく、ほぼ毎年サイクロンが来襲し、国土の約 25%が浸水するほか、地形的要因や気象・気候的要因による災害が頻発しており、貧困、開発、食料安全保障に影響を及ぼしている。バングラデシュは「仙台防災枠組（SFDRR2015-2030）」に沿った防災の取組を行っており、2023 年に策定された気候変動適応計画では、気候変動の影響で引き起こされる自然災害に対する対応の強化がゴール 1 に設定され、気象予測は優先事項の一つとされている。

- (2) 当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け

パキスタン気象局（PMD）は、気象業務を所管する機関であり、「ムルタン市気象レーダー整備計画」、「サッカル市における気象レーダー設置計画」、「気象予報能力強化プロジェクト」、「インダス川洪水管理強化計画」の実施機関でもある。PMD 職員が本研修を通じて気象業務にかかる知識、技術を向上させ

ることで実施中事業との相乗効果が期待される。

バングラデシュ気象局（BMD）は、24 時間体制で気象観測、予測及び予報を行うとともに、政府・関連機関や国民に対して情報やサービスを提供する政府機関である。一方、BMD は気象業務を行う職員の総合的な気象業務能力の底上げが急務となっており、JICA は気象観測、数値予報、気象衛星、気象・気候情報等の気象業務にかかる主要知識・技術の習得を目指し、2022 年から技術協力プロジェクト「気象気候分析に関する能力向上プロジェクト」を開始している。以下の研修参加候補者は、本プロジェクトのカウンターパートの一人であり、プロジェクトを通じた本研修からの学びの活用が期待される。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容：

- ア) 気象業務の総合的知識を習得し、国家気象機関が果たしうる役割を理解する。
- イ) 地上気象観測、高層気象観測、レーダー観測、衛星観測、数値予報、天気予報や予警報等の気象業務に係る主要な知見と技術を学ぶ
- ウ) 気候・地球環境情報を可視化・解釈し、気候業務の基本的な知見と技術を学ぶ。
- エ) 。
- オ) 気象業務改善に必要な企画・立案能力の向上をめざし、自国の気象業務改善のための具体的かつ実現可能な計画を作成する。

② 期待される開発効果：

気象機関又は関連機関の参加者が、観測からサービス提供までの一連の気象業務の総合的な知識と技術の習得をすることに加え、講義等を通じ、各国の気象機関を牽引し、自国の気象業務を強化することができる人材となるための必要な能力強化を行う。

(2) その他特記事項：

特になし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）
- (2) 案件名：技術協力プロジェクト「気象予報能力強化プロジェクト」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：
パキスタン気象局（PMD：Pakistan Meteorological Department）（イスラマバード、ラホール）及び気象レーダーサイト（イスラマバード、カラチ、ムルタン）／イスラマバード、ラホール、カラチ、ムルタン／PMD 職員
- (4) 計画の要約：
本事業は、PMD 及び気象レーダーサイトにおいて、①防災関連機関のニーズを把握する能力の向上、②地上観測測器の校正及び維持管理体制並びに地上観測能力の強化、③気象レーダーを利用した観測データの品質向上、④気象予報の精度の向上、を行うことにより、PMD の気象観測・予報・気象情報の発信に係る能力向上を図り、もって PMD による防災関連機関のニーズに沿った定量的な情報提供に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
パキスタン気象局（PMD）には平成 29 年度の外務省の無償資金協力「経済社会開発計画」において自動気象観測システム（AWS）を 48 台供与済み。今回の技術協力プロジェクトでは、それら AWS を含む気象測器の保守管理の技術向上を行い、そこで得られた観測情報を用い、気象予報の精度向上を目指す。PMD はアジア開発銀行および世界銀行の支援で数百台におよぶ AWS の追加整備の予定があり、本技術協力プロジェクトでの活動が、日本製の気象測器の導入の一助となる可能性がある。
- (2) 当該国における気象セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
パキстанは、北部に 8,000 メートル級の高い山々がそびえ、インダス川が国土の中央を縦断していることから、季節風（モンスーン）と熱帯低気圧（サイクロン）による豪雨により、洪水や鉄砲水、地滑り等の災害が発生しやすい。特に、洪水の発生頻度が高く、その被害も大きい。1982 年～2016 年の間に発生した全災害数（132 件）のうち、洪水によるものは約 6 割を占めている。また、全災害による死者数（16,229 名）・被災者数（69,881,589 名）のうち、洪水による死者数・被災者数はそれぞれ約 7 割・9 割以上となっている（出典：Emergency Database（EM-DAT））。2022 年 6～9 月のモンスーン期には広範囲の大雨と洪水が発生し、死者 1,739 名にのぼる甚大な被害が発生した（出典：EM-DAT）。
このような状況に対し、パキスタン政府は、自然災害に対する防災体制強化に向けた国家防災法の公布、防災行政の中心となる国家防災庁（National Disaster Management Authority：NDMA。以下「NDMA」という。）の設置、我が国の技術協力

による「国家防災計画」（2012 年～2022 年）の策定等、国を挙げた取り組みを行ってきており、「国家防災計画」では、従来の事後対応中心の災害対策を見直した。また、この計画の中で、予防・被害軽減を実現するために、適正な予警報システムの構築・維持を目的とした「マルチハザード早期予警報計画」（2012 年～2022 年）が策定された。同計画では、気象・洪水に関しては、①気象予報、②早期警報システム、③早期警報の伝達能力強化、④早期警報・避難システムの能力強化が戦略として掲げられている。これら戦略に対し我が国は、2016 年以降、無償資金協力を通じ、パキスタンの南北方向に連なる形で、4 台の気象レーダー（S バンド固体化二重偏波）の更新・新設を実施しており、それにより国土の約 8 割を観測範囲とする基幹気象観測網が構築される予定である。洪水の早期警報に関しては、無償資金協力「ライヌラー洪水制御予警報システム緊急整備計画」（2005 年～2007 年）で洪水予警報システムを、無償資金協力「洪水警報及び管理能力強化計画」（2011 年～2012 年）及び「第二次洪水警報及び管理能力強化計画」（2014 年～2015 年）で洪水解析モデルを整備しており、これらは PMD により現在も運用されている。

他方、PMD は、我が国を始め多くの援助機関のもとで気象レーダーの設置を計画しているが、二重偏波気象レーダーを含む高機能レーダーの運用や精度の高い降水量算出（Quantitative Precipitation Estimation: QPE。以下、「QPE」という。）等を含む最新の技術や、気象レーダーの観測情報の洪水予警報への活用に関する経験・知見が不足している。また、我が国の支援により 45 箇所の自動気象観測所（Automatic Weather Station: AWS。以下「AWS」という。）の設置・運用が開始されており、加えて他の援助機関により 数百箇所を超える AWS の設置計画がある。しかし、PMD は地上観測測器の校正・点検に関する経験が不足していると同時に、観測データの記録と管理が不十分など、観測業務における課題を抱えている。加えて、PMD は世界気象機関（World Meteorological Organization: WMO）が進める、影響に基づく予警報（Impact-based forecasting and warning）の実現を志向している。その実現のためには、気象予報に係るデータの質向上、精度の高い洪水情報の発信など、定量的な気象情報発信に向けた人材及び組織の能力強化を図ることが必要である。以上のとおり、パキスタン気象分野における課題は大きく分けて以下の 3 つがある：①高機能気象レーダーの運用や QPE 等を含む最新の技術に関する経験・知見の不足、②AWS 及び地上観測測器の校正・点検に関する技術の不足、③定量的な気象情報等の発信および洪水予警報への活用に係る経験の不足。これらの課題に対して、本事業は①PMD の高機能気象レーダーの運用・維持管理能力の強化、QPE の実施を支援し、②地上観測測器の校正・点検の能力強化を行うことで、気象情報の精度向上を図り、③QPE の実施による雨量マップの作成を通じて PMD の定量的な気象情報の提供ならびに洪水予警報への活用に係る能力の向上を支援するものである。したがって、本事業は当国の気象セクターにおける重要事業と位置付けられる。

3. 計画概要

(1) 計画概要

1) 事業目的：

本事業は、PMD 及び気象レーダーサイトにおいて、防災関連機関のニーズを把握する能力の向上、地上観測測器の校正及び維持管理体制並びに地上観測能力の強化、気象レーダーを利用した観測データの品質向上、気象予報の精度の向上、を行うことにより、PMD の気象観測・予報・気象情報の発信に係る能力向上を図り、もって PMD による防災関連機関のニーズに沿った定量的な情報提供に寄与するもの。

2) 事業実施期間：

2024 年 1 月～2027 年 12 月を予定（計 48 カ月）

3) 事業実施体制

実施機関：PMD、航空省（Ministry of Aviation）傘下だったが、2025 年 3 月より航空省が国防省（Ministry of Defense）に統合され、PMD も国防省傘下に編入された。

関係機関：パキスタン防災関連機関（NDMA、連邦洪水委員会（Federal Flood Commission: FFC）、インダス川水系公社（Indus River System Authority: IRSA））

3) 投入（インプット）

日本側：①専門家派遣、②研修員受け入れ：本邦研修 3 回、③機材供与

パキスタン側：①カウンターパートの配置、②事業実施のためのサービスや施設、現地経費の提供（執務室及び家具等の提供プロジェクト実施に必要な経費）

4) 他事業との連携・役割分担

無償資金協力「第 2 次気象観測網整備計画」、無償資金協力「中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画」、無償資金協力「ムルタン市気象レーダー整備計画」（2018 年～2026 年）及び「サッカル市における気象レーダー設置計画」（2021 年～2027 年）において、パキスタンの中部ムルタン市及びサッカル市に S バンド二重偏波気象レーダーの設置を予定。当該無償資金協力による施設・機材の整備と本事業による PMD の能力強化は、互いに補完し合いながらパキスタンの気象分野の発展に寄与するものである。

(2) その他特記事項

特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

(1) 国名： パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）

(2) 案件名： 無償資金協力「インダス川流域における洪水管理強化計画」

(3) プロジェクトサイト／対象地域名：

パンジャブ州（12,768 万人）、バロチスタン州（1,489 万人）、シンド州（5,569 万人）、ハイバル・パフトゥンハー州アボタバード県（133 万人）、マンセラ県（155 万人）及びハリプール県（100 万人）等のインダス川流域及び支川（Chenab 川、Ravi 川、Satluj 川、Kunhar 川等）。

(4) 計画の要約：

本事業はインダス川及び支川流域等において水文・水理及び気象観測機器・データモニタリングシステムの整備及び河川構造物等の改修・補強を行うことにより、将来の河川整備に必要な基礎データの量・質の改善及び鉄砲水に対する護岸施設の強度向上を図り、もってインフラ整備による洪水リスク削減に資するもの。

2. 計画の背景と必要性

(1) 本計画を実施する外交的意義

我が国は対パキスタン・イスラム共和国国別開発協力方針（2023 年 9 月）において、「人的資本への投資と社会サービスの拡充を通じた人間の安全保障の確保と社会の強靱化」を重点分野として掲げ、『『仙台防災枠組 2015-2030』に基づき、我が国の知見と技術を活用した災害予防、減災のための投資及び防災ガバナンスの強化を中心に協力し、災害に負けない強靱な社会の構築を図る。』と定めている。

本計画は河川管理体制の強化及び洪水予測の精度向上の推進を通じ、災害に負けない強靱な社会の構築に資するものであり、SDGs のゴール 11（包摂的、安全、強靱な都市及び人間居住の構築）及びゴール 13（気候変動とその影響への緊急の対処）にも貢献することを踏まえ、本計画の実施を支援する必要性は高い。

(2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

パキスタンは、洪水、土砂災害、地震など災害多発国である。特に、当該国中央部を流れるインダス川とその支川では毎年モンスーン期の豪雨による洪水は多額の経済損失を生み出している。1950-2015 年の洪水被害総額は約 380 億ドルに達し、特に近年の気候変動の影響による洪水は激甚化・頻発化している。2010 年にインダス川流域で発生した大洪水では国土の約 20%が冠水し、被災者 2,000 万人以上、倒壊家屋約 160 万棟、道路・灌漑施設等のインフラ損壊等、約 100 億ドルに及ぶ大規模な被害が発生した（Federal Flood Commission、2010）。また、2022 年 6 月中旬からモンスーンによる豪雨に伴い大洪水が発生し、1,700 人以上の死者、約 300 億ドル以上被害額を発表した（国家防災庁 2022 年 10 月現在）。特にハイバル・パ

フトゥンハー州（以下「KP 州」という。）では鉄砲水（フラッシュフラッド）により河岸が崩壊及び堤防が損壊し、死者は 300 人を超えた（JICA 調査団）。

このような状況を踏まえ、連邦洪水委員会（Federal Flood Commission。以下「FFC」という。）は 2015/16 年度から 2024/25 年度を計画期間とする国家洪水防御計画（National Flood Protection Plan- IV。以下「NFPP-IV」という。）において、河川構造物の改修・補強や水位や流量データを取得する水文・水理及び気象観測網の拡張を行うとしている。

水利電力開発公社（Water and Power Development Authority。以下「WAPDA」という。）は全国約 40 カ所の自動観測所設置や観測データの受信・分析・発信を行うデータモニタリングセンターを各流域に整備している。一方、当該国北部のパンジャブ州及び KP 州を流れるインダス川上流部とその支川の既存観測所の多くは、未だ有人目測観測を続けているのに加え、合流地点等の重要地点における観測点の絶対数も不足しており、河川整備の検討に必要な連続観測ができていない。WAPDA は、「National Master Plan for Flood Telemetry Network」（以下「M/P」という。）を策定し、重要地点での河川水位自動観測のための水文・水理観測機器整備とデータ統合管理を可能とするデータモニタリングシステムの改善を優先事業に掲げているが、施設整備に関する資金不足により実施目途が立っていない。特に、水文・水理及び気象に関する質の高い観測データ不足に起因し、短時間で局所的な豪雨発生時に必要なダムの事前放流操作もできない状況にあり、洪水災害リスクが高いままとなっている。併せて、州灌漑局（Provincial Irrigation Department。以下「PID」という。）は、KP 州等で頻発する鉄砲水によって護岸が被災しており、NFPP-IV にも含まれるが、今後の洪水発生による越水が起こらないよう護岸の補強が必要な状況にある。

インダス川流域における洪水管理強化計画（以下「本事業」という。）はインダス川及び支川流域における水文・水理及び気象観測機器の設置、データモニタリングシステムの整備、過去の洪水で損壊した護岸の改修・補強を通じ、河川管理体制の強化を図るものであり、上記当該国の NFPP-IV 及び M/P において優先度の高い事業として位置付けられている。

3. 計画概要

（１） 計画概要

ア）施設、機材等の内容

【施設】中央データ管理センター（2 箇所）、河川構造物の改修・補強（総延長約 1,500m）

【機材】水位・雨量観測機器（46 基）、流速計（6 基）、自動気象観測装置（5 基）、データディスプレイシステム（12 基）

イ）コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：

詳細設計、入札補助、調達監理、ソフトコンポーネントとして水文・水理観測機器・気象観測機器・データモニタリングシステムの移設及び利活用のためのデータ形式変換等に係る技術支援。

ウ) 調達・施工方法：

水文・水理観測機器・データモニタリングシステムの整備に関する各種機材は既設機材との互換性やスペアパーツ等の調達及び保守の容易さ、持続性を考慮して、日本又は第三国調達を想定する。周辺機器として当該国に広く流通しているものは現地調達を想定。輸送は工場検査後に、当該国へ海上輸送をして機材据付を行う。

エ) 事業実施スケジュール（協力期間）：2024 年 10 月～2028 年 3 月を予定（計 42 か月）。

オ) 事業実施体制：事業実施機関は連邦洪水委員会（Federal Flood Commission : FFC）。運営・維持管理機関は FFC が中央機関として事業監理や契約の代表を担う。水文・水理観測機器の現場監理や免税等の負担事項を水利電力開発公社（Water and Power Development Authority : WAPDA）、河川改修の現場監理や免税等の負担事項を KP 州灌漑局（Irrigation Department, Khyber Pakhtunkhwa : KP 州 PID）、気象観測機器の現場管理や免税等の負担事項を気象局（Pakistan Meteorological Department : PMD）が担う。同 PMD は 航空省（Ministry of Aviation）傘下だったが、2025 年 3 月より航空省が国防省（Ministry of Defense）に統合され、PMD も国防省傘下に編入された。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）
- (2) 案件名：無償資金協力「サッカル市における気象レーダー設置計画」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名：シンド州サッカル市
- (4) 計画の要約：

本事業は、当国のシンド州サッカル市において、新規気象レーダーシステムを設置することにより、パキスタン気象局の気象観測能力の向上を図り、もって当国における洪水や土石流等の自然災害による被害の軽減及び人間の安全保障の確保と社会基盤の改善に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

我が国は対パキスタン・イスラム共和国国別開発協力方針（2018 年 2 月）において、「我が国の知見と技術を活用した災害予防（Preparedness）、減災を中心とした防災体制の強化を支援し、災害に負けない強靱な社会の構築を図る。」ことを重点分野として定めている。

本計画は、地球規模課題への対応としての防災支援に資するものであり、SDGs ゴール 11「包摂的、安全、強靱な都市及び人間居住の構築」及び 13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献することも踏まえ、本計画の実施を支援する必要性は高い。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

パキスタンは、洪水、土砂災害、地震など災害多発国である。特に、当該国北部に 8,000 メートル級の山々がそびえ、国土の中央をインダス川が縦断しているため、大雨による洪水や鉄砲水、地滑り等が発生しやすい。これらの災害で深刻な社会経済発展の停滞が生じており、被害の軽減は喫緊の課題である。

当該国政府は、2005 年に発生した北部大地震を契機に、国家防災令の公布、国家防災庁（National Disaster Management Authority : NDMA）の設置、我が国の技術協力による「国家防災計画」の策定等、国を挙げて防災強化を行ってきた。自然災害による被害を軽減するために、パキスタン気象局（Pakistan Meteorological Department: PMD）の観測能力を向上させ、自然災害の危険の予測と予警報を更に迅速に適時・適所へ配信することが強く求められており、そのためには気象レーダー、気象・雨量観測所等の施設・機材の整備及び気象局の気象観測・予報能力の更なる強化が必要である。

モンスーン期の雨雲は殆どが当該国の東方から進入し、北上して集中豪雨を北部にもたらす。北部で降った大雨により河川の上流域で鉄砲水や土砂崩れが発生し、

その雨水がサッカル市も含む中・下流域に流れ込むことで大規模な洪水が発生する。さらに、スライマーン山脈地域で発達する積乱雲による大雨が河川に流入し、当該国中部や南部地域（含むサッカル市）の洪水の規模を増大させている。

無償資金協力「中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画」、「カラチ気象観測用レーダー設置計画」、「ムルタン市気象レーダー整備計画」により気象レーダーの整備が進められているが、カラチとムルタンの間の中部・南部地域にはレーダーの観測範囲外の地域が存在している。本事業はカラチとムルタンの間に位置するサッカルに新たなレーダーを設置することによりレーダー観測空白地域を補完し、国土の約 9 割を観測範囲とする気象レーダー観測網を構築することで、当該国民に対し精度の高い気象観測データの安定的な提供が可能となるものであり、当該国の防災セクターにおける重要事業と位置付けられる。

3. 計画概要

(1) 計画概要

ア) 施設、機材等の内容

【施設】気象レーダー塔（1 棟）

【機材】S バンド固体化 2 重偏波気象ドップラーレーダーシステム（1 基）、気象レーダー中央処理システム（1 式）、気象レーダーデータ表示システム（7 式：サッカル気象レーダー観測所、イスラマバード本局、ラホール洪水予報部、カラチ熱帯サイクロン警報センター、各国際空港 PMD 事務所（イスラマバード、カラチ、ラホール））

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工・調達監理、気象レーダーの維持管理のための技術指導等

ウ) 事業実施スケジュール（協力期間）：2021 年 1 月～2028 年 2 月を予定（計 86 か月）。

エ) 事業実施体制：事業実施機関はパキスタン気象局（Pakistan Meteorological Department: PMD）、航空省（Ministry of Aviation）傘下だったが、2025 年 3 月より航空省が国防省（Ministry of Defense）に統合され、PMD も国防省傘下に編入された。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名： パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）
- (2) 案件名： 無償資金協力「ムルタン市気象レーダー整備計画」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／： パンジャブ州ムルタン市、ラホール市及びイスラマバード首都圏
- (4) 計画の要約： 本事業は、当国のパンジャブ州ムルタン市に気象レーダーシステムを整備することにより、災害を引き起こす気象現象の監視能力の強化及び当国の気象・洪水情報や予警報の精度向上を図り、もって自然災害による被害の軽減に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

我が国は、対パキスタン・イスラム共和国国別開発協力方針（2018 年 2 月）において、「人間の安全保障の確保と社会基盤の改善」を重点分野の一つとして掲げ、災害予防(preparedness)、減災を中心とした防災体制の強化を支援し、災害に負けない強靱な社会の構築を図ることを定め、また、2015 年 3 月の国連防災世界会議で発表した「仙台防災協力イニシアティブ」においては、我が国は自国の知見と技術を活かした国際貢献を表明している。

本計画は、地球規模課題への対応としての防災支援に資するものであり、SDGs ゴール 11「包摂的、安全、強靱な都市及び人間居住の構築」及び 13「気候変動とその影響への緊急の対処」にも貢献することを踏まえ、本計画の実施を支援する必要性は高い。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

パキстанは、洪水、土砂災害、地震など災害多発国である。特に、当該国は北部に 8,000 メートル級の山々がそびえ、国土の中央をインダス川が縦断しているため、大雨による洪水や鉄砲水、地滑り等が発生しやすい。これらの災害で深刻な社会経済発展の停滞が生じており、被害の軽減は喫緊の課題である。

当該国政府は、2005 年 10 月に発生した北部大地震を契機として、自然災害に対する防災体制強化に向けて、国家防災令の公布、防災行政の中心となる国家防災庁（National Disaster Management Authority : NDMA）の設置、我が国の技術協力による「国家防災計画」の策定等、国を挙げた取り組みを行ってきた。「国家防災計画」では、従来の事後対応中心の災害対策を見直し、予防・被害軽減を実現するため、適正な予警報システムの構築・維持を目的とした「マルチハザード早期予警報計画」が策定されている。自然災害による人的・社会的・経済的損失を軽減するため、パキスタン気象局(Pakistan Meteorological Department: PMD)の観測能力及び予警報

精度を向上させ、自然災害の危険を事前に予測し、適切な対策をとるために、これまで以上に予警報を迅速に、適時・適所へ配信することが、強く求められている。当国における 1982 年～2016 年の災害数（132 件）及び死者（16,229 名）・被災者数（69,881,589 名）において、洪水は、災害数の約 6 割、死者数は約 7 割、被災者数の 9 割以上を占めており(出典：Emergency Database (EM-DAT))、モンスーン期の集中豪雨による洪水被害の軽減は当国にとって喫緊の課題である。

モンスーン期に集中豪雨をもたらす雨雲の殆どが、東方から当国に進入し、それらの約 8 割が北上して、洪水を引き起こす大雨を北部にもたらす。北部で降った大雨が、河川の上流域で鉄砲水や土砂崩れを発生させ、その雨水が中・下流域に流れ込んで、大規模な洪水を発生させる。これに加えて、モンスーン期の積乱雲発達に伴う雷雨やスライマーン山脈周辺のパンジャブ州の豪雨地域で降った大雨の雨水が河川に流れ込み、当国中部・南部地域の洪水の規模を更に増大させている。しかしながら現状では、モンスーン期に集中豪雨をもたらす雨雲、積乱雲発達に伴う雷雨やスライマーン山脈周辺での大雨の観測精度が低いことから、PMD の大雨情報が洪水予警報に活用されていない。ムルタン市は、東方より当国に到達してモンスーン期に集中豪雨をもたらす雨雲の進入路、積乱雲発達に伴う雷雨やスライマーン山脈周辺の豪雨の観測に、最適な場所に位置している。本事業は、ムルタン市に新たな気象レーダーを整備することにより、PMD による、パンジャブ州での精度の高い気象観測と、気象情報及び洪水予警報の安定的かつ持続的な国民への提供を可能とするものであり、当国の防災セクターにおける重要事業と位置付けられる。

3. 計画概要

(1) 計画概要

ア) 施設、機材等の内容

【施設】気象レーダー観測所（1 棟）

【機材】S バンド固体化 2 重偏波気象ドップラーレーダーシステム（1 基）、気象レーダー中央処理システム（1 式）、気象レーダーデータ表示システム（4 式）、気象データ通信システム（2 式）

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：

詳細設計、入札補助、調達・施工監理/気象レーダーの保守・運営、観測スケジュール作成に関する技術指導、研修・マニュアル作成

ウ) 事業実施スケジュール（協力期間）：2018 年 8 月～2027 年 2 月を予定（計 103 か月）。

エ) 事業実施体制：事業実施機関はパキスタン気象局（Pakistan Meteorological Department: PMD）、航空省（Ministry of Aviation）傘下だったが、2025 年 3 月より航空省が国防省（Ministry of Defense）に統合され、PMD も国防省傘下に編入された。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）
- (2) 案件名：無償資金協力「人材育成奨学計画」
(The Project for Human Resource Development Scholarship)
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名：パキスタン国内全域
- (4) 計画の要約：パキスタン政府の中核において活躍することが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。（令和 5 年度閣議）

2. 計画の背景と必要性**(1) 本計画を実施する外交的意義**

パキスタンは、世界第 5 位の人口を有し、アジアと中東の接点に位置するという地政学的重要性を有するとともに、テロ撲滅に向けた国際社会の取組において重要な役割を担っている。このため、同国の安定的な発展は、周辺地域、ひいては国際社会全体の平和と安定に資する点から重要であり、この地域と経済社会的に繋がり深い我が国が、同国の安定的成長のために支援を行う意義は大きい。本計画は、パキスタンの若手行政官の人材育成を通じて、同国の安定的な発展に貢献する案件である。さらに、2022 年は、日パキスタン外交樹立 70 周年を迎えることもあり、本計画を通じてパキスタン政府の中核となる行政官等の育成を継続的に支援することは、同国との二国間関係の強化に寄与するものであり、外交的意義が高い。

また、パキスタンの政権中枢で将来活躍が見込まれる若手行政官の人材育成を支援することは、我が国の主要外交政策である「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現を目指す観点から、「法の支配」（ガバナンス能力強化）や「経済的繁栄の追求」（人的連結性）に合致するものである。

本事業に参加した各若手行政官等が、帰国後にパキスタン政府内で主要な役割を担うことで二国間関係の強化に貢献することが期待される。また、同国の取り組むべき開発課題における政策運営能力強化に資するものであり、我が国の協力方針にも合致していることから本事業の実施を支援する必要性は高い。

(2) 当該国における政府職員人材育成の現状・課題及び本計画の位置付け

パキスタンにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。パキスタンの国家政策「Pakistan Vision 2025」でも、経済成長を達成するための 7 つの目標の一つに「制度改革・公共セクターの近代化」が挙げられている。かかる背景から、本計画により、開発課題の解決への取り組みで中核となる若手

行政官等を育成することへの期待も高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 18 名（修士課程 17 名、博士課程 1 名）の留学生が、本邦大学院において、パキスタンにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。

(2) その他特記事項：2025 年度まで留学していた 3 名がパキスタン気象局（2 名）及び航空局（1 名）の所属。来日時はいずれも航空省傘下だったが、2025 年 3 月の政府機関改編に伴い、航空省が国防省に統合され、いずれも国防省に編入された。

・環境社会配慮カテゴリ分類：C

・ジェンダー分類：【ジェンダー案件】「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名： パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）
- (2) 案件名： 無償資金協力「第二次空港保安強化計画」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名：
 - ① カラチ国際空港／シンド州カラチ市
 - ② ムルタン国際空港／パンジャブ州ムルタン市
 - ③ ファイサラバード国際空港／パンジャブ州ファイサラバード市
- (4) 計画の要約： 本事業は、主要国際空港（カラチ、ムルタン、ファイサラバード、）において、空港保安機材を整備することにより、空港保安体制の強化を図り、もってテロ発生リスクの低減を通じた社会の安定化に寄与するもの。
- (5)

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

対パキスタン・イスラム共和国国別援助方針（2012 年 4 月）における重点目標として「国境地域などの安定・バランスの取れた発展」が定められ、テロ対策支援が主要な柱の一つとなっている。また、対パキスタン・イスラム共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014 年 3 月）において、「テロ対策」は重点課題であると位置づけられ、治安関連施設、機材整備に対する支援を重視すると分析されており、本事業はこれら分析、方針に合致する。また、本事業は、パキスタン主要国際空港において、空港保安機材を整備することにより、国際的要件を満たす空港保安体制の確立を図り、もってパキスタンにおけるテロ発生リスクの軽減を通じた社会の安定化に資するものであり、SDGs ゴール 16 に貢献することから、無償資金協力として本事業の実施を支援する必要性は高い。

- (2) 当該国におけるテロ対策・空港保安開発の現状・課題及び本計画の位置付け
パキスタンのテロ事件発生件数は、2015 年の 1,009 件から 2016 年に 734 件、（米国務省「Country Reports on Terrorism 2016」）へと、年々減少傾向にあるが、イラク（2,965 件）、アフガニスタン（1,340 件）、インド（927 件）に次ぐ世界第 4 位の規模で発生している。国際空港は物流と人の移動を担う経済活動の拠点であることから、空港保安設備強化は、当国のテロ発生リスク軽減に向け、喫緊の課題となっている。当該国では、空港管理者である民間航空庁が、2015 年に策定した「国家航空政策（National Aviation Policy 2015）」に基づき、テロ行為の標的となりやすい空港の国際的要件に準じた保安対策強化を進めている。近年脅威が増している旅客の受託荷物に隠された爆発物の検出をより確実に行うため、パキスタン国内の空港の検査装置においても、国際民間航空機関（ICAO）が定

める国際基準を満たすことが特に重視されている。

カラチ、ラホール、イスラマバード空港においては、無償資金協力「第一次空港保安強化計画」（2013 年）を通じ、各種検査装置を整備し、空港保安体制の強化が図られた。一方、ムルタンに関しては、中東諸国へ多数の航空便が発着し、また、持ち込まれる手荷物及び受託手荷物の検査レベルが低い。そのため、危険物等の持ち込み可能性の懸念から、国際基準を満たす検査体制を確立することが急務とされている。また、第一次空港保安強化計画の支援対象であったカラチ空港においても、旅客数増に伴う更なる保安体制強化の必要性の観点から、追加機材導入が不可欠である。

本事業は、当該国の主要国際空港（カラチ、ムルタン、ファイサラバード）において、国際基準に基づく検査体制を確立し、パキスタンにおけるテロ発生リスクの低減に貢献するものであり、当国の開発政策においても優先度の高い事業と位置付けられる。

3. 計画概要

（１）計画概要

ア）【カラチ：機材】受託手荷物爆発物検知装置 2 台、バゲッジハンドリングシステム 2 台

【ムルタン：機材】受託手荷物爆発物検知装置 2 台、バゲッジハンドリングシステム 1 台、拭き取り式爆発物検知装置 2 台

【ファイサラバード：機材】受託手荷物爆発物検知装置 2 台、拭き取り式爆発物検知装置 2 台、バゲッジハンドリングシステム 1 台、

イ）コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容：詳細設計、入札補助、調達監理。ソフトコンポーネントは実施しない。

ウ）事業実施スケジュール（協力期間）：2026 年 12 月完工予定。

エ）事業実施体制：事業実施機関はパキスタン空港公社(Pakistan Airports Authority: PAA)。運営維持管理機関は空港保安隊（Airport Security Force: ASF）。いずれも 航空省（Ministry of Aviation）傘下だったが、2025 年 3 月より航空省が国防省（Ministry of Defense）に統合され、PAA と ASF も国防省傘下に編入された。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：パキスタン
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：パキスタン空港公社より 1 名を含む 10 名
- (3) 案件名：令和 7 年度課題別研修「空港の建設、運営・維持管理総合計画」
- (4) 計画の要約：
建設・運営・維持管理に係る空港計画が作成・提案され、また研修員が作成・提案する今後の活動計画が、研修員の所属先等、自国の空港計画担当部署にて共有・検討されることを目的に実施されるもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
国際空港は物流と人の移動を担う経済活動の拠点であることから、パキスタン国のテロ発生リスク軽減に向け空港保安設備強化は喫緊の課題となっている。
- (2) 当該国における運輸セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け
テロ対策のニーズが高く、国内外からのテロリストの流入、非合法物資の流通を阻止すべく、都市部や主要物流及び人の交流のハブにおけるテロ対策に従事する空港局職員の能力強化が必要になっている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
 - ① 計画内容：
 - ア) 自国空港における空港計画の現状及び課題が整理され、建設から運営・維持管理まで含めた空港計画について、我が国の事例に係る知識を習得し、説明できる。
 - イ) 現状及び課題を踏まえ、空港計画の素案やその実現のための組織、体制の案が作成される
 - ウ) 研修参加者が作成したアクションプラン案が所属組織で共有・検討され、必要な見直しと共に実現可能な活動計画が理解される。
 - ② 期待される開発効果：
本研修を通じ習得した知見をふまえ、建設・運営・維持管理に係る空港計画が作成・提案され、また研修員が作成・提案する今後の活動計画が、研修員の所属先等、自国の空港計画担当部署にて共有・検討される。
- (2) その他特記事項：
特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：パプアニューギニア
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：消防庁より 1 名を含む 10 名が参加。
- (3) 案件名：令和 7 年度課題別研修「消防・防災」
- (4) 計画の要約：
「仙台防災枠組 2015-2030」における優先事項 1「災害リスクの理解」および優先事項 4「効果的な緊急対応のための防災対策の強化」に向けた取り組みとして、研修参加者が様々な火災現場における消火・救助技術の実践的な知識と実技を習得し、地域での防災対策に対する理解を深めることを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
パプアニューギニア国において、一昨年、地すべりで 2000 名以上が生き埋めとなり、日本政府が緊急支援を実施するなど、災害が絶えず発生しており、甚大な被害を引き起こしている。自然豊かな当該国において、自然との共生を図っていくことが重要であり、防災の取り組みが行われている日本から得る学びは非常に大きい。加えて、日本と当該国とのネットワーク強化により、双方の知見共有という観点においても両国にとって有益と言える
- (2) 当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け
パプアニューギニア国は、我が国と同様、地震・火山・土砂災害など多岐に渡って、災害が多く発生する国の一つである。また、治安状況は悪く、火災などの被害も少なくない。そのため、課題別研修は当該国にとって、日本の知見を学び、当該国の防災能力強化だけではなく、災害の多い国間のネットワーク構築にとって双方にとって有益と言える。パプアニューギニア国の開発基本方針は、①経済成長基盤の強化、②社会サービスの向上、③環境・気候変動・防災が重点分野となっている。本研修は、③に貢献するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
 - ① 計画内容：
 - ア) 日本における火災予防、防災に関する基本的知識を理解し、技術・知識を活用し、参加国の状況に応じて適切に部隊が運用できる。部隊活動の中で、各種火災に対する消火方法、消防資機材の適切な取扱い、火災現場における救急・救助が実践できる。
 - イ) 参加者が帰国後の普及活動のための計画を策定する。
 - ② 期待される開発効果：

習得した消火技術、消防・防災活動が活動計画に基づき実施され、所属組織の消防・防災体制が改善される。

(2) その他特記事項：

特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：パラグアイ共和国（パラグアイ）
- (2) 案件名：個別専門家「パラグアイの社会経済発展に向けたパラグアイ宇宙庁の宇宙プログラム強化アドバイザー」（2026-2028 年度）
- (3) プロジェクトサイト／対象地域／参加者：パラグアイ全土／パラグアイ宇宙庁（以下、「AEP（Agencia Espacial del Paraguay）」という。）
- (4) 計画の要約：本計画は、専門家を派遣し、パラグアイ宇宙庁の制度強化に係る助言や提言、宇宙技術分野における能力強化、日本の機関との共同プロジェクトの形成等を支援するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

2023 年～2025 年、JICA と AEP は技術協力「社会経済開発に向けた宇宙計画管理プロジェクト」を実施し、AEP の宇宙関連技術の能力強化、並びに関係機関との農業や防災分野をはじめ社会課題解決への実験的取り組みを行うことにより、宇宙関連技術を主とする地理空間情報に基づく意思決定の推進を図り、パラグアイにおける農牧製品の生産性向上などの社会経済開発に寄与してきた。

2024 年 5 月、当時の岸田総理がパラグアイを訪問した際、ペニャ大統領と首脳会談を行い、両首脳間で「日・パラグアイ宇宙協力プログラム」の立上げが発表されたとともに、JICA、宇宙航空研究開発機構（以下、「JAXA」という。）及び AEP との間で「パラグアイにおける持続可能な開発のための宇宙開発能力の向上に関する協力覚書」を締結した。

2025 年 5 月、ペニャ大統領の訪日時における、当時の石破総理との首脳会談でも同プログラムについて言及され、両首脳の注目の下で両国間の活動が進められている他、ペニャ大統領は同訪日機会に JICA、JAXA 各理事長と会談し、両国間の宇宙分野における協力の強い期待を表明した。「日・パラグアイ宇宙協力プログラム」においては、AEP がリーダーシップを担うことが期待されており、AEP の制度強化に係る助言および宇宙技術の能力強化に資する本計画は、両国間のプログラムを円滑に実施するための支援となることから、外交的な意義も高い。

- (2) 当該国における宇宙関連セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け

AEP は、宇宙活動の国家機関として法律第 5151/14 号に基づいて設立され、国家宇宙政策（政令第 1092/19 号）を基に、機関戦略計画 2024-2030 を実施している。AEP 本部は国防省施設内、研修施設はアスンシオン国立大学（UNA）内に設置されている。技術・設備の面では、パラグアイ初の人工衛星打ち上げに日本が協力した「パラグアイ、宇宙へ」プロジェクトを通じて、AEP は大きな発展を遂げているが、

十分な技術力を有する専門家の不足、人工衛星のセンサー、サブシステムなどを開発する国産体制が脆弱なため、宇宙分野で自立的に発展する際の阻害要因となっている。また、空間データについても、公共部門、民間部門が意思決定する際に体系的に活用するまで至っていない。

2026 年 2 月 3 日、パラグアイに対する無償資金協力「衛星技術関連施設整備計画」が閣議決定され、衛星開発能力及び衛星データ利活用能力を強化する施設・機材を建設・整備し、AEP の自然災害への対応力向上、農業生産に係る課題解決を図ることとなった。また、「日・パラグアイ宇宙協力プログラム」におけるパラグアイ側の体制を考慮すると、AEP の組織強化が不可欠である。そのため、AEP がその責務を十分に果たすことができるよう本計画の要請があった。

3. 計画概要

(1) 協力期間

2026 年 9 月～2028 年 9 月（2 年間）

(2) プロジェクトサイト

パラグアイ宇宙庁（AEP）本部及び研究室

(3) 計画上位目標

宇宙分野におけるパラグアイの国家的能力を持続的に強化することで、パラグアイの社会、経済、科学技術の発展が横断的に促進される。

(4) 計画目標

パラグアイの地球観測技術および宇宙システム工学の開発・実施、応用能力を強化し、地理空間データの生成、分析、利用を拡大することにより、以下の事項を実現する：

- ・災害リスク管理、持続的農業、土地利用計画において、衛星データに基づく意思決定の仕組みを推進する。
- ・リモートセンシング、地理空間情報、宇宙工学の技術的・組織的能力を高める。
- ・質の高い衛星データの提供と再現可能な手法により、各分野の生産性及びサービスを向上させる。
- ・衛星システム開発、地球観測アプリケーションを持続可能かつ全国的に普及するための人的・技術的基盤を固める。

(5) 成果

- ・成果 1 AEP の制度強化にかかる助言・支援
- ・成果 2 AEP の宇宙技術分野における能力強化
- ・成果 3 日本の機関との新たな共同プロジェクトの特定・形成による AEP の国際的・組織間パートナーシップの強化

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ
- (2) 案件名：マタバリ港における運営・維持管理及び経営能力向上プロジェクト
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：マタバリ港・チッタゴン港／チッタゴン管区コックスバザール県・チッタゴン管区チッタゴン県／チッタゴン港湾庁 (CPA: Chittagong Port Authority) 職員・海運省 (MoS: Ministry of Shipping)
- (4) 計画の要約：チッタゴン管区コックスバザール県マタバリ地区において建設中のマタバリ港に関し、CPA によるターミナル運営・維持管理、船舶の入出港管理、複数港間の政策的な貨物誘導及びコンセSSIONプランニングに係る能力強化を目的として技術研修を実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

バングラデシュでは、過去 10 年以上に亘る年率 6%を超える GDP 成長に伴い、貨物需要も旺盛であり、バングラデシュのコンテナ貨物の 98%を扱うチッタゴン港の貨物取扱実績は、186 万 TEU (2014-2015 年度) から 279 万 TEU (2019-2020 年度) まで増加し、既に設計上の貨物取扱容量 (175 万 TEU) を超えている。また、同港の現在の水深は 7.5m~9.5m であり、近年の世界的な船舶大型化の傾向と、今後の貨物需要の増加を踏まえると、近い将来必要不可欠となる 2,700TEU 以上の中・大型船の受入ができない。そのため、将来の貨物需要に対応するには、中・大型船の受入が可能な水深を有した新たな港湾開発が急務である。かかる状況を踏まえ、マタバリ地区において水深 16m の多目的深海港及び同港の利用促進に不可欠なアクセス道路を建設することにより、バングラデシュの貨物取扱容量の向上を図り、今後急増する貨物需要及び大型化する船舶の受入に対応するマタバリ港開発事業が計画された。

現在、日本の円借款により建設を支援中であるマタバリ港は、チッタゴン港の運営管理を行うチッタゴン港湾庁により運営される計画だが、事業効果の発現に向けては、完成前後のターミナル運営・港湾維持管理の能力強化が不可欠となっている。また、開港当初はチッタゴン港湾公社の直営もしくはローカルオペレーターへの荷役業務委託による運営を予定しているが、将来的にはコンセSSIONによる民営化の可能性あり、民営化を含めた運営体制の将来計画を策定する必要も出てきている。

これらの背景から、バングラデシュ政府から我が国に対し、マタバリ港の運営支援に係る技術協力プロジェクトが要請された。

- (2) 当該国における港湾セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

JICA は、対バングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパー (2019 年 3 月) において、ゲートウェイとなる港湾の水深不足や施設不足により貨物取扱量が低迷して

いることが、経済成長に向けた重要課題一つであるとし、港湾を含む「全国運輸交通ネットワーク整備」を重点課題として掲げている。日本政府の対バングラデシュ人民共和国国別開発協力方針（2018 年 2 月）では、「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」が重点分野の一つとされ、「経済インフラの開発」「投資環境の改善」「連結性の向上」を 3 本柱としたベンガル湾産業成長ベルト構想（BIG-B 構想）を中心とした協力を行うこと、質の高い運輸・交通インフラを整備し人とモノの効率的な移動を促進させ地域の連結性向上に貢献することが定められており、「マタバリ港における運営・維持管理及び経営能力向上プロジェクト」はこれらの分析・方針に合致する。また、本プロジェクトは、バングラデシュの持続的な産業化に不可欠なエネルギーや資材の物流拠点を整備し、マタバリ港周辺における投資促進を促すものであり、SDGs ゴール 9「強靱なインフラ構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」にも 貢献すると考えられる。

3. 計画概要

（１）計画概要

CPA によるターミナル運営・維持管理、船舶の入出港管理、複数港間の政策的な貨物誘導及びコンセプションプランニングに係る能力強化を目的として、港湾政策・運営・維持管理に係る講義及び日本の港湾視察を実施する。

協力期間：2021-2027 年度

（２）その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名： バングラデシュ国
- (2) 案件名： 令和 7 年度国別研修「TOD・区画整理・再開発事業（計画・実施）」／MRT 沿線の公共交通指向型開発のための政策策定支援プロジェクト
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： ダッカ首都圏／住宅・公共事業省（MoHPW：Ministry of Housing and Public Works）、首都圏開発庁（RAJUK：Rajdhani Unnayan Karttripakkha）、ダッカ都市交通会社（DMTCL：Dhaka Mass Transit Company Limited）、ダッカ北市役所（DNCC：Dhaka North City Corporation）（うち、軍からの出向者 1 名）、ダッカ都市交通調整局（DTCA：Dhaka Transport Coordination Authority）、バングラデシュ農業開発公社（BADC：Bangladesh Agricultural Development Corporation）、バングラデシュ道路交通公社（BRTC：Bangladesh Road Transport Corporation）、計 17 名
- (4) 計画の要約：ダッカにおいて、MRT 沿線における TOD の政策、ガイドラインを作成し、調整メカニズムを構築・運営することにより、計画に基づいた適切な都市開発を推進することに寄与する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
本計画は、日本の公共交通志向型開発（TOD）や市街地整備の知見を共有し、MRT 沿線における駅周辺における公共交通のアクセス向上、公共空間の整備、有効な土地利用実現のための知見を得るものであり、我が国の「対バングラデシュ人民共和国国別開発協力方針」（2018 年 2 月）が掲げる重点分野の一つでもある「全国民が受益可能な経済成長の加速化」に合致し、交通機関の多様化に留意しつつ、質の高い運輸・交通インフラを整備し、人とモノの効率的な移動を促進させ地域の連結性向上に貢献するもの。また、本件実施を通じ、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）のゴール 11（ターゲット 11.2:2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。ターゲット 11.3:2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。）、ゴール 13（気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。）の実現に貢献するもの。
- (2) 当該国における都市開発セクター／首都ダッカの開発の現状・課題及び本計画の位置付け
ダッカでは人口急増により交通渋滞や大気汚染が深刻化し、都市の生活環境が悪化

している。政府は大量高速輸送システム（MRT）やバス高速輸送システム（BRT）を軸とした公共交通整備を進めているものの、当国政府が更新中の 2016-2035 年を目標とした都市計画に定められている詳細地区計画（DAP）と整合した土地利用計画となっておらず、MRT からバス等の他の公共交通機関への乗り換えの利便性や MRT 駅周辺開発における事業者・土地所有者を含む利害関係者間の調整等に課題がある。本計画は、ダッカにおいて、MRT 沿線における TOD の政策、ガイドラインを作成し、調整メカニズムを構築・運営することにより、計画に基づいた適切な都市開発を推進することに寄与するものである。

3. 計画概要

（１）計画概要

本研修は、日本における TOD や市街地整備事業に係る計画策定プロセス、事業実施手法（区画整理事業、都市再開発事業等）とその根拠となる法制度や関係者の役割分担、利害関係者間の合意形成プロセスに対する理解を深め、自国の MRT 駅周辺における公共交通アクセスの向上、公共空間の整備、有効な土地利用実現に向けた知見を得るもの。

（２）その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）
- (2) 案件名：令和 7 年度技術協力プロジェクト「気象気候分析に関する能力向上プロジェクト」(The Project for strengthening the capacity of weather and climate services) における本邦招へい
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：ダッカ（気象局本局）、チッタゴン（気象局支局）、ラングプール・コックスバザール・ケプパラ・モウルビバザール（気象レーダーサイト）を主としたバングラデシュ国全土／実施機関は気象局（BMD）、国防省（BoD）から 2 名（軍籍保持 1 名）が本邦研修に参加。
- (4) 計画の要約：本計画は、バングラデシュにおいて、気象観測機器の適切な運用・維持管理、それら観測機器から得られる情報を基にした気象解析・予報とその発信及び BMD の中長期計画を策定することにより、BMD の気象観測、予報及び情報発信に係る能力の向上を図り、もって災害対応のための情報提供力の向上に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

近年、バングラデシュの経済発展に伴い、日本企業の進出は増加傾向にあり、日本とバングラデシュとの経済関係は年々深化している。本計画により、気象関連災害が頻発するバングラデシュに対し、気象観測能力等の向上と情報発信内容の改善を通じた防災能力向上に向けた支援を行うことは、バングラデシュの一層の経済発展に寄与するのみならず、人道的観点からも大きな意義があり、また、同国の投資環境の改善及び日本企業進出促進に繋がり、我が国と同国の経済関係の深化に寄与することからも外交上意義が高い。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

バングラデシュは、その地理的特性から自然災害が発生しやすく、サイクロンとそれに伴う高潮、洪水、竜巻や雷雨、地滑り、河岸浸食、干ばつ、塩水遡上、地震、津波などが発生している。ほぼ毎年サイクロンが来襲し、国土の 66%が海拔 5m 以下の低地であることから、浸水被害が頻発し、特に地方部に住む貧困層が多く被害を受ける傾向にある。

BMD は、サイクロン、竜巻、雷雨、豪雨、地滑り、干ばつ、寒波、熱波などの気象情報だけでなく、地震や津波に係る情報も含めて政府・関連機関や国民に対し提供する政府機関であり、24 時間体制で観測、予測及び予報を行っている。また、農業のための短期、中期、季節毎の天気予報の提供や、バングラデシュ水資源開発局に対して洪水予報・警報発信のための降雨データ、気象レーダー、衛星画像などの情報も提供している。さらに、政府や関連機関が適切な適応策や緩和策を講じるため、気候変動の影響に関するデータや情報も提供している。

JICA はサイクロン等の災害を引き起こす顕著気象現象の監視能力の向上を目的として、1980 年代から気象レーダーの整備を支援し、これまで BMD は 5 基のレーダーを整備してきた。このうち耐用年数を大幅に超えて運用されているダッカとラングプールのレーダー2 基は、JICA の無償資金協力による更新された。

気象レーダーから得られる情報を校正し、精度の高い降水量算出（以下、「QPE」という。）をするためには、レーダーとは別に自動雨量計（以下、「ARG」という。）が必要である。BMD は世界銀行の支援を受けて新たに自動気象観測所（以下、「AWS」という。）と ARG を導入する計画であるが、一方で、これらの機材から得られる雨量データを活用して気象レーダー情報の QPE を実施し、精度の高い降水量情報を作成するための経験と技術が不十分な状況にある。

また、これらの観測機材を安定かつ効率的に運用し、観測・予報業務の質や、大雨警報等の気象情報の伝達業務の質を向上させるためには、BMD の人員配置、雨季・乾季等を考慮した業務運用、職員の能力向上等を計画的に進めていく必要があるが、現状 BMD は、新規職員の雇用が停止されていることに加え、将来的な予算・人員を考慮した組織運営向上のための中長期計画（ロードマップ）も存在しておらず組織として目指すべき方向性が定まっていない。

以上の背景や現状を踏まえ、本計画では、BMD の気象観測能力、気象レーダー解析能力、予報能力の向上と情報発信内容の改善等を進めていくものである。バングラデシュ政府による「第 8 次五か年計画（2020 年 7 月-2025 年 6 月）」においても、水資源分野の戦略として、洪水予報・警報発信から現象発生までのリードタイムの延長を掲げており、そのためにより精緻な気象情報の提供は必要不可欠であることから、本計画は同国の開発計画に合致している。

3. 計画概要

（1）計画概要

① 投入：

（ア） 専門家派遣：短期専門家

業務主任者/レーダー品質管理/QPE、気象情報提供/気象衛星解析、気象 機関運営、気象レーダー維持管理、測器維持管理、数値モデル・降水予測、気候解析/長期予報、通信情報/防災情報、研究機関連携、気象測器運営、高潮予測モデル、気象衛星データ利用、気候変動、気象レーダー、測器校正・品質管理、国家気象機関の運用、IBF (Impact-based Forecast)

（イ）研修員受け入れ：

・本邦研修 3 回（(i) レーダー、気象警報、(ii) 観測機材の校正及び保守点検、(iii) 気象衛星データ利用、ガイダンス、数値予報）

・本邦招へい 1 回

② 実施期間：2022 年 9 月～2027 年 6 月を予定

（2）その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名： バングラデシュ
- (2) 案件名： 国別研修「海上保安能力強化」(2024 年度～2027 年度)
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： 本邦／バングラデシュ国／バングラデシュ沿岸警備隊 (BCG)
- (4) 計画の要約： 海上保安全般にかかる BCG の実務能力の向上を通じ、バングラデシュ周辺海域において、海賊・密航・密輸、海上災害、環境保全等の国際的課題への対応強化を図り、同海域における安全な経済活動の実現に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
我が国にとって重要なシーレーンの一部を成すベンガル湾における海洋安全保障の実現に寄与するものである。
- (2) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
バングラデシュは東南アジア及び南アジアの双方に跨るインド洋北東部のベンガル湾に面している。ベンガル湾はインド及びミャンマーを沿岸国に有し、特にミャンマーに近い南部海域では、海賊行為、人身売買、密入国の幫助、麻薬等の密輸入、違法漁業等の海上犯罪の多発が深刻な課題となっている。こうした課題に適切に対応するためには、海上犯罪等に対処するバングラデシュ沿岸警備隊 (BCG) の能力強化が必要であり、本計画の実施が要請された。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
実施期間は 2024 年 5 月～2027 年 10 月を予定 (計 42 カ月)。研修は海上保安分野の課題別研修への上乗せにより実施する。
- (2) その他特記事項
なし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン共和国（以下、「フィリピン」という。）
- (2) 案件名：令和 7 年度「人材育成奨学計画（The Project for Human Resource Development Scholarship：JDS）」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：国内全域／学位（修士）を取得する若手行政官等 20 名（実績値）／期
- (4) 計画の要約：フィリピン政府中枢において政策決定に携わることが期待される若手行政官等が、本邦大学院において、同国の重点課題分野に係る知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

フィリピン政府機関・関係省庁における中核人材の育成は同国の継続的課題であり、フィリピン開発計画（2023-2028）でも、重要課題である「グッド・ガバナンスと行政の効率化」において、政府における有能な人材の確保を課題として指摘している。

「人材育成奨学計画」（以下、「本計画」という。）は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、同国における中核人材の育成、とりわけ行政能力の向上及び制度構築に資するものである。

また、質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4（教育）等に貢献するものであり、本計画の実施を支援する必要性は高い。

さらに、多くの帰国留学生が各省庁の要職に就き、同国政府に親日層のクリティカル・マスが形成されていくことで、同国が日本の外交政策を理解し、JICA 事業等の円滑に実施する等、二国間関係を強化することに資するため、本計画を実施する意義は大きい。

- (2) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本計画の位置付け

フィリピンにおいては、各開発課題の複雑さに比して、これらを所掌する政府機関・関係省庁の職員の能力ないし機構及び法整備上体制が、総じて不十分であるという現状がある。行政機構上の制度構築及び個々の行政官の能力向上が課題であり、本計画の実施を通じ、政策立案・遂行の中核を担うことになる行政官等の育成が期待されている。特に、運輸・交通、産業振興・投資環境整備、農業、エネルギー、情報通信、気候変動対策・防災・環境管理、ガバナンス及び教育・保健といった分野については、後述する開発課題の解決に資する重要な分野であることから、同国の中長期的な開発の上で、近年特に体制を強化していくことが求められ、早期に関連人材の育成に取り組む必要がある。

3. 計画概要

(1) 計画概要

①事業の目的

本計画は、フィリピン政府の中枢において活躍することが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与する。

②事業内容

ア) 実施内容

本計画は、中央政府の若手行政官等を対象に、1期あたり最大20名（修士課程20名）の留学生が、本邦大学院において、フィリピンの優先開発課題に係る知識取得のために修学（留学）することに対して、必要な経費を支援するもの。4期分の計画を事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

- ・翌年度来日留学生の募集選考支援を行う。
- ・留学生の来日・留学支援（来日留学生の募集選考、来日準備、留学中のモニタリング、帰国準備、奨学金提供、大学への授業料等支払い等）
- ・留学事業の付加価値向上支援（留学中の日本側関係者及び帰国生とのネットワーキング支援）

ウ) 調達方法

原則として協力準備調査の実施者を本計画の実施代理機関として JICA が推薦する予定。

③事業実施スケジュール（協力期間）

2024年7月～2028年3月を予定（計45ヶ月）

④事業実施体制

ア) 事業実施機関／実施体制：経済企画開発省（Department of Economy, Planning, and Development）

イ) 他機関との連携・役割分担：特になし。

ウ) 運営／維持管理体制：本計画の円滑な実施のために、フィリピンにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

エ) 運営委員会の構成：経済企画開発庁、公務員委員会、外務省、在フィリピン日本国大使館、JICA フィリピン事務所

(2) その他特記事項

特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン
 - (2) 案件名：技術協力「フィリピン沿岸警備隊海上保安能力向上プロジェクト」
(2025-2028 年度)
- プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：フィリピン共和国マニラ市及び沿岸部
全域／フィリピン国全域／フィリピン沿岸警備隊
- (3) 計画の要約：犯罪捜査及び多目的船の運用・維持管理を迅速かつ適切に実施
する体制を確立し、もって当該分野の能力向上に寄与する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

我が国は対フィリピン国別開発協力方針（2023 年 9 月）にて、重点分野「包摂的で強靱な成長のための人間の安全保障の確保」のもと、海上保安分野の能力構築等を通じた法執行能力強化に対する協力を実施するとの方針を掲げている。またフィリピン共和国 JICA 国別分析ペーパー（2024 年 3 月）においても、海上法執行の強化が課題であると分析しており、本計画はこれら方針、分析に合致する。

- (2) 当該国における海上安全セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

フィリピン沿岸警備隊（PCG）では犯罪捜査に携わる職員の不足や、研修・訓練プログラムにおける課題があり、犯罪捜査能力はまだ十分ではない。またフィリピン沿岸警備隊における任務の多様化、拡大に伴い、効率的・効果的な運用、即応性維持の観点から船舶の運用・維持管理能力の重要性が高まっており、これらに係る能力の向上が必要である。本計画は、「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画（フェーズ III）」およびこれまでの資金協力による巡視船艇整備の開発効果向上を図るものであり、特に海上法執行能力向上に資することから、実施の意義は大きい。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

- ・実施期間 2025 年 6 月から 2028 年 5 月（計 36 か月）
- ・海上法執行等に必要となる犯罪捜査に関する標準的手法の確立、多目的船の運用・維持管理に関する標準的な手法の改善・更新、犯罪捜査及び多目的船の運用・維持管理等に関する研修・訓練プログラムの改善、犯罪捜査及び多目的船の運用・維持管理等の分野のインストラクターの養成、他国海上保安機関との連携強化を行う。

- (2) その他特記事項

なし。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：全世界
- (2) 案件名：令和 7 年度長期研修「仙台防災枠組に貢献する防災中核人材育成」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：本邦大学（長期研修員）／フィリピン市民防衛局（OCD）1 名
- (4) 計画の要約：

防災分野において次世代を担う対象国の中核人材に対し、仙台防災枠組が採択された日本での修士及び博士課程への留学を通じた育成を図ることで、各国における同枠組の実施を促進するとともに、日本の防災知見を熟知し、各国の防災をリードする防災人材の育成促進を図る。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

日本は、世界でも有数の災害多発国であることから、現在まで行政や学界が連携しながら多様な防災関連対策の実施や技術開発が行われ、また、国民も天気予報や災害情報を良く理解している等、独自の「防災文化」を築き上げてきた。また、国際防災の指針である「仙台防災枠組 2015-2030」は、日本の経験や理念（事前防災投資の重視、防災の主流化、中央防災機関の強化、Build Back Better 等）を反映されており、我が国は同枠組の推進により、防災分野の国際的な取り組みにおいてリーダーシップを発揮する役割を担っている。したがって、日本が豊富な経験と知見に基づき各国の発展段階に応じた防災分野の教育・研究の機会を提供することで、防災分野が主要な開発課題である開発途上国における経済社会開発に貢献するとともに、各国及び国際社会での仙台防災枠組の実施促進に貢献することから、外交的な意義が大きい。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

開発途上国では、防災機関設立からの歴史が浅く、実務経験を持つ人材が恒常的に不足している。また、防災を包括的に学ぶことのできる教育機関が限られており、我が国のような防災分野の知見を有する先進国において体系的に防災を学び、専門家を育成することが必要とされている。加えて、事前防災投資事業を実施するうえでは、中央防災機関に加えて、各省庁（気象・地象観測、公共事業、インフラ整備等）の役割が重要であり、これら組織の能力強化・人材育成が重要である。JICA はこれまでも技術協力プロジェクトや課題別研修等を通じて人材育成を進めてきたものの、短期間の研修では高度な専門性の獲得や、国家の防災を担うリーダー人材の育成には限界があるという現状がある。本計画は、仙台防災枠組の実施に貢献できる専門性の高い人材を長期的な視点

で育成することで、各国における同枠組の実施を促進するとともに、日本の防災知見を熟知し、各国の防災をリードする防災人材の育成促進を目指す。

3. 計画概要

(1) 計画概要

プロジェクトサイト／対象地域名：本邦大学

事業実施期間：2025 年 10 月～2027 年 9 月を予定

主な内容：

1. 受入機関での修士及び博士課程における長期研修（研究及び教育活動等）
2. 特別プログラムによる日本国内の防災関連施設の視察、研修員同士のネットワーク構築、国際会議への参加、母国等における研究データの収集等
3. 共通プログラムによる日本の理解促進

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： フィリピン共和国
- (2) 案件名：技術協力「グレーターメトロマニラにおける地震津波災害に係る災害リスク削減・マネジメントプロジェクト」(2026-2029 年度)
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：グレーターメトロマニラ（メトロマニラ及び周辺の 4 つの Province（Bulacan、Rizal、Laguna、Cavite））／国防省市民防衛局（OCD: Office of Civil Defense）
- (4) 計画の要約：グレーターメトロマニラにおいて、地震及び津波の災害リスク評価に基づく防災計画の策定及び同地域に関する国家災害リスク削減管理評議会（NDRRMC）の枠組の構築を行い、地震津波に係る中央政府機関及び対象地域の地方自治体の防災計画の策定能力、及び分野横断的な NDRRMC の体制の強化を図り、もって、同地域における対策及び防災計画の実施により地震津波による災害リスクの削減に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

我が国の対フィリピン国別開発協力方針（2023 年 9 月）における重点分野「包摂的で強靱な成長のための人間の安全保障の確保」に位置づけられ、人的・経済的な被害を軽減するとともに気候変動リスクの適応に貢献することで、安心安全で持続可能な都市、地方開発に寄与する。また、本事業は、「自由で開かれたインド太平洋」における第二の柱「インド太平洋流の課題対処」による防災・災害対処能力の強化に資するものである。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

フィリピンは、台風、洪水、地震、火山等の自然災害多発国であり、世界リスク指標（World Risk Index、2024 年）にて世界 193 か国のなかで 1 位に順位付けされている。台風、洪水、地震、火山等の自然災害多発国であり、世界リスク指標（World Risk Index、2024 年）にて世界 193 ヶ国のなかで 1 位に順位付けされている。地震に関しては、過去にミンダナオ島地震（1976 年、M7.8、死者 8000 人以上）、ルソン島中部地震（1990 年、M7.6、死者 1600 人以上）等の大規模地震による被害が発生している。マニラ首都圏は、南北に横断する活断層やマニラ湾沖の海溝などに起因した大規模地震が発生し得る地形条件に位置し、2004 年に JICA の支援で策定したマニラ首都圏地震防災対策計画調査では、グレーターメトロマニラ（Greater Metro Manila。以下「GMM」という。）を南北に走るウェストバレー断層に起因する M7.2 の内陸型地震が起こった場合には、建物倒壊による死者が約 34,000 人、二次災害として火災延焼による死者が約 18,000 人と推定された。

フィリピン政府は、2010 年に「災害リスク削減・管理（DRRM：Disaster Risk Reduction and Management）法」を制定し、国家災害リスク削減管理評議会

(NDRRMC : National Disaster Risk Reduction and Management Council) を設置、市民防衛局をその事務局として DRRM 活動の中心的組織に位置づけ、同国における予防・軽減から緊急対応まで、幅広い活動を実施及び促進している。本事業は、同国の政治・経済の中心的な役割を担う都市機能・住民・産業を守り、国家の持続可能な開発を目指すことは優先度及び緊急性が高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

1) 事業目的：

本事業は、GMM において、地震及び津波の災害リスク評価に基づく防災計画の策定及び同地域に関する NDRRMC の枠組の構築を行うことにより、地震津波に係る中央政府機関及び対象地域の地方自治体の防災計画の策定能力、及び分野横断的な NDRRMC の体制の強化を図り、もって、同地域における対策及び防災計画の実施により地震津波による災害リスクの削減に寄与するもの。

2) 事業内容：

- ①GMM における地震及び津波による災害リスクの評価能力が強化される。
- ②災害リスクに対する総合的な対策が計画され、重要度に応じてプロジェクトが優先順位づけされる。
- ③NDRRMC の下に委員会が設立され、GMM における地震及び津波に対する防災活動が主流化される。

3) 事業実施期間：

2026 年 10 月から 2029 年 10 月を予定（計 36 か月）

4) 事業実施体制：

実施機関：国防省市民防衛局（OCD）

5) 投入（インプット）

- ①専門家派遣：総合防災／防災行政、防災計画（地震）、防災計画（津波）、シナリオ地震／地震動（地震ハザード評価）、地盤区分、地震リスク評価、津波ハザード・リスク評価、建築耐震／耐震対策、インフラ・ユーティリティ施設耐震／耐震対策、データベース／GIS、都市計画／土地利用、経済分析／事前防災投資、環境社会配慮、データベース構築（予定）
- ②研修員受け入れ：地域防災計画
- ③機材供与：データ管理機材等

(2) その他特記事項

本案件の実施にあたっては、防災活動に携わる中央政府機関、地方自治体、公共施設を運営する民間企業等の多岐に渡る組織と協力して活動を進める必要があり、防災関係機関の会議への招集及びプロジェクトで実施する防災の取り組み（データ収集、計画策定等）を行う上では、既に整備されている国家レベルの委員会である NDRRMC の枠組みを通じて活動することが、同国の制度上必要不可欠である。このため、NDRRMC の事務局であり、関係機関の招集及び全体の統括・調整の責任・権限をもつ OCD に代わる組織が存在しないことから、OCD を実施機関としている。

以上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：インドネシア、タイ、フィリピン、東ティモール、マレーシア、ソロモン、ニウエ、パラオ、モンゴル、スリランカ、バングラデシュ、ケニア、ジブチ、モーリシャス、ウクライナ、モルドバ
- (2) 案件名：長期研修「国際公法分野の中核人材（2024~2026 年度）」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：フィリピン沿岸警備隊（PCG）職員 3 名（軍籍非保持者。研修受け入れ大学にて選考中であり、うち 1 名は辞退済）。
- (4) 計画の要約：本邦大学院の修士課程を通じ、対象国における国際公法分野の中核となる人材を育成することにより、対象国の同分野の課題へのルールに基づく対応能力の向上を図り、ひいては当該地域の平和・安定・繁栄に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

日本は法の支配の強化を外交政策の柱の一つとして推進し、様々な分野におけるルール作りとその適切な実施に尽力している。これら施策を着実に実施するには、各国における国際公法の理解が進むことが不可欠であり、長期研修員の受入れを通じた国際公法に通ずる人材の育成は、外交政策の実施の礎となっており外交的意義が高い。

- (2) 当該国におけるガバナンスセクターの現状・課題及び本計画の位置付け

国際公法分野では、グローバル化と科学技術の急速な進歩により、新たな課題が生じている。例えば、海洋法分野では、国連海洋法条約にて海洋における各国の権利義務関係や行動規範を示しているが、海賊行為、麻薬の違法取引、違法操業、海洋資源をめぐる紛争、海洋環境の保全等の様々な課題が顕在化している。また、海洋法分野以外でも、国境をまたいだ資源管理や貿易取引をめぐる国家間の紛争等も近年大きな課題となっている。

これら問題に対しては、各国が、法の支配、航海・航空の自由、紛争の平和的解決、自由貿易の推進等の基本的価値に基づいて国際秩序の確保に向けて対応することが、当該地域の平和・安定・繁栄のために不可欠である。

他方、開発途上国の国際法上の課題に対応する体制はまだ脆弱な面があり、このような背景のもと各国において同分野で専門的知識を持って政策立案や事案への対処が可能な人材育成が急務となっている。

本プログラムは、国際公法に関連する政府機関等において実務を担う中核人材を育成することにより、各国政府が同分野における課題に対し、国際法上のルー

ルに基づいて対応するための能力向上を目指す。

JICA の課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ「ガバナンス」では、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が実現し、一人一人の国民が法に基づき保障される社会の実現を目的として、ガバナンスの強化に協力すると共に、国際社会における法の支配の実現にも取り組む方針を掲げている。また、我が国の開発協力大綱は、平和・安全・安心な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を重点政策として掲げる。

本事業は、国際公法分野に携わる実務家及び研究者の能力向上を通じて各国が直面する国際法に関わる問題に対し、法に基づき適切な対処をする体制の強化に寄与することで「法の支配」強化に図るものである。同観点から、SDG ターゲット 16.3「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」の達成にも資するものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

- プロジェクトサイト／対象地域名：本邦
- 事業実施期間：2024 年 9 月～2028 年 9 月を予定
- 事業実施体制：大学院修士課程に研修員が在籍し、指導教授のもとで修士号取得を目指す。
- 主な内容：
 - 各研修員の研究テーマに関する知識・知見の習得に向けた本邦大学院課程での研究実施。
 - 機構の実施する法整備支援事業に関する研修、セミナーへのオブザーバー参加
 - 長期研修員向けイベントへの参加

(2) その他特記事項

なし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：ベトナム
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ベトナム海上警察より 1 名を含む 10 名
- (3) 案件名：令和 7 年度課題別研修「救難・環境防災」
- (4) 計画の要約：
各国の海上保安実務者が、海難の救助、海上で発生する事故・自然災害への対応、及び海洋環境保全に関する知識・技能について習得することを目指すもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
ベトナム国は、海上輸送路の確保や、ASEAN 各国との経済関係を発展させる上で、我が国にとって地政学的な重要性を有する。ベトナム国の国別開発協力方針においては、①成長と競争力強化、②脆弱性への対応、③ガバナンス強化が重点分野として掲げられている。本研修は、③の協力として実施している司法・立法・法執行能力強化プログラムに貢献するものである。
また両国関係は、2023 年 11 月の日越首脳会談において「アジアと世界における平和と繁栄のための包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされ、共同声明には「両首脳は、双方の海上保安当局間の合同訓練、情報共有及び能力構築を含む協力活動の強化を通じて、海洋安全保障及び海上保安に関する協力を強化することで一致した」と明記されている。
- (2) 当該国における運輸交通セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け
ベトナム海上警察（VCG）は法執行ほか海上における治安の維持及び安全の確保を主たる任務としており、海上保安能力の向上に向けた取り組みが行われてきた。海上保安能力の内容の一つとして、救難・環境防災があげられている。しかしながら、その人的資源や能力は未だ十分とはいえず、更なる能力強化が求められている。かかる状況下、VCG の能力強化を目的として、本案件が我が国に要請された。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
 - ① 計画内容：
本案件は海上保安実務者として海難の救助、海上で発生する事故・自然災害への対応、海洋環境保全に関する知識・技能について習得を目指すもの。我が国の実働機関として、高度かつ専門的な知識・技能及びノウハウを有する海上保安庁等の関係機関から本邦の取組み等についても学ぶことができる。最終的には課題・問題を解決するための手法を学び、アクションプラン等として取りまとめる。

また、本コースは運輸交通グローバルアジェンダに位置付けられ、域内の海上における「安全」「治安」「環境保全」に必要な 能力強化に資する「海上保安」クラスターの一部を成すプログラムである。

② 期待される開発効果：

本研修中に学んだ海難救助、海上防災、海洋環境保全に関する知識、技能をもとに作成される行動計画より、参加国の海上保安に係る課題を解決する人材育成が促進され対応能力が向上する。

(2) その他特記事項：

特になし。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：ペルー
- (2) 案件名：令和 7 年度国別研修「海洋汚染対応コース」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：本邦／ペルー港湾海上保安総局（DICAPI）職員 1 名（海軍籍保持）
- (4) 計画の要約：本邦において油流出事故対応研修を実施することで、原油流出事故が発生した際の対応に責任を有する行政機関等の事故対処能力向上を図り、もって同種の事故発生時の迅速かつ適切な対応の強化（油流出範囲の拡大や環境汚染などの影響を最小限に抑える等）に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

ペルーは、我が国にとって鉱物資源および水産資源の重要な供給国であり、ペルーに対する持続的な協力は、両国の関係強化、および我が国への資源供給の安定性強化に資するものである。また、我が国の「対ペルー開発協力基本方針」においては、「防災対策」が重点分野として掲げられており、本研修は、この重点分野に合致するものである。

- (2) 当該国における油防除セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

ペルー国において油流出事故が発生した際には、海上保安機関や海岸線に漂着する油の評価等を担う環境評価・監査庁、国立自然保護区の管理等を所掌する省庁等が連携・協力して対応する必要があるが、省庁間の情報伝達や連携が不十分であり、円滑な対応に課題がある。

流出油事故全体を統括する機関や防除活動に従事する機関等の対処能力、流出油事故発生に備えた対応計画の立案を含む平時の準備、官民のリスクコミュニケーションに課題がある状況を踏まえ、将来の油流出事故に備えるため、油防除分野での技術協力が日本政府に要請されたことを受け、今次研修を実施するもの。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

ペルーにおいて原油流出事故が発生した際の対応に責任を有する行政機関等の事故対処能力を向上し、事故発生時に迅速かつ適切な対応が実施されることで、油流出範囲の拡大や環境汚染などの影響が最小限に抑えられることを目標とし、本邦において国際海事機関（IMO）カリキュラムのレベル 1 及び 2 に準拠した油流出事故対応研修を実施するもの。研修では流出油の回収・処理、災害マネジメント（ICS）、海岸清掃、地域協議会の設立等に係る講義・実習を行う。研修期間は 2 週間、研修

員は 10 名。

(2) その他特記事項
なし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 対象国名：ナイジェリア（代表国）、ベナン、ブルキナファソ、カーボベルデ、カメルーン、コートジボワール、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール、シエラレオネ、セネガル、トーゴ、ルワンダ
- (2) 案件名：令和 7 年度第三国研修「中西部アフリカ地域国際金融犯罪対処能力強化」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：アブジャ（ナイジェリア）、アビジャン（コートジボワール）／ 中西部アフリカ／対象国の法執行機関職員他（軍籍を有するマリ国家警察に所属する警察官 3 名が 2025 年 7 月の研修に参加）
- (4) 計画の要約：本研修は、中西部アフリカ地域の参加各国で金融犯罪に関する情報収集・分析、捜査等に従事する金融情報機関や法執行機関の職員を対象に、ナイジェリア及びコートジボワールにおいて、マネーロンダリングやテロ資金供与、汚職を含む金融犯罪への対処に関する研修を行うもの。法体制・法執行機関の能力強化並びに地域の法執行機関及び金融情報機関の相互協力と連携強化を目的とする。

2. 計画の背景と必要性**(1) 本計画を実施する外交的意義**

日本政府は、開発協力大綱(2023 年 6 月閣議決定)の重点政策に「平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化」を掲げ、各国の法執行機関の能力強化に加え、法の支配の確立、グッドガバナンスの実現のための支援を行うとしている。さらに、日本政府は TICAD9 における日本の取組:平和と安定において、「研修等を通じた金融犯罪・不正金融等に効果的に対処できる体制・能力の強化」、「アフリカの角地域やサヘル地域等の複雑化する地域情勢へ対応するため、国際機関等とも連携して国境を越えた組織犯罪等の課題への取組を強化」に係る支援を行うことを表明している。

また、JICA グローバルアジェンダ「ガバナンス」の「法の支配実現」クラスターにおいて、基本的な人権、自由、法の支配の実現に向けた取組の一つとして、法執行機関の能力強化が位置付けられている。加えて、グローバルアジェンダ「平和構築」の「サヘルの平和と安定」クラスターにおいても、重点分野「ガバナンス／安全」の取組の一つとして、「警察・司法制度の機能強化による住民の安全、地域の治安・秩序の回復」が位置付けられている。

SDG16「平和と公正をすべての人に」のターゲットとして、「16.4 違法な資金及び武器の取引の大幅な減少、奪われた財産の回復及び返還の強化、あらゆる形態の組織犯罪の根絶」、「16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄の大幅な減少」、「16.a 特に開発途上国における、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力

構築のための国際協力などを通じた関連国家機関の強化」が掲げられており、本事業との整合性が高い。

（２）アフリカにおける国際金融犯罪の現状・課題及び本計画の位置付け

マネーロンダリング、テロ資金供与、汚職、詐欺、サイバー犯罪等を含む金融犯罪等による不法な収益は、将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に使用され、組織犯罪を助長するとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより、健全な経済活動に重大な悪影響を与えている。人々の生活の安全を確保し、持続的な経済発展を実現するためには、金融犯罪対策を強化する必要がある。

国際社会では、1988年の「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」(麻薬新条約)、1989年の金融活動作業部会(FATF: Financial Action Task Force)設立、1999年の「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際連合条約」(テロ資金供与防止条約)等を通じて、特にマネーロンダリングやテロ資金供与を防止・摘発するための制度を発展させ、各国内の対策強化と国際社会の連携強化に取り組んできた。

中でも国際刑事警察機構(ICPO-INTERPOL)は、国際金融犯罪の急増を受けて、2022年、金融犯罪・汚職対策センター(IFCACC: INTERPOL Financial Crime and Anti-Corruption Centre)を設立し、金融犯罪対策に関する国際的な連携強化、各国の金融情報機関や法執行機関に対する情報提供や捜査支援、さらには研修やセミナー等関係者の能力強化活動に取り組んでいる。

アフリカでは、法執行機関の人員・体制が十分ではなく、国際犯罪組織による金融犯罪に加え、武器や薬物、天然資源の不正取引、人身取引、テロ、海賊行為等、不法な収益を生み出す犯罪が深刻な課題となっており、その収益がさらなる犯罪の助長につながり、地域の平和と安定にとって大きな脅威となっている。

特に西アフリカは国際金融犯罪の多くが拠点を置く地域であるが、ナイジェリアは其中でも中心的な国であり、日本でもナイジェリア発の金融詐欺や国際ロマンス詐欺の被害事例は多数確認されている。国際的な金融犯罪は、国境を越えた域内の連携強化・協調した取り組みが重要であることから、本案件は中西部アフリカ地域の国を対象とし、各国の法体制・法執行機関の能力強化のみならず、地域の法執行機関及び金融情報機関の相互協力と連携強化も目的とするものである。平和と安定に寄与するものであるとともに、日本を含む全世界の犯罪脅威を取り除く観点からも重要度が高い。

3. 計画概要

（１）計画概要

中西部アフリカ地域において、マネーロンダリングやテロ資金供与、汚職を含む金融犯罪に効果的に対処できる体制が強化されることを目的として、金融情報機関及び法執行機関等の職員に対する研修を実施する。

（２）その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：マレーシア
- (2) 案件名：国別研修「マレーシア海上法令執行庁総合的海上保安管理能力向上」
(2024-2026 年度)
- (3) プロジェクトサイト／対象地域／参加者：本邦／マレーシア国／マレーシア海上法令執行庁（MMEA）
- (4) 計画の要約：MMEA の海上法執行能力の強化を通じマレーシア周辺海域における安全性が向上する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

我が国の「対マレーシア国別開発協力方針」（2023 年 9 月）における重点分野 2 「アジア地域共通課題への対応」では、アジア地域全体の利益の増進のために、海上を含む法の支配の確保等、地域共通の課題に対応するべく、人材育成、相互協力推進強化を含めて支援を行うとしている。また、我が国は「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けて各国と協力をしつつ様々な施策を展開している。その中でも「海における法の支配の確保のための理念・知見の共有」が、FOIP 実現のための四本の柱のうち、「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組の一つとして定められており、本計画はこれに資するものである。

- (2) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

マレーシアは、地政学的重要性を有する国際海上交通の要衝上に位置し、日本にとっても重要なシーレーンであるマラッカ・シンガポール海峡をはじめとして領海内に広範囲の国際航路を有している。また、同領海では日本関係船舶を含む多数の国際船舶が航行している等、領海の安全確保は、同国の社会経済上重要である一方で、領海内での海難事故や外国漁船による密漁、密輸、海賊、密入国等の犯罪の増加が深刻な問題となっている。

こうした状況に対し、同国政府は 2005 年に、海上保安に関係する業務を一元的に管理し対応するため、マレーシア海上法令執行庁（Malaysian Maritime Enforcement Agency：MMEA）を設立した。MMEA の主な業務は、領海の海上における法と秩序の維持・捜索救助であり、設立以来、多発する犯罪や事故への対応能力の強化、東南アジア諸国との連携・協力体制の構築等に取り組んできた。また、教育訓練施設であるスルタン・アフマッド・シャー海洋アカデミー（Academy Maritime Sultan Afmad Shah：AMSAS）をマレー半島東海岸中央部クアンタンに設立し、実務経験の蓄積及び組織内で育成された指導者による指導を通じて、ASEAN 諸国を対象とした「国際研修」を実施するなど、海上保安訓練機関との国際的な協

力関係の構築に取り組んでいる。

このような背景のもと、JICA は MMEA 設立以降、海上法執行活動において必要な海上法執行の能力強化にかかる支援を段階的に実施してきており、MMEA の現場における更なる実践力の向上を図ってきている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

- ・ 2024 年 4 月～2027 年 3 月を予定（計 36 ヶ月）
- ・ 海上保安分野に係る課題、新技術等、世界的な情勢の理解を促し、訓練戦略策定上の方針を明確にするための研修の実施。
- ・ 海上保安分野に関連する能力を確立するための研修の実施。
- ・ 海上保安業務遂行体制を確立させるための課題について理解を深めるための研修の実施。
- ・ 海上保安分野に関連する効果的な訓練評価手法について理解を深めるための研修の実施、等。

(2) その他特記事項

なし。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：マレーシア
- (2) 案件名：個別専門家「マレーシア海上法令執行庁海上保安アドバイザー」（2024-2027 年度）
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：マレーシア国プトラジャヤ、パハン州クアンタン／マレーシア国全域／マレーシア海上法令執行庁（MMEA）
- (4) 計画の要約：MMEA の訓練実施計画の戦略化を進め、周辺地域の海上法令執行に関する人材育成をより効果的・効率的に進めるため、国際的な動向や同国内の関連法や政策、先進技術への理解を促進するとともに、より効果的かつ実践的な研修の実施を促進する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

我が国の「対マレーシア国別開発協力方針」（2023 年 9 月）における重点分野 2 「アジア地域共通課題への対応」では、アジア地域全体の利益の増進のために、海上を含む法の支配の確保等、地域共通の課題に対応するべく、人材育成、相互協力推進強化を含めて支援を行うとしている。また、我が国は「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けて各国と協力をしつつ様々な施策を展開している。その中でも「海における法の支配の確保のための理念・知見の共有」が、FOIP 実現のための四本の柱のうち、「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組の一つとして定められており、本計画はこれに資するものである。

- (2) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

マレーシアは、地政学的重要性を有する国際海上交通の要衝上に位置し、日本にとっても重要なシーレーンであるマラッカ・シンガポール海峡をはじめとして領海内に広範囲の国際航路を有している。また、同領海では日本関係船舶を含む多数の国際船舶が航行している等、領海の安全確保は、同国の社会経済上重要である一方で、領海内での海難事故や外国漁船による密漁、密輸、海賊、密入国等の犯罪の増加が深刻な問題となっている。

こうした状況に対し、同国政府は 2005 年に、海上保安に係る業務を一元的に管理し対応するため、マレーシア海上法令執行庁（Malaysian Maritime Enforcement Agency : MMEA）を設立した。MMEA の主な業務は、領海の海上における法と秩序の維持・捜索救助であり、設立以来、多発する犯罪や事故への対応能力の強化、東南アジア諸国との連携・協力体制の構築等に取り組んできた。また、教育訓練施設であるスルタン・アフマッド・シャー海洋アカデミー（Academy Maritime Sultan Afmad Shah : AMSAS）をマレー半島東海岸中央部クアンタンに設

立し、実務経験の蓄積及び組織内で育成された指導者による指導を通じて、ASEAN 諸国を対象とした「国際研修」を実施するなど、海上保安訓練機関との国際的な協力関係の構築に取り組んでいる。

このような背景のもと、JICA は MMEA 設立以降、海上法執行活動において必要な海上法執行の能力強化にかかる支援を段階的に実施してきており、MMEA の現場における更なる実践力の向上を図ってきている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

- ・実施期間：2024 年 4 月～2027 年 3 月を予定（計 36 ヶ月）
- ・証拠採集、保全、分析技術等に係る教育プログラムの構築、マレーシア海上法令執行庁内検査実施体制及び運用体制構築に係る指導助言。
- ・潜水救助技術等に係る教育プログラムの構築、マレーシア海上法令執行庁内検査実施体制及び運用体制構築に係る指導助言、等。

(2) その他特記事項

なし。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：マレーシア
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：マレーシア海上法令執行庁より 2 名を含む 24 名
- (3) 案件名：令和 7 年度課題別研修「国際公法（海洋法と国際紛争の平和的解決）」
- (4) 計画の要約：
国際社会における法の支配の観点から国際法の意義を再確認するとともに、海洋法及び国際紛争の平和的解決のメカニズムについて理解を促進し、各国における国際法の実践能力の強化を図るもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
マレーシア国は、世界でも有数の輻輳航路であるマラッカ・シンガポール海峡を擁し、エネルギー資源、食糧、製品等の海上物流にとって極めて重要な地域となっている。また、同国および他のアジア諸国は近年の経済成長が目覚ましく、海上輸送が円滑に行われることは、当該国、地域のみならず世界経済にとって大変重要である。
- (2) 当該国におけるガバナンスセクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け
我が国にとって海上輸送路の確保や、各地域との経済関係を発展させる上で、地政学的な重要性を有する。一方、領海内での海難事故や外国漁船による密輸、海賊、密入国等の犯罪の増加など深刻な問題を抱えている。マレーシア国の開発基本方針は、①協力パートナーとしての関係構築②アジアの地域協力の推進の 2 つであり、本研修は①の協力として実施している運輸ネットワーク強化プログラムに貢献するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
 - ① 計画内容：
 - ア) 国際社会における国際法、とりわけ海洋法の概要を理解し、その果たす役割を説明できる
 - イ) 国連海洋法条約をベースとして、海域別の規制（領域主権・沿岸国権限が及ぶ水域、及び公海/深海底等それぞれの定義・権利・規制）を理解し、自国の現状を分析する
 - ウ) 海洋法のうち、特定の事項にかかる権利と規制について理解し、問題点を分析する。
 - エ) 国際紛争、とりわけ海洋紛争の平和的解決に向けた国際社会の取り組み及

び制度について理解し、それぞれの紛争解決手続きの特徴を説明できる。

オ) 研修参加国における国際法の履行上の課題を明確にし、対応策を提案する。

② 期待される開発効果：

国際社会における法の支配の観点からの国際法の意義を再確認するとともに、その代表例として、海洋法及び国際紛争の平和的解決のメカニズムについて理解するとともに、各国における国際法の実践能力の強化を図る。

(2) その他特記事項：

特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名： モルディブ共和国（以下、「モルディブ」という。）
- (2) 案件名： 海上保安能力強化
(Strengthening the Capacity of Maritime Safety and Security)
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： モルディブ沿岸警備隊（以下、「MNDFCG」という。）職員 2 名（両名とも軍籍保持）が本邦研修で来日。
- (4) 計画の要約： 本計画は、国防省傘下の MNDFCG（Maldives National Defense Force Coast Guard）職員に対する海上保安分野での本邦研修を実施することにより、研修参加職員の海上犯罪取締りに係る知識・技能の習得を図り、もってモルディブ国の海上法執行能力強化に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本計画は、我が国の「対モルディブ共和国 国別開発協力方針」（2020 年 4 月）における重点分野 3「ガバナンス能力の強化」に沿っている。また、日本政府の外交政策である「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のうえで、同国は地政学的に重要な位置にあり、本計画では FOIP 四本柱のうち、第一の柱（「平和の原則と繁栄のルール」）及び第四の柱（「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組）の推進の観点から貢献するものであり、実施の意義は大きい。

- (2) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

モルディブは、大小 1,192 の島々から構成される島嶼国であり、アジアと中東・欧州を繋ぐインド洋のシーレーンに位置する海上の要衝である。国内産業が限定的であることから、燃料や食品、生活用品等を輸入に頼っており、国民の生活維持の観点から、物資輸送のための海上の治安維持が極めて重要である。また、GDP の大部分を占める観光業や漁業等の産業発展の観点からも、域内の海上保安の重要性は高い。

モルディブの海上保安を担う MNDFCG は、同国の広大な排他的経済水域（EEZ）の資源の保護や、海上犯罪にかかる海上法執行、海難事故などの海救難救助にかかる任務に従事している。一方、現状 MNDFCG にはこれらの活動に必要な専門的な知識や技術が不足しており、近年は麻薬の違法取引や違法漁業を含む海上犯罪が増加している。

このような背景のもと、モルディブ政府は、MNDFCG の能力強化を目的とし、日本の海上犯罪取締りの実践と知識を踏まえて本計画要請した。実施にあたっては、先方が抱える上記課題や人材育成のニーズを踏まえ、関連する分野（海上犯罪取締り等）の課題別研修への上乗せにて対応することとする。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本計画は、MNDFCG 職員に対する海上保安分野での本邦研修（海上犯罪取締り等の課題別研修への上乗せ）を実施することにより、研修参加職員の海上犯罪取締りに必要な知識・技術の習得を図り、もってモルディブ国の海上法執行能力強化に寄与するもの。2025 年度と 2026 年度に、2 名ずつの MNDFCG 職員が本邦研修に参加。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：モルディブ
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：モルディブ海洋情報局から 1 名を含む 7 名が参加。
- (3) 案件名：令和 7 年度課題別研修「海図作製技術－航行安全・防災のために－（国際認定資格 B 級）」
- (4) 計画の要約：
水路測量又は海図作成を担う各国政府及び政府関係機関に在籍する技術者を対象とし、海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
モルディブは、アジア地域と中東・アフリカ地域を結ぶインド洋シーレーン上の要衝に位置する地政学的な重要性を有しており、自由で開かれたインド太平洋を実現する上での我が国の重要なパートナーとなっている。対モルディブ国別開発協力方針は、①地域振興、②環境・気候変動・防災、③ガバナンス能力の強化が重点分野となっており、本研修は、安全な水路サービス確保のための正確な海図作製能力向上に寄与する人材育成を通じ、②環境・気候変動・防災および③のガバナンス能力強化プログラムに貢献するものである。
- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
海図は海上交通の安全を確保し海上貿易を成長させるために重要な社会基盤であるのみならず、津波や油流出等の大規模災害などに係る防災や海洋の環境保全の施策立案にも不可欠である。しかし、モルディブ国においては、人材不足が一因で海図整備が未だ不十分であり、海図作製及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的として、本コースを実施する。また、本コースは運輸交通グローバルアジェンダに位置付けられ、海上の安全性向上や途上国の自律的な警備救難活動、違法行為や環境汚染に適応できる能力強化に資する「海上保安能力強化」クラスターの一部を成すプログラムである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
 - ① 計画内容：
 - ア) 海図作製に必要となる基礎理論・各種測量技術・作図法、海図作製に必要な現地でのデータ収集、収集されたデータより海図を作製する元となる測量原図の作製。

イ) GIS等のツールを使用した海図データの活用方法

- ② 期待される開発効果：海図作製技術を習得することで水路測量国際認定 B 級が取得され、作成された海図情報の活用法を理解する。

(2) その他特記事項：

特になし

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：モルディブ
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：モルディブ消防救助隊より 1 名を含む 11 名
- (3) 案件名：令和 7 年度課題別研修「コミュニティ防災」
- (4) 計画の要約：
自然災害に対する防災・公助の重要性を理解し、その上で公助の及ばない地域・期間・災害規模に対しては個人・コミュニティによる自助・共助により災害被害を低減せざるを得ないことを理解し、日本のコミュニティレベルでの防災活動を学習・体験することを通じて、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を習得することを目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
モルディブは、アジア地域と中東・アフリカ地域を結ぶインド洋シーレーン上の要衝に位置する政学的な重要性を有し、我が国が自由で開かれたインド太平洋を実現する上での重要なパートナーとなっている。対モルディブ国別開発基本方針は、①地域振興、②環境・気候変動・防災、③ガバナンス能力の強化が重点分野となっており、本研修は「仙台防災枠組 2015-2020」における「災害リスクを理解」し「効果的な応急対応のための災害への備え」への取組みに寄与する人材育成を通じ、②の「環境・気候変動・防災」プログラムに貢献するものである。
- (2) 当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け
長年日本が培ってきた日本のコミュニティレベルでの防災活動を通じて、中央政府・地方政府の中核的職員が、自然災害に対する防災の重要性及び自助・共助・公助の必要性を理解し、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を説明できる人材を養成することを目的とする。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
 - ① 計画内容：
 - ア) 災害における防災力の意義及び重要性、コミュニティ防災の概念と自助・共助・公助の必要性を説明できる。
 - イ) コミュニティ防災を促進するための地方政府の役割及びコミュニティ組織等の具体的な防災活動状況と課題を理解し説明できる。
 - ウ) 自国におけるコミュニティ防災を推進していくためのアクションプランの

作成を行う。

② 期待される開発効果：

日本のコミュニティレベルでの防災活動を通じて、中央政府・地方政府の中核的職員が、自然災害に対する防災の重要性及び自助・共助・公助の必要性を理解し、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を説明することができる。

(2) その他特記事項：

特になし。

以 上

案件概要書

2026 年 4 月 21 日

1. 基本情報

- (1) 国名：レバノン
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：レバノン国軍 IT 総局より 1 名を含む 27 名
- (3) 案件名：令和 7 年度課題別研修「サイバー犯罪対処能力向上」
- (4) 計画の要約：
日本におけるサイバー犯罪事案に用いられる捜査手法及び適用される法律について、また、犯罪抑止のための民間事業者との連携について紹介するとともに、犯罪に関係した電子機器からデータを抽出し、証拠化するデジタルフォレンジック分野の取組を紹介するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
レバノンはイスラム教やキリスト教など 18 の宗派が混在しており、「モザイク国家」である。宗派間の対立や、シリアをはじめとする周辺国からの難民流入、テロ・紛争など、地政学的リスクによる様々な害悪を受けやすい状況にある。そのため、国内融和の促進および国内基盤の早期強化が喫緊の課題である。現在は、デジタル基盤の強化によって、国内の安定や犯罪の取締りをはじめとする諸分野の強化が求められている。これはレバノンのみならず、地域全体の治安安定にとっても重要な課題である。したがって、本研修を実施する意義は極めて高い。
- (2) 当該国におけるガバナンスセクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け
サイバー犯罪に国境はなく、多くのサイバー攻撃は国外から行われている。したがって、サイバー犯罪の抑制には各国の法執行能力の強化とともに、国際連携や情報共有が不可欠である。近年、暗号資産を悪用したマネーロンダリングや不正送金といった新たな脅威も顕在化している。加えて、重要インフラのデジタル管理体制が不十分なことも深刻なリスクとなっている。レバノンは周辺諸国と複雑な軍事・外交関係を有しており、サイバー犯罪の脅威が一層高まっているにもかかわらず、サイバー犯罪に関する法整備やインフラのデジタル管理体制が不十分である。このため、法制度の整備やデジタル基盤の強化、そして国際的な連携の推進が喫緊の課題である。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
 - ① 計画内容：
 - ア) 参加国のサイバー犯罪の現状とこれに対する取り組み状況が共有され、サイ

バー犯罪に関する我が国の法制度、捜査手法及び技術的な対処手法を理解し、説明できるようになる。

イ) サイバー犯罪に対する効果的な相互連携・国際協力について共通認識を得る。

② 期待される開発効果：

サイバー犯罪に関する法制度の整備・改善や捜査手法・技術の向上、民間事業者との連携による対策に有用な日本の知識・経験を習得し、自国での取り組みの参考とする。また、日本や参加国の捜査機関同士の協力関係が強化される。

(2) その他特記事項：

特になし

以 上

案件概要書

2026年4月21日

1. 基本情報

- (1) 国名：レバノン
- (2) プロジェクトサイト／対象地域：レバノン南部地域
- (3) 案件名：令和7年度 UNDP 補正案件「人間の安全保障の推進：レバノンにおける安定化と人間の安全保障のための紛争後の復興における民軍協力（CIMIC）を通じた国家と国民間の信頼強化」（以下、「本事業」という。）
- (4) 案件実施機関：国際連合開発計画
- (5) 計画の要約：

本事業は、特に甚大な被害を受けた南部地域を対象に、レバノン軍（Lebanese Armed Forces、以下、「LAF」という。）の民軍協力（Civil-Military Cooperation、以下、「CIMIC」という。）部門と連携して、紛争によって失われた公共インフラを復旧し、市民への基本的なサービス提供を再開することで、国家と市民間の信頼を再構築し、国内避難民の安全な帰還を促進するものである。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 当該国における現状・課題及び本事業の位置付け

レバノンにおいては、2024年11月の停戦合意にもかかわらず、特に国境地帯を中心に散発的な空爆や越境攻撃が継続しており、完全な安定には至っていない。国連人道問題調整事務所（UNOCHA）の報告によると、この紛争により約4,000人の死者と約17,000人の負傷者が発生するという甚大な人的被害が生じている。また、国際移住機関（IOM）によれば、一時的に100万人以上が避難を余儀なくされた。多くの避難民は帰還したものの、依然として約64,000人が出身地以外の場所で避難生活を送っている。帰還した人々も、インフラの破壊や地雷汚染、公共サービスの途絶といった劣悪な環境に直面し続けている。

さらに、世界銀行によれば、紛争によるレバノン全体の経済的損失は推定140億ドルに上り、そのうち68億ドルは物理的構造物への損害とされている。特に住宅部門は46億ドルもの損害を受け、水道、電力、交通といった基本的なインフラも広範囲によって破壊され、農業地帯も大きな打撃を受け、多くの住民の生活基盤が失われている。

包括的な復旧と安定化のために、日本からの拠出にて UNDP を通じて、現地で活動する LAF の CIMIC 部門による公共インフラの復旧及び住民への基本的なサービス提供を通じた国家と紛争の影響を受けた地域住民間の信頼醸成を支援することは意義深く、レバノンの人々に対する人道支援に大きく貢献する。

（２）本事業を実施する外交的意義

レバノンでは中東の要衝であり、イスラエル・シリアと国境を接し、宗派対立、経済危機、シリア難民問題等、複雑な不安定要素を抱える。レバノンの安定なくして、中東全体の平和と繁栄は望めず、エネルギー安全保障やテロ対策等の面で日本の国益にも直結する。本事業は、紛争後の早期復旧を支援し、人間の安全保障を促進することで、レバノンの安定化に直接貢献し、以て国際社会の平和と安定に主体的に寄与するという我が国の積極的平和主義を具現化するもの。

また、日本は人道支援、開発協力、平和構築の各分野が分断されることなく、有機的に連携する「HDP ネクサス」の重要性を国際社会に提唱してきた。本案件は、紛争によって破壊された公共インフラを再建し、住民の生活基盤を回復させると同時に、LAF と市民社会との間の信頼関係を再構築するという、まさに「HDP ネクサス」を実践するもの。単なるモノの支援に留まらず、社会の基盤となる市民の国家機関に対する信頼の向上という無形の資産を育むことで、持続可能な平和構築に貢献し、質の高い成長を支援するという日本の理念を明確に示すことができる。

加えて、国連レバノン暫定軍（UNIFIL）による 2026 年末の活動終了を控え、これまで UNIFIL が担ってきた医療、教育、電力支援等の民生支援機能を LAF の CIMIC 部門が段階的に引き継ぐことが想定される中、LAF に対する支援は同国の治安安定の観点からも非常に重要である。今年 3 月には、仏・パリにおいて、LAF 支援のための国際会合も予定されており、各国による LAF に対する追加支援表明が見込まれるところ、本事業を通じて LAF の CIMIC 部門を支援することは、国際社会の動きにも即したものである。

本事業に対する我が国支援への期待は大きく、先日横田レバノン大使が LAF のハイカル司令官に着任表敬した際にも、日本の LAF に対する非軍事分野における支援への感謝と、さらなる支援への期待が先方より述べられたところである。これに応えることは二国間関係の一層の強化に資する。また、UNDP との連携を通じて、レバノンにおいて具体的な成果が可視化されることで、日本が紛争影響下にある国々にとって信頼できるパートナーであるという国際的な評価を確立させ、国際社会における日本のリーダーシップと影響力を向上させることが期待される。以上より、本事業を実施する外交的意義は高い。

（３）その他特筆すべき点

本事業は、LAF の CIMIC 部門との連携を軸としており、LAF はレバノンの正規軍であることから、開発協力大綱の「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」原則に照らし、協力の可否について検討を行った。本事業では、遠隔地にアクセスを有し、市民から比較的高い信頼を得ている LAF の CIMIC 部門と連携し、紛争によって破壊された基礎インフラの整備を行うことで、市民への基本的なサービス提供を再開することで、国家と市民間の信頼を再構築し、国内避難民の安全な帰還を促進することを目

的としている。この点、本事業は、その趣旨が人道支援であり、同原則に抵触しないと判断し、これを実施することとした。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

レバノン軍・民軍協力部門と連携し、紛争で被害を受けた南部、北部、ベカー、山岳レバノン（県）の生活インフラ（水、学校、道路等）を復旧し、民間人の生活再建と国家・住民間の信頼強化を目指す。

② 裨益効果

レバノン住民約3万人がインフラ復旧による生活改善の直接的恩恵を受け、間接的に約475万人の地域住民の安定と人間の安全保障に貢献する。

③ 計画実施期間

2026年3月から2027年3月までの12か月間